

印度 セイロン 目次

第一章 地理・歴史……………一三二

第二章 人口・住民及宗教……………一三六

（附）カースト制度……………一三八

第三章 教育・衛生……………一三九

第四章 政治・国防及財政……………一三七

第五章 産 業……………一三六

 農業（一三六） 畜産業（一三八） 林業（一三九）

 水産業（一四〇） 工業（一三九）

第六章 勞 働……………一三五

第七章 貿 易……………一三九

第八章 交 通……………一四〇

第九章 主要都市……………一四七

（附）マルダイブ諸島……………一四三

第十章 セイロン……………一四四

印度……目次

（附）アンダマン及ニコバル諸島……………一四四

第十一章 文献目録……………一三七

印度

(附 セイロン、アンダマン及ニコバル島)

第一章 地理・歴史

一 地理

1 位置・面積

印度はヒマラヤ及ヒンズークシの兩山脈によつて區劃されるアジア大陸南部の半島部であるが、それ自體一つの大體としての性格を有してゐる。赤道の以北に熱帯・亞熱帯及温帯に跨つてゐる。西はベルチスタンの西端東經六一度より東はアッサムの東端東經九七度まで、南は印度半島の南端コモリン岬の北緯八度より北はカシミールの北方國境北緯三七度まで横がり、北回歸線は印度の中央を横斷してゐる。其の面積は四、〇七九、二五五平方千米にて、東西約五、六〇〇千米、南北約五、四〇〇千米に達してゐる。蜿蜒數千千米に亘る印度の國境は、大部分山脈による自然的國境であり、從て印度が境してゐる國々は何れも、西部・北部及東部の大山脈の彼方に存在してゐる。即ち西はベルチスタンの高原に續いてイラン國及バミール高原に續くヒンズークシ、ハザラの兩山脈をもつアフガニスタン、北はヒマラヤ山脈、カラコルム山脈を距てて新疆及チベット(西藏)、東はバクトク、ナガ、チン等の丘陵を距ててビルマに接してゐる。斯様に東・北及西の三方面は山岳・丘陵によつてアジアの他の部分及ビルマより隔絶されて居り、又南方が海洋に開けて他の大陸と直接の

印度……地理・歴史

聯繫をもたぬ故に印度はアジア大陸として取扱はれることがある。

2 山系

印度はアジア大陸をなして、三方が山岳によつて圍まれて居り、又印度半島が高原をなして居るため、大體に於て山系は山岳障壁をなすものと半島高原のものとの二大別することが出来る。尙山岳障壁をなすものも、西はベルチスタンの高原、北のヒマラヤ大山脈、東のビルマ境に於る南北性をもつ丘陵性の山脈といふ様に細別することが出来る。ヒマラヤ山脈は中央アジアに於る世界の屋根バミール高原より南東に約二、五〇〇千米、印度の北境を走る。印度の西北隅カシミールに於て、ヒマラヤ山脈は内側・中央及外側の三重の主要山脈に分れる。ザンスカル山脈・パンジ山脈・パーバンジャル山脈は夫である。ヒマラヤ山脈の北にはカラコルム山脈がバミール高原に發し、カシミールを過ぎ、西藏の南部を走るヘチン山脈に續いてゐる。バミール高原より西方に續いてヒンズークシ山脈がある。この山脈はアフガニスタンと印度との境界の一部をなすが、遂にアフガニスタンの國內を縱斷してゐる。スレイマン山脈はヒンズークシ山脈より分岐し、北部ベルチスタンとパンジャブとの間を西南に向つて走り更に南ベルチスタンに進む。其の地に於てキルサー山脈は分れてシンド及南ベルチスタンとの間を南走してベルチスタン高原の一部をなすが、一方ブグチ丘陵もスレイマン山脈より分岐してベルチスタンの内部に入り、ベルチスタン高原をなしてゐる。

東部丘陵地はヒマラヤ山脈の東端に連り、南方ビルマと印度との間を走り山麓は遙にベンガル湾にまで擴がらるる、北方のバトカイ山脈はアッサムよりネグレイズ岬まで續く山脈の一部をなし、且つ分水嶺をなしてゐる。次いで其の山脈はナガ丘陵地となり、マニプル高原となる。ルシャイ丘陵地はマニプルにつづき、其の南方に横たはる。パライル山脈はマニプル高原より西方にアッサム地方に向つて走るが、之に竝んで存在する丘陵地はジャインテヤ、カシヤガロ等の丘陵地である。南部高原地方は印度大平原の南にあり、印度半島の高原は其の一部をなしてゐる。北緯二一度及二四度の間を西より東に走る山脈即ちサトブラ・ラインは、この南部高原をサトブラ・ライン以北の高原即ち北印度高原と南部のデカン高原とに分つ。

3 河系

印度にはインダス、ガンジス、ブラマプトラ等の大河を初として大小無数の河川が存在するが、之を大別するに北印度の河川、半島部の河川と二つの群に分つことが出来る。北印度の河川はヒマラヤ山脈の融雪に養はれるため、常に満々たる水量をもつてヒンドスタン平原を潤してゐる。夫等の河川は同一地域に源を發し、大平原を貫流し乍らベンガル湾、アラビア海と異なる海洋に注ぐものに分れる。

インダス河—其の源をチベットに發し、カシミールを貫流し、パンジヤブ平原に出で、降雨の多いシンド平原を流れてアラビア海に注ぐ。延長三、一九〇軒餘にて、幾多の支流を合せ、其の流域は九六萬方軒に及んでゐる。

ガンジス河—延長三千軒餘、其の流域は一七三萬平方軒で、ヒンドスタン平原の中央部を占めてゐる。中央ヒマラヤ及ネパール等の山中に其の源を發し、南流して聯合州を過ぎ、ベンガルに入り、其の下流に於てはブラマプトラ河と共に廣大な三角洲を造つてゐる。

ブラマプトラ河—チベットに源を發し、東流してヒマラヤ山脈の東端

附近に出で、印度に入りてアッサム地方を西に流れ、ヒンドスタン平原東經九〇度の附近にて南流しベンガル湾に注ぐ。延長は三千軒餘、其の流域は一七〇萬平方軒の廣大な地域をなす。印度半島に於る河川は、高原を貫流するために多くは峡谷を流れ、其の流域に廣大な流域をもつものは少い。マドラス平野を東流する河川は其の下流で平坦な流域をもつが、ガンジス河、インダス河に比すべくもない。

4 平野

印度にはヒンドスタン大平原を初とし、マドラス平原及海岸平原等世界の生産地として知らるる平原があり、世界的生産地たるヒマラヤ大山脈と好對象をなしてゐる。

ヒンドスタン平原—ヒマラヤ山脈と中央印度高原との間にあり、アラビア海よりベンガル湾まで約三千二百軒に亘り、其の幅員は二百五十方至三百二十軒で、世界に於る最も重要な平原の一をなしてゐる。この廣大な平原は文字通りの平原をなし、坦々として水面的な地表を呈してゐる程である。この大平原が印度三大河の流域をなすために、河川の異なる程で多少の相異が認められるが、一般に沖積土は非常に厚くあり、幅もあり、其の質が均一且つ生産的である。

西部海岸平原—印度半島高原の周縁をなすもので、カッチ島及カシアワル、グジャラットの北部より南部のマラバル海岸に至る帯狀の細長い平原である。北部平野はシンド平原及西部海岸地方との移行地帯をなし、ラジプト高原と西ガーツ山脈の北部とカッチ湾及ボムベイ湾との間に横はつてゐる。大部分岩石地で不毛であるが、沖積土より成る地方もある。

東部海岸平原—印度半島高原の周縁で、西部海岸とはカルダモム丘陵で境してゐる。南部のコモリン岬よりベンガル湾に臨むヒンドスタン平原に至る千六百軒以上に亘る帶狀の平原で、東ガーツ山脈、印度半島高原北部地方と印度洋、ベンガル湾との間にあり、南部はマドラス平原で

印度大平原の一をなしてゐる。百五十米以下の高度で主として沖積地より成るが、水成岩をもつ地域も處々に見られ、大部分は生産地である。北部地方は海岸平野と共にゴダバリ河及キストナ河の三角洲が廣大な部分を占め、沖積土壌の地と水成岩の地とより成り、五分の一は不生産地である。

5 氣候

印度の氣候にとつて、水と陸との分布は決定的な要素をなしてゐる。即ち印度が北回歸線を其の大陸の中央にもち、熱帯・亞熱帯及温帯に跨つてゐる外に北方にヒマラヤ山脈、パミール高原及チベット高原、それに續くアジア大陸の内奥地方があること、南方に印度洋といふ熱帯、赤道に亘る大海洋のあることは印度の氣候に對して重要な役割を演じてゐる。

アジア大陸の東部・東南部一帯に亘つて、季節風はアジア氣候の特質をなしてゐるが、印度に於る其の季節風の襲來は、アジアの他の地方に於るよりも強烈で且つ多量の降雨を齎すために印度大陸に非常な影響を與へる。之は一般に季節風として知られ、其の襲來の時期・期間・地域及後退の時期が殆ど毎年一定してゐる。印度の氣候は大體に於て乾・濕の二期に大別することが出来る。

(1) 乾期 大體に於て二月より五月へかけ太陽一度南半球に移るや、中央アジアは寒氣に襲はれ、北部印度も亦寒冷の季節となり温帶的氣象は南部印度に移る。此の季節を乾期となし、殆ど降雨を見ることがない。

(2) 濕期 之に反し太陽一度北半球に移るや、南部アジア一帯は酷熱の地と化し、印度より來る濕氣を帯びる風に吹付けられる。此の季節を濕期と爲し、殆ど連日降雨を見ざるはない。右の印度洋上から吹き來る風は、所謂南西季節風であつて、毎年六月より九月に至る四箇月間に行はれ、印度一年間の雨量の九割を此の季節に齎す。次に冬期季節風は一〇月より二月迄の五箇月間に行はれる東北の陸風であつて、濕氣を帶

びることが少い。併し右季節風がベンガル湾を通過する時は、相當の濕氣を帯び、マドラスの東南地方及パンジヤブ地方にも降雨を見る。此の季節は全體として印度の最好季節である。三月より五月に至る三箇月間は普通春期であるが、印度に於ては苦熱の最も甚しき季節であつて、三月中デカン地方は室内に於てきへ華氏百度を起すことあり、四月は中央州及グジャラット南部地方最も暑く、室内最高百五度に達し、五月は奥地一般に百五度乃至百十度に上り、六月にはジャコバット附近のインダス谿谷地方は百十度を超ゆること稀でない。

(3) 雨量 毎年六月より九月に至る夏期季節風期に於る全印度の平均雨量を示せば左の通りである。

Table with columns for regions (e.g., アッサム, ベンガル, 中央印度) and months (五月, 六月, 七月, 八月, 九月). It lists average rainfall in inches and centimeters for each region during the monsoon season.

二 歴史

1 年代記摘要

- 二、〇〇〇 紀元前
三二六 アリアン人の侵入
アレキサンダー大王の印度征服

- 二六〇 阿育王の即位
- 七一―二六 カーンバ王朝
- 第四世紀頃 グプタ王朝
- 第七世紀頃 グプタ王朝の復興
- 第八世紀 回教徒の侵入
- 一五二六 モガル帝国の建設
- 一六〇〇 東印度会社の建設
- 一七五六 ブラックホール事件の発生
- 一八五八 英國女王の印度統治宣言

2 英國の領有前

紀元前約二千年、其の當時中央アジアの高原にあつたアリアン人は、印度西北國境の難嶺を越えてインダス平原に侵入して来た。而して先住人たる黒人種ドラビダ人を漸次南方に驅逐し、遂にはガンジス平原に進出したのである。初めアリアン人がパンジヤブ地方に侵入するや、彼等は原始的森林を開き、沼澤を埋め、都市村落を建設して暗黒なる大陸を彼等の居住に適する地ならしめた。彼等が印度の諸地方を其の支配の下に置くに至ると、アリアン人は自己の立場を擁護せんがためにカースト(Caste)の制度を設け、印度特有の社會組織として今月に至るまで嚴に行はれて来た。其の後印度にはイラン(ペルシヤ)人、フン人及スキチア人等の諸民族の侵入があつた。彼の有名なるアレキサンダー大王が紀元前三二六年、西北境よりインダス平原に侵入し、印度征服を企圖したが、マカド國王チャンドラグプタのために大敗を喫し、其の壯圖は挫折するに至つた。

アレキサンダー大王の敗退後、チャンドラグプタはパンジヤブ、西北諸州を併合しギリシアに征服された領土を回復し、マウリヤ帝國を建設して、以後約八百年の久しきに亘り、印度は其の支配の下にあつた。此の時代は所謂佛教時代で、殊にチャンドラグプタの孫に當る阿育王は紀元前二六〇年王位に即くや、今日のオリッサ及ベンガルの地方を征服し國領となるに至つたのである。

3 英國統治時代

ヨーロッパと印度との直接の通商交渉は一五世紀の末まで殆ど行はれることなく、一四九八年ポルトガル人は初めて印度との直接の交渉が始まり通商を開始したのである。一五一〇年にゴア(Goa)を葡領印度の首府とし、印度の本國に多くの商館や商業居留地を建設した。ポルトガル人に追隨して次いでオランダ人が東方貿易に従つた。間もなく英國人も印度及東印度諸島と貿易を開始した。斯して一六〇〇年一月三日にロンドンには商人達によつて英國東印度會社が設立され、國王の特許状を得た。此の特許状によつて、一八一三年に至る長い期間、會社は印度貿易の獨占を與へられた。ここに英國の東印度會社を通じての印度經濟が初めて行はれることとなつたのである。

東印度會社はエリザベス女王の特許状を得て、一六〇八年に最初の商館をスーラトに設け、漸次ポルトガル人の勢力を壓服してモガル帝國より通商權を獲得した。次いで英國及ポルトガル兩王家の婚姻によつて葡領ボムベイが割讓され、東海岸のアルモガン、マリスタム、バラソール等に貿易所が、フーグリーには植民地が設立され、一六三六年にはセント・ジョージ要塞を築造し、マドラスを貿易のため開拓し、一六九〇年にはカルカッタに植民地を設けるに至つた。斯して英國の勢力は東印度會社を通じて着々と印度各地に植えつけらるゝこととなつた。

英國東印度會社は印度に於る利潤の獨占を圖つて、先づポルトガルとオランダの勢力を敗退せしめたが、英國の有力な競争相手として殘留したのが佛國である。佛國が一六六四年にルイ一四世の保護の下に佛國東

て其の領土を擴張したのみならず、佛教の興隆に力を致し、其の傳播した佛教の勢力は紀元前三世紀にギリシア、エジプト、シリア等の遠國に及んだのである。

阿育王は紀元前二二二年に薨去したが、彼の死後約四〇年にしてマウリア王朝は亡び、夫についてプシバミトラ王朝が紀元前一八三年頃建設され、約百餘年の間印度を支配し、次いでカーンバ王朝(紀元前七一―二六)が之に代つた。一度マウリア帝國が崩壊するや、群小國が興り群雄割據の時代となり、天下は麻の如くに亂るゝに至つた。先づ紀元第四世紀頃には北印度にチャンドラグプタ一世によつてグプタ王朝が建設せられた。然し數代の後白フン族の侵略によつて滅亡し、白フン族の勢力は又トルコ人によつて倒壊され、其の後第七世紀にハルシヤ王の勢力によつてグプタ王朝の復興を見た。ハルシヤ王の後は約五百年に亘りラジプト諸王國の勃興が續いてあつた。然し乍ら團結することがないため、回教徒の侵入によつて忽ち征服されるに至つた。

八世紀の初頭には回教徒の印度侵入は益々盛になつたが、ラジプト族のために驅逐されて、回教徒の侵略は一時遷延するに至つた。然るに十一世紀に入るやアフガニスタンを其の権力の下に治めてゐたガズニー朝のマームードは一回に亘つて印度を襲撃を試み、遂に成功しパンジヤブを支配するを得た。之に力を得て回教徒は西北國境を越えて引き續いて印度平原に侵入し、回教徒の傳播を行ひ、又各地を征服して印度の覇權を掌握するに至つた。其の後ゴール朝、奴隸王朝、キルジ朝、ツグラク朝を経て、一六世紀にはタメルランの後裔カブール王バーバルの侵入によつて北印度は其の支配の下に置かれモガル帝國の建設となつた。之は一五二六年のことである。次いでバーバルの孫アクバル大帝一五五六―一六二六年の間に亘つて治め、治績の大いに見えるべきものがあつた。一六五八年王位に即けるオーランゼブ帝は其の統治中約五〇年間、印度教徒虐待政策を採るため、回教徒對印度教徒の對立を來すに至つた。當時マウラタ族は印度教徒のために回教徒討伐を企圖し、其の指導

印度會社が設立された。本國の援助が十分でなかつたにも拘らず漸次發展の途を辿り、一六七四年にはボンヂシエリーに、一六八八年にはカルカッタの附近に植民地を獲得し、又其の勢力は西海岸及東海岸方面にまで及ぶに至つた。佛國人は英國人と印度制覇を競つて對立し、平和的な商戦より政治的争闘と化し、一七四〇年より一七六三年の間に三次に亘り戦争の結果、佛國の勢力は印度より殆ど一掃するに至つた。尙一七五六年に所謂ブラック・ホール(Black Hole)事件が起つて以來、英國は種々なる手段によつて、印度の土地權や租稅徵收權を獲得し、一七五八年にはクライブに植民地最初の知事を任命し、一七七二年にはワイルン・ヘースチングに知事を任命して、着々と印度の建設に努めた。

其の後英國には東印度會社に關して種々の非難のありしに鑑み、新たに監督官を設け、其の長官に國務大臣を任命し、印度事務大臣とし、事實上印度の行政は英國政府の手に歸するに至つた。即ち之がビットの印度行政監督法の制定の結果である。其の後英國の勢力は全印度に及び、一八五八年カンニング總督の時代に東印度會社の行政權は英國皇帝の直轄せらるゝ所となつた。

一八五八年一月一日カンニング總督により、アラハバッドに於て英國女王の印度統治宣言の布告が發表せられた。之により英國の印度統治の方針が一般に知らるゝ事になつた。又此の布告によつて印度の藩王諸侯、酋長達を臣服せしめ英國の印度統治の基礎を確立するに至つた。

この方針に従て、英國政府は東印度會社をして純經濟的政策をとらしめ、行政權・軍事權・警察權は副王たる印度總督の掌中に收めしめた。先づ印度人には參政權を賦與し、以後漸次參政權を擴大し、一九一九年に至つて印度統治法は更に改正され、半責任政治の實現を見た。而して一九三五年制定の新憲法に依り、印度は相當廣汎なる自由を許され、一九三七四年四月一日より聯邦帝國として各州に自治組織をとり州議會をもつことになつた。斯して英國統治下の印度は植民地の域より一步を脱し、印度聯邦として英帝國を構成し、英國の支配の許に置かるゝことになつた。

(附) 歴代總督

代	總督	名	就任年
一	Warren Hastings		1774
二	Sir John Macpherson		1784
三	Earl (Marquis) Cornwallis		1792
四	Sir John Shore (Lord Teignmouth)		1804
五	Marquis Wellesley		1804
六	Marquis Cornwallis		1804
七	Sir Geo. H. Barlow		1804
八	Earl of Minto		1807
九	Earl of Minto (Marquis of Hastings)		1813
一〇	Earl Amherst		1819
一一	Lord W. C. Pentinck		1823
一二	Lord Auckland		1836
一三	Lord Ellenborough		1841
一四	Sir H. (Lord) Hardinge		1844
一五	Earl (Marquis) of Dalhousie		1848
一六	Lord Canning		1856
一七	Earl of Elgin		1858
一八	Sir John (Lord) Lawrence		1864
一九	Earl of Mayo		1869
二〇	Lord (Earl) of Northbrook		1871
二一	Lord (Earl) Lytton		1876
二二	Marquis of Ripon		1880
二三	Earl (Marquis) of Dufferin		1884
二四	Marquis of Lansdowne		1886
二五	Earl of Elgin		1892
二六	Lord (Marquis) Curzon of Kedleston		1899
二七	Earl of Minto		1904
二八	Lord (Viscount) Hardinge of Penshurst		1910
二九	Lord (Viscount) Chelmsford		1916
三〇	Earl (Marquis) of Reading		1921
三一	Lord (Baron) Irwin		1931
三二	Earl of Willington		1936
三三	Marquis of Linlithgow		1946

第二章 人口・住民及宗教

一人 口

印度の人口は一九三六年には三五、八五五萬の夥しい數である。其の面積は四百萬平方呎の廣大なるものであるが、人口密度は一平方呎當り八九人である。北部一帯の山地、西部の乾燥地、南部の森林、東部の密林は經濟人の居住を拒否して居る。爲に彼等印度人は居住地域の制限をうけ、其の安住地を平原に見出し、ヒンドスタン大平原を初めとして所々の平原地方に居住してゐる。都鄙の人口を見るに都市に三千九百萬餘、地方に三千三百萬餘の居住者があつて、印度總人口の八九％は地方にあり主として原始産業に携はつてゐることになる。

印度全土に亘つて其の密度を見るにヒンドスタン平原のガンジス河流域より下流三角洲を過ぎ佛領マヤオン附近に至る地域、マドラス附近、ホムベイ以北パロダ附近及半島の西岸佛領マヤエ附近は人口最も稠密で一方軒二百人以上である。其の稠密地域の周圍、半島の周縁並に中央ハイデラバッド以南の地は何れも百人乃至二百人の密度である。デカン高原の大部分、中央印度度及インダス平原の稠密地域の周圍は二十人乃至百人の密度である。タール沙漠及デカン高原の北西地方は最も密度低く一〇人以下である。又北西國境州も同程度に人口稀薄で、ベルチスタンの如きは一方軒三人に充たぬ密度である。印度の人口を州別にすれば左の如くである。

各州・王侯國別人口表

一 各州別	人口
アジメル・メルワラ	五〇、千
アンダマン及ニコバル島	二九、千
アツタム	八、六三三、千
ベルチスタン	四、六三三、千
ベングール	五〇、一一四、千
中央州及ベラル	一、九〇九、千

種族	人口	居住地域
ク	一、三三〇、千	マドラス州
ビハール及オリッサ	三、七〇七、千	北西國境州
ボムベイ	二、一八〇、千	北西國境州
デサ	六、三三三、千	北西國境州
二 王侯國別		
アツタム諸國	六、三三三、千	カシミール
ベルチスタン諸國	四、六三三、千	マドラス諸國
ベンガル諸國	九、七三三、千	西孟加拉諸國
ビハール及オリッサ諸國	四、六三三、千	ラジプタナ諸國
ボムベイ諸國	四、六三三、千	シッキム
中央州諸國	二、一八〇、千	聯合州諸國
グワラター	二、一八〇、千	西部印度諸國
ハイデラバッド	一、九〇九、千	西部印度諸國
中央印度諸國	六、三三三、千	西部印度諸國

二 住民

1 種族

印度には幾多の種族が居住し、色の白い者、黒い者、身體の長大なもの、矮小なもの、種々異つた印度人が居る。全印度人を大約して次の七種族とする。

(1) ドラビダ人—古代には一時全印度のドラビダ族が印度半島高原の最も不毛なる地方及東方ベングール方面に次第に後退した。彼等はガンジス河谿谷より南部印度方面に跨つて、マドラス、ハイデラバッド、中央州、中央印度度及チヨタナグール一帯に居住する。彼等の特徴として黒い皮膚、長い頭、扁平な鼻を持つて居り、背丈は低くあり、又非常に低度の社會觀念と宗教的觀念とをもつてゐる。

(2) 印度・アリア人—この種族はベンジャブ、ラジプタナ及カシミ

印度…人口・住民及宗教

ール等に居住し、其の特徴としては皮膚は淡褐色、比較的長い頭、細く高い鼻、細長い顔、丈は高く、好く均整のとれた體格をもつてゐる。

(3) アリオ・ドラビダ人—此の種族は印度、アリアン人とドラビダ人の混血に成り、ベンジャブの東部地方よりビハールの最南端地方に至る間のガンジス河とジムナ河の流域平原に居住してゐる。其の特徴は頭の長さは中位、皮膚の色は淡褐色又は黒色、鼻は印度・アリアン人に比して扁平で、丈も低いことである。

(4) モンゴール人—此の種族はヒマラヤ、ネパール、アツタム等の地域に居住し、其の特徴としては、幅廣い頭、黒く且つ黄色を帯びた皮膚、少い鬚、低い背丈、扁平な鼻、平たい顔等擧げることが出来る。

(5) モンゴロ・ドラビダ人—此の種族はガンジス河下流の三角洲地方に居住し、又ヒマラヤ山麓、アツタム、オリッサ等に住居を持つてゐる。

(6) シツオ・ドラビダ人—此の種族はシツオ族とドラビダ人との雜婚によつて生んだ種族で、ベンジャブよりクールグに亘る一帯の地方に居住してゐる。其の特徴は背丈低く、頭は長く、鼻が短いことである。

(7) トルコ・イラン人—トルコ人とイラン人との雜種で、西北の邊境地方に居住する。身長は他の印度諸民族よりも高く、色は白く、眼は大きく、鬚は多く、頭は幅が廣く、鼻は細く、高く且つ長い。

2 言語

印度の言語は其の種と種に頗る多種多様で、現今全印度に於て使用されるもの實に二二〇餘種と謂はれ、其の中主要なものは一四種を擧げることが出来る。即ちヒンディ語、ベングール語、マラーチ語、グジャラト語、ベンジャブ語、カシミール語、シンド語、オリッサ語、タミール語、マラバール語、テルグ語、カナラ語、ゴンド語及コラリア語等で、夫等の内で最も廣く使用されてゐるのはヒンディ語で、全人口の三分の一以上(一九三一年國勢調査によれば一億二千萬)までが之を使用

してゐる。ヒンヅ語の使用地域はヒンドスタン平原を主とし、又回教徒は殆どすべて之を使用すると謂はれて居り、地方により多少の訛があるが、大體に印度に於る標準語と看做す事が出来よう。但し全国的に法定語となつてゐるのは英語であり、印度議會に於ても英語が公用語とされて居るため、知識階級は概ね英語に通じてゐるのである。

(附) カースト制度

印度の特性としては他國に異なるカースト制度と云ふものが存在してゐる。この制度は印度社會組織の獨自的現象と看做されてゐるもので、之に就て特に確認される特徴は異なるカーストのものが結婚し得ないことであり、各カーストは特定の職業に従事することであり、又異なるカーストの者が飲食を共にしないことである。即ちカーストは各種人口集團の特殊な隔離を意味するものである。

カーストの發生に就ては種々の説が行はれてゐるが、アリアン人が中央アジア方面より印度に侵入し原住民ドラビダ人を征服して南方に追ひパンジャブ地方に定住し、次第に印度の各地に勢力を得て擴大するや彼等は自己の優越せる地位を擁護せんが爲に原住民との間に嚴酷なる障壁を設け、階級制度を維持したことに基くとする説が一般に認められる所である。

カーストはブラーミン(Brahman)、クシャトリア(Kshatriya)、ヴァイシャ(Vaisya)、スードラ(Sudra)の四階級に分れてゐる。是等は階級と共に職業をも表はしてゐる。ブラーミンはヴェダ(Veda)を研究し神々に奉仕する僧侶階級であり、クシャトリアは武力によつて民衆保護の任務を目的とする武士階級で、ヴァイシャは耕作又は取引に従事する商人並に農民階級である。スードラは前三者によつて使役される階級である。此の制度は發生の當初は嚴に維持されてゐたが、長い年月を経るに従て異なる階級の間には雜婚が行はれ、斯して生れたる者は元の階級に屬す

に大勢力を有してゐる。佛教は印度に於て殆ど信奉されない、従て信者も極めて少い。

次に宗教の教徒の住居してゐる地域を見るに、印度教徒の最も多く居住する地域は、印度中部のヒンドスタン平原及印度南部である。州としてはマドラス州の總人口の八八%を最多數として、ベンガル、ビハール、オリッサ、聯合州、中央印度、ラジプタナ及ボムベイ州等に多い。回教徒の多いのは北西國境州、カシミール、パンジャブ、ベルチスタン、シンド及東ベンガル等で主として西部・西北部地方に優勢である。佛教徒は殆どビルマのみあつて、發生地印度にはその教徒は數ふるに足りぬ程しか居らない。シーク教徒はパンジャブに居住してゐる。ジャイナ教徒はラジプタナ、アジメル・メルワラとその附近に居住する。キリスト教徒は全印度に散在してゐるが、特に南部印度に多い。拜火教徒はボムベイ州のボムベイ市及其の附近にのみゐる。原始教を信奉するものはドラビダ族で、中部高原及デカン高原の山間に住んでゐる。

一九四一年印度人口

一九四三年三月二十九日の印度省發表によれば、一九四一年度の國勢調査に基く印度の總人口は三八八、九九七、九五五人で、一九三一年度の三三八、一一九、一五四人に比較して一五%即ち五〇、八七八、八〇一人の増加を示し、最近五十年間に於て最大の増加率を示してゐる。従て人口密度は一平方英里九五・四となり、前國勢調査の七五・三に比較すれば非常な躍増である。

出所 情報局編「國際月報」に據る。

ることを得ず新たな階級を設けることとなるので、階級は次第に増加し、現今では二千以上にも達すると云はれてゐる。更にカーストの外に不可觸民といふ一階級がある。最も卑賤の階級に屬し人間としての待遇を受けない。

以上、印度では複雑なる人種が異つた宗教を有し特有の階級制度の上に立ち又様々の言語が使用されてゐる。従て彼等の文化は頗る多様性に富み特異の性格を附與されてゐるのである。

三 宗教

印度は宗教の國である。全印度には幾千とも數へ得られぬ程の宗教がある。爲に三億五千萬の人々は宗教的には幾多の分れた集團を造つてゐる。それは彼等の日常生活のみならず、種々なる經濟文化にも影響を與へてゐる。或る意味で宗教によつて興つた印度は、宗教によつて亡びて行くとは云へ得ないであらうか。特に印度教對回教の問題は、殆ど大印度を二分しての對立の感さへあり、宗教國印度が宗教の故に如何に惱める状態にあるかは吾々の現に知る所である。

印度の宗教中主要なものを擧ぐるとアリアン系のは印度教、シーク教、ジャイナ教、佛教である。印度教にはバラモン教、ブラーミン・サマージ、アーリヤ・サマージ等の教會がある。イラン系のは拜火教があり、セム系のは回教、キリスト教及ユダヤ教がある。尙印度固有の原始教も行はれてゐる。一九三一年の調査によれば、人口千人中印度教徒六二五人、回教徒二二二人、原始教徒二三人、キリスト教徒一八人其の他一三一人といふ割合であつた。斯く印度教徒は其の數最も多く二億五千萬人の教徒があり、印度人口の半ば以上が此の教を信奉してゐる。回教徒は八千萬人で、全人口の二二%であるが、その人口の數の少いに拘らず政治上、宗教上に大なる努力を有してゐる。キリスト教徒は五百萬人を數へることが出来る。その他のものは一五〇萬人であるがこの内拜火教徒は一〇萬人にすぎないけれど、ボムベイ附近に於て經濟界

第三章 教育・衛生

第一節 教育

一 教育

英國統治以前の時代に於る印度の教育は、初等教育と云へば寺小屋式、高等教育と云へば婆羅門或は回教僧侶の教育機關に過ぎなかつたもので、一般民衆の子弟は之に入ること許されなかつたのである。所が一九世紀の初頭東印度會社がモガール帝國崩壞の後を承けて印度統治の大任に當ることになつた時、英國式の教育制度を設けることになり、一八五八年同會社に代りて英國皇帝が親しく印度の統治に任ずるやうになつてから、更に一層教育制度の刷新に意を用ひることになり、一八八二年私立高等學校に補助金を與へて其の發達を奨励すると共に、小學教育は地方政府の手に委ね、中央政府は之が補助獎勵をなすことになつた。その後大學は各地に新設され、中等教育も之に伴つて振興した。初等教育に於ても、先づ第一に之を義務教育として授業料を免除し、その普及を圖つたが、何分にも初等教育のことは地方政府の所管事項に屬し、當該地方の財政上の都合で義務教育の實施を困難とするものが少くないので各州任意に義務教育制を採擇し得ることとなつたのである。

一 高等教育

高等學校の課程を卒へたる者は、入學試験を経て分科大學に入るのであるが、分科は文・理・法・醫・工・農・教育・獸醫・林學の各科に分たれ、其の修業年限は文科と理科は六年、法科は三年、醫科は六年となつて居る。現在印度には一八の大學あり、其の大學名及其の設立年代並に學生數を示せば次の如くである。

各 大 學・學 生 數 表 (一九三六—三七年度)

大 學 名	設 立 年	校 數				學 生 數			
		大學各部	附屬專門學校	聯絡專門學校	大學各部	附屬專門學校	聯絡專門學校		
カルカッタ大學	一八五七	二五	—	—	三三三	—	—		
ボムベイ大學	一八五七	三	—	—	一七一	—	—		
マドラス大學	一八五七	三	—	—	一〇六	—	—		
バンジャブ大學	一八八二	六	—	—	五三七	—	—		
アラハバッド大學	一八八二	五	—	—	八八一	—	—		
ベナレス・ヒンヅール大學	一八八七	七	—	—	三三五	—	—		
マインツール大學	一九〇六	—	—	—	七六六	—	—		
オスマニア大學	一九〇八	—	—	—	三三五	—	—		
アリガール回教大學	一九〇〇	—	—	—	—	—	—		
ラングーン大學	一九〇〇	—	—	—	—	—	—		
ラクナウ大學	一九〇〇	—	—	—	—	—	—		
ダッカ大學	一九〇〇	—	—	—	—	—	—		
德里大學	一九〇二	—	—	—	—	—	—		
ナグプール大學	一九〇二	—	—	—	—	—	—		
アンドラ大學	一九〇三	—	—	—	—	—	—		
アグラ大學	一九〇六	—	—	—	—	—	—		
アンナマライ大學	一九〇九	—	—	—	—	—	—		

2 中等教育

當國に於て中等教育と稱するは、高等學校と中等學校を包括するもので、英語本位のものとして土語本位のものがあり、前者は教授用語が主として英語が用ゐられ、後者は外國語は一切用ゐず、總て土語によるのである。中等學校は普通修業年限を七年とし、上下の二級に分たれ、下級は五

年、上級は二年となつてゐる。課目は英語・土語・算術・地理・歴史・理科等であり、卒業生は高等學校の第四年級に編入される。高等學校の修業年限は八箇年とし、一般的課目の外に、梵語・代教・工學概念等が新たに課せられ、其の教授には英語が使用される。卒業生は入學試験を経て大學に入るのである。印度の中等學校は設立者によつて官立・縣立・

市立・補助學校に類別され、更に又中等學校には州政府規定に基いて開設せるものと然らざるものがあり、前者に公認、後者非公認の別を附してゐる。公認に屬するものは學科目その他の内容が州教育局の規定に準據したものであり、非公認は政府の規定によらざる宗教教育或は特殊教育を施すことを主としたものである。

年次別公認中等學校數表

種 別	一九一七	一九二七	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
公認高等學校數	1,684	11,884	21,101	28,826	31,928	30,911	31,158	31,144
公認中等學校數	11,806	11,101	9,774	9,622	9,683	9,622	9,709	9,731
增加率	—	—	—	—	—	—	—	—

種 別	一九二七				一九三六				增加率
	官立	縣立	市立	補助學校	官立	縣立	市立	補助學校	
公認中等學校數	4,181	4,000	3,737	3,808	4,181	4,000	3,737	3,808	—
非補助學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補助學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4,181	4,000	3,737	3,808	4,181	4,000	3,737	3,808	—

中等學校生徒數に就ては一九三七年度の總數二、二二九、三二二人である。この中等學校生徒數九、九〇人、中等學校生徒數一、三三〇、〇三二人で、中等學校生徒數は全體の五三・二%を占めてゐる。更に之を宗教別に見るとは印度教徒數は六七一、〇三一人で全體の七二%を占めてゐる。次いで回教徒は一九二、二六八人で二〇・一%、最も少なきはバハシ教・佛教・シーク教徒である。

3 初等教育

印度の初等教育制度が稍その體制を歴へるに至つたのは極めて最近のことである。印度では中等學校は比較的發展を遂げたが、初等教育はその對象を原住民大衆に置くものであり、殊に印度の如き原住民の極端なる窮乏と諸種の迷信或は特種の社會制度下にあつては、一般庶民は教育に對して極めて無關心たるを免れず、その發展は遅々として進捗しなかつ

た。最近に至り印度には新たに國民教育建設運動が擡頭しつゝあるワルダ教育案即ち之である。一九三七年一〇月國民會議派の指導者ガンヂーによつて、中央州ワルダ市(Wardha)に教育關係有志の會議を開催決議したものである。この改革案は七箇年の無月謝義務教育の施行、土語を教授用語とすること、教育内容を技術的・生産的な作業に集中すること等であつた。この案は多くの州の支持を得、改革の動きは頗る活潑に見られてゐる。

印度の初等學校には中等學校同様、英語學校と土語學校の別がある。而して初等學校には學科課程を州政府の規定に準據するものと然らざるものがある。前者を公認學校、後者を非公認學校と區別してゐる。非公認學校は特殊教育を目的とするもので主としてヒンヅール教徒の初等程度に宗教々育機關であるバトラサ、回教徒のマクタブの如きは多く之に

屬してゐる。一九三七年年度の公認學校總數一九七、二二七校であつて、前年よりも〇・三%の減少を示してゐる。而して一九二七年以後十年間の増加率は四・五%の増加である。又一九三二年乃至一九三七年に至る六年間に於る男子公認學校のみを比較するに、一九三二―三三年は一・四%の減少を來し、一九三四年には一旦増滿を示したが以後再び累年減少の傾向を辿つてゐる。

公認初等學校數表

Table with columns: 年次 (Year), 公認初等學校總數 (Total recognized primary schools), 増減率 (Change rate), 男子公認初等學校數 (Male recognized primary schools), 増減率 (Change rate). Rows for years 1927-1937.

初等學校の設立は州政府自ら經營すると共に各縣・各市町村又は個人に於て設立せしめ、政府は是等の學校に對し補助金を與へて獎勵してゐる。茲に於て印度に於る初等學校を經營者別に見ると官立・縣立・市立補助學校及非補助學校に分ち得る。一九三六年年度の學校總數一九七、八五八校、その中補助學校及縣立が大部分を占めてゐる。就中補助學校一一〇、八三四校に達し全體の五七・四%を占め最も多い。次いで縣立は六五、四五二校を算し全體の三三・二%の割合である。官立は最も少なく僅に七、六八八校、即ち三・三%に過ぎない。

種類別初等學校數表

Table showing the number of primary schools by type: 官立 (Government), 縣立 (District), 市立 (Municipal), 補助 (Aided), 非補助 (Unaided). Rows for years 1927-1937.

4 學齡兒童及修業年限

印度では小學校より高等學校に至る教育機構が一連鎖をなし、學科課程は州乃至地方によつて多少相違せる故小學校學齡期間を嚴密に區別することは不可能であるが、大體に於て六歳より一〇歳迄が初等教育期間であることとみることに大なる誤謬はない。

修業年限は現在では五年制に延長されてゐるが、叢林地帯及奥地の邊境にあつては舊制度により、四年制を踏襲してゐるところも存在する。五年制への延長は長年の經驗と時勢の進歩に促されたものであつて、讀み書きし得る知識の修得に要する最小限の年限、一般民衆の經濟的事情、特に初等學校に多い退學率を考慮して決定したものである。更に印度の初等學校を上級小學校と下級小學校に區別する場合がある。前者は政府規定の五年若くは四年修了の小學校を指し、後者は二年或は三年修了の Single Teacher School を言ふのである。

州別・年次別就學歩合表 (但し男子)

Table showing enrollment rates by state and year: 州 (State), 年次 (Year), 就學歩合 (Enrollment rate). Rows for states like Madras, Bombay, etc., and years 1917-1936.

Table showing the number of primary schools by region: 聯合州 (United States), 西北國境州 (North-West Frontier), etc. Columns for 男子 (Male) and 女子 (Female).

男子及女子小學校數表

Table showing the number of primary schools by state: 聯合州, 西ドラス, ボンベイ, etc. Columns for 男子 (Male) and 女子 (Female).

Table showing the number of primary schools by region: 阿薩姆, 西北國境州, etc. Columns for 男子 (Male) and 女子 (Female).

尙印度に於る實業及特殊教育は近年相當の發達を示し、一九三七年には師範・醫學・法學・美術・農業・工業・商業等の實務教育機關は一、六一七校を算し、在學生徒八二、八〇四名に上つて居た。

第二節 衛生

印度は廣大なる土地を占め、その地形が北部・南部・東部・西部及中央部その各々の地域に於て異つて居り、且つ熱帯より温帯に跨つて、氣候・風土も亦種々雑多である。加ふるに社會的缺陷が原因をなして、色々な傳染病や風土病が蔓延してゐる。政府に於ては傳染病の撲滅、衛生の向上を圖りつゝあるが、一般住民の困窮、住居の惡劣、衛生思想の缺

印度…教育・衛生

乏等に依り、印度は依然として非衛生的な國としての存在である。

1 主要傳染病

傳染病にはコレラ、天然痘、ペスト、腸チフスの外マラリア、赤痢及 Dengue 熱など色々あるが、統計によると一九三五年だけで疫病のために死亡した者は熱病三七五萬餘、呼吸器病四八萬餘、赤痢及下痢約二八萬、コレラ約二二萬、天然痘九萬餘、ペスト三萬餘といふ驚くべき數字を示してゐる。其の他狂人、癲癡者及癩患者も極めて多數に上りこの事實は印度をして世界屈指の傳染病の發生地たらしめ、又多死の國たらしめる。

主要疾病別死亡者數表

疾病名	一九二六—三〇年 五年間平均		一九三五年	
	千人	千人	千人	千人
赤痢及下痢	二四七	二七九	二七九	二七九
コレラ	二二〇	二二七	二二七	二二七
天然痘	七	九	九	九
呼吸器病	四一五	四八三	四八三	四八三
熱病	三六六	三七五	三七五	三七五
其他	一七三	一七三	一七三	一七三
計	六三五	六五九	六五九	六五九

2 出生及死亡率

一九三六年の印度に於る出生率はイングランド及ウエールズの二倍以上であるが、死亡率も約イングランド及ウエールズの二倍、日本の一倍半に上り、殊に幼児の死亡率は高く、イングランド及ウエールズの約三倍、又日本の約一倍半を示してゐる。更にイギリスの支配下にある印度人の平均壽命は、統計の示すところに依れば次の如くである。

出生及死亡率表

州名	出生率(千人當り)		死亡率(千人當り)	
	一九二五—二六	一九三六	一九二五—二六	一九三六
英領印度	三二	三二	二二	二二
西印度	三三	三三	二二	二二
バングラ	三三	三三	二二	二二
デハリ	三三	三三	二二	二二
ビハール	三三	三三	二二	二二
オリッサ	三三	三三	二二	二二
ベングール	三三	三三	二二	二二
中央	三三	三三	二二	二二
シンド	三三	三三	二二	二二
マドラス	三三	三三	二二	二二
クーン	三三	三三	二二	二二
アッサム	三三	三三	二二	二二
アジメル	三三	三三	二二	二二

各種患者死亡數及率表 (一九三六年)

州名	コレラ		天然痘		黒死病		熱病		赤痢及下痢		呼吸器病		其他	
	率	數	率	數	率	數	率	數	率	數	率	數	率	數
英領印度	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
西印度	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
バングラ	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
デハリ	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
ビハール	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
オリッサ	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
ベングール	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
中央	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
シンド	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
マドラス	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
クーン	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
アッサム	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七
アジメル	一五九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一〇	一〇	四九	四九	一七	一七

印度…教育・衛生

アジメル・メルワラ 数

率 111 113 117

104976

977

11311

1777

3 住宅問題

印度労働階級の住宅は最も不潔なるものとされてゐる。ボムベイに於ける殆ど全印度人住居は一戸一室である。一九二二年の調査に依ると、九〇%は一戸一室であつた。一九三〇年には八九%と減じたが、十年に只一%減に止まつた。アーハマダバットでは一九二六年に七三%が一戸一室、一九三〇年のカウンプールでは七二%、ナグプール、ヤーバルプール、アコーラ、ゴンダは各六〇%が然うであつた。然し一人家族は、シヨラプールでは只の四・六%、アーハマダバット三・八%、ボムベイでは三・八%、共に一九二二年の数字である。一戸一室を二人以上の家族が占める場合は四分の三、而も三分の一は六人以上の家族と來てゐる。一室一戸と雖も疊二枚位、従て夏期は屋内睡眠は不可能であり、食事も大抵の場合戸口の土間で行つてゐる。兎に角印度に於ける是等の住宅は印度労働階級の地位低下・弱體化を推知せしめる。特に小兒死亡率の高い原因は、此の住宅問題にある。

4 衛生施設

印度の英領中にある都會全般に亘つて、衛生設備が相當完備し、道路は立派で運動・娯樂設備も多く、英國人には出來るだけ不自由しないやうになつてゐる。併し印度人にとつて多くの場合否定的である。といふのは印度人の經濟力は極めて一部の階級以上の者が英國人に拮抗し得るに過ぎないやうな状態で、何處も例外なく金持より貧乏人が多く、中々國立の高級な療養施設など利用することは出來ない。何處でもキリスト教勢力のある處では、施療病院や養老院・孤兒院・産院等はあるが、かかる處ですら取扱を拒絶される苦力・人力車夫以下の階級があり、又其の階級以下に屬する人々が甚だ多いのである。印度では、病院及薬局を併せて約七千、ベッド數約七萬足らずで、面

積一六三平方哩、人口四〇、一八五人に對して病院若くは藥局が一つといふ割合である。又マラリアの罹病率は極めて高く、キニーネの需要が非常にあるに拘らず、その供給は僅か百萬ポンドにも足りない状態である。

第四章 政治・國防及財政

一 政治

1 概要

印度は古くから独自の文化が榮え、東西兩洋に強い影響を與へた。然るに近代ヨーロッパの發展はこの地をもその配下に置き、一六〇〇年イギリス東印度會社の設立以來、フランスと争つて勝利を得、イギリスの屬領となつた。その後一八七七年、ヴィクトリア女王を皇帝とする印度帝國成立、一八八六年ビルマを、翌八七年ベルチスタンを併せたが、一九三七年ビルマは別に分離されて英國直轄植民地となつた。かくて印度は英帝國の地域的新構成が完成したヴィクトリア朝(一九〇一年)まで英帝國の中心的重要地位を占め、イギリスの帝國統治策の傳統的主流は、英本國より印度の賣車に至るルートを確認し、外部からの擾亂工作に對して、印度の領有を全うすることになつた。

一九三九年九月第二次歐洲大戰勃發以來、一九四〇年にかけて、大英帝國は戦局の非なるに加へ、印度での執拗なる獨立要求から、その苦惱を重ねてゐる。前大戰の詭謀に鑑みた印度民衆はこの度こそ獨立達成の絶好の機會たる戦争をその目的實現に利用し盡さうとする斷乎たる決意を最初から明かにした。既に一九三九年八月ワルダに於ける國民會議派運用委員會は「印度の民意を無視して印度を外國との戦争に捲込むことに絶對反對」なる旨を決議した。勿論政府は獨自に準備計畫を着々遂行した。軍需資材の無税輸入、軍需省の設置、軍需工業の督勵、民間飛行クラブの豫備空軍化等を行ふとともに、印度在住イギリス男子(一六歳以上五〇歳迄)の歸國を禁止して、「補助軍」編成の萬全を期し國內準備を充實した。對ドイツ宣戦を發して以後は前大戰と比較すれば極めて僅少ではあるが、近東ヨーロッパへ、總督の獨裁權をもつて印度軍隊を派

遣した。國民會議派は印度立法議會の協賛なしに行はれたこの處置を遺憾とし、この戦争が非帝國主義戰なる明確な聲明が與へられ、且つ印度の即時獨立が許容せられざる限り、援助を與へざるべしとの態度をとつた。

國民會議派は同年一〇月二日の戦争對策委員會、同九日のワルダに於ける運用委員會に於て、戦争に對する態度を留保し、即時獨立を與へよとの要求を決議した。議長ブラサド、長老ガンヂーと總督との會談も物別れとなつた。此處に於て戦争遂行に必要な印度の完全なる協力を得るために一七日イギリス政府は白書を發して、「イギリスは印度が諸自治領中に伍し適當な地位を占めることを意圖し、その爲に戦争終了の際に會議を催す」旨を聲明した。この期限なしの空手形に對し、即時獨立を要求する國民會議派は勿論、回教徒聯盟も激昂し反對した。その結果國民會議派はイギリス帝國主義への抗議として、三〇日以來八州に於ける會議派内閣の總辭職を執行して印度政府との協力を拒絶した。夫以來州政治は専ら知事の行政命令によつて行はれるの止むなきにある。越えて一月一日より五日にかけて總督は國民會議派のブラサド及ガンヂー、回教徒聯盟總裁ジンナーを、致して妥協點を模索したが結局失敗に終つた。ガンヂー、ジンナーとの鼎談を行つたが、即時獨立と戦後の自治領化との異見は調和し得ず、回教徒聯盟と國民會議派との協力も少數教徒問題の溝を挟んで對立に終つた。

翌年二月一日に一九四〇年度國民會議派議長としたマウラナ・カラム・アザッドが左派のロイを壓倒的に破つて當選した。新議長は人も知る一九二九年全印度國民回教徒黨を結成し爾來ガンヂー陣營の領袖たる國民的な回教徒である。全印度の國民的反英團結が今程必要な秋、右當選は國民的回教徒集團の吸引に意義深い事實であらう。新議長は印度の獨立、印度人の憲法議會召集要求と共に、州内閣辭職につぐ國民會議派の手段として不服従運動に向ふべき意向を明かにした。三月二十四日の回教徒聯盟ラホール大會は回教徒の獨立自治州設置要求を決議して少數教

徒問題の困難を示唆してゐるが、同教徒の小地方政黨の反同教徒聯盟的意識をもつもの少くないのは愈々明瞭となりつゝある。

六月に於る西部戦線の敗退は民主主義國としての印度にも少からぬ衝撃を與へてはゐるが、印度の國民的運命開拓の方向を至めるには至らない。六月九日にボースが「完全なる自治政府の樹立」を提唱した廉を以て、七月三日國防法の發動により逮捕され、カルカッタ民衆の英貨ボイコットを起さしめた。イギリスは事態の深刻さから更に譲歩を重ね、八月八日、イギリス政府は戦争終局後印度が大英帝國の自由平等な一構成分子となることを好ましいと考へる」と聲明して完全な自治的地位の賦與を約束せんとした。此處に於て確かにイギリスを徒らに困惑せしむることを運用委員會も十分反省したのであるが、結局即時獨立の要求を變更しなかつた。かくて一〇月一五日運用委員會はガンヂー案を採用し、アザッド議長の聲明した不服従運動の實行へと進むことを決定した。しかし之は大衆的運動としてではなく個人的反戦演説として行はれた。一七日元國民會議派議長ウイノ・ブ・ブ・ブ、ついで三一日本ネルが反戦演説の廉で逮捕された。一月一三日に至つてガンヂーは「逮捕請願者」千五百名を指名し、秘密リストを作成した。被指名者は相ついで突如不測の土地に出現し、反戦演説をもつて民衆を激勵し自ら逮捕され、民衆を鼓舞せんとする。彼等が次々と全國に騷然たる昂奮を捲き起すとき、暴動と彈壓とは全國を蔽ふであらう。印度の反英運動は再び深刻な嵐を孕むかに見える。

2 統治・行政

一八五八年英領印度は東印度會社からイギリス政府の統治に移つた後、一八七六年のイギリス王室稱號條令(Royal Title Act)に基いてイギリス國王は印度皇帝に任じ、印度は全體が印度帝國(Indian Empire)と稱され、印度諸王侯國もイギリス國王の隷下となるに至つた。印度の統治機構は印度統治條令(Government of India Act)に基く。同條令は一九一五年印度評議會條令、印度高等法院條令等各種の法令を統合整理

に付總督の監督權を有する事項に限定される爲著しく権限の縮小をみる。

(2) 顧問團 一九一九年の條令以來參事院は八名乃至一二名の議員を以て組織されてゐたが、新條令に基き一九三七年四月一日以來、大臣の任命する八名乃至一二名の顧問を以て代へられた。顧問團は大臣の希望により印度關係事項の諮問に答へる。少く共その半数は一〇年以上印度文官として勤務し、退官後任命迄に二十年以上を経過せる者であることとを要す。聯邦制樹立後は顧問團は三名乃至六名を以て構成せられる。

(3) 駐英印度高等事務官 一九一九年の條令により印度事務省の財政が印度政廳からイギリス政府に移された爲、イギリスに於る印度政廳事務執行の爲に同條令に基いて、一九二〇年駐英印度高等事務官(High Commissioner for India in the United Kingdom)が印度から派遣され印度總督の代理者として參事院に臨み、特定の場合には州政府をも代表し、また印度事務大臣の委嘱による事務をも處理する。

現印度事務大臣(Leopold Amery)は、一九四〇年五月一〇日チャーチル内閣の成立によつて、前任者 Marquis of Zetland に代へる。

又印度高等事務官 Sir Feroz Khan Noon は一九三六年に任命された。

4 印度に於る政務機關

(1) 總督 民政・軍政を含む印度最高政務機關は行政參事會に於る總督(Governor-General in Council)である。總督は各省長官たる高等官吏によつて構成された行政參事會の輔佐を受けて印度政府(Government of India)を構成する。總督は官制上印度太守(Viceroy of India)の職を兼ね、イギリス國王の親任に係り、その任期は明文なきも慣習上五ヶ年である。太守の職能は總督の職と別個である。太守としては印度皇帝を代表し公式の儀典、榮譽授與、王侯の君主としての外交的折衝を行ひ、總督としては財政・外交・憲法等イギリス政府の監督する全問題に就てイギリス政府を代表して之の命令を執行し、印度の一般統治に就て印度政府の首班として行動する。一九三五年の憲法は諸王侯國の大部分の機能

した廣汎な法典である。同條令は一九一六年、一九一九年、一九二四年、一九二九年、一九三五年に夫々修正を受けた。一九一九年の條令はイギリス帝國聯邦の構想に基いて印度の地方州に準備的自治を與へ、中央と州の權限を分つて印度に半聯邦政體を形成した。一九三五年の所謂聯邦憲法は一九三五年八月二日イギリス議會を通過し、二月二〇日發布され、一九三七年四月一日以來一部が實施せられた。新條令は英領印度(一)の知事州、六の高等事務官州なりし地方)と王侯領(參加贊成のみ)とを統合する聯邦制の樹立、州及聯邦に責任内閣制度を確立し、州の二重制度を廢し、聯邦政府に二重制度の自治を與へる等が主要内容である。即ち國防・外交・宗教の三項は「留保事項」として總督が親裁專行する。又國家的安寧、經濟政策、少數者團體の保護、王侯の特權保護等について多數の特種責任事項を設けて總督及州知事の廣汎な獨裁權を存在してゐる點は自治を名目的に墮せしめてをり、多分に反動性をもつ。新憲法は準備期間を経て、一九三七年四月一日より一州の自治制とそれによつて當然生ずる中央政府の權限の變化について發動したが、聯邦政府は聯邦參加の王侯領の人口が全印度土侯領の人口の過半数に達し、同時に聯邦議會上院に於る王侯領代表議員の過半数の同意ある場合に限り、イギリス議會の協賛する勅令を以て開始される。從て中央政府は主として舊條令に基く構成にある。

3 英本國の對印政務機關

イギリス本國に於る印度の政務はイギリス内閣に於る印度事務大臣(Secretary of State for India)の管掌に屬す。その輔佐機關として參事院(Council)があつたが、一九三五年の新條令に基き一九三七年四月一日を以て廢止され、顧問團(Body of Advisers)をもつて之に代へた。

(1) 印度事務大臣 一九一九年の印度政府條令改正前に於ては印度事務大臣は總督を含む印度の統治及收入に關する一切の事項を監督指揮する絶大な權限を有してゐたが、州移讓事項其他の監督權の拋棄により權限は著しく縮小され、更に新條令は新聯邦樹立後は印度の政務の監督

を聯盟に含めてイギリス政府の監督下に置いた故に、太守は皇帝の職能を諸國王に對して執行する場合總督の資格たることを完全にやめ、夫等の總ての職務は完全に「皇帝任命の皇帝代表(Crown Representative)」たる太守の任務に限定され、兩者の區別は明確に分離された。然し兩職務は同一人によつて執行されてゐる。

現印度太守兼總督リンリヌゴウ侯(Marquis of Linlithgow)は一九三六年四月一八日就任した。

(2) 行政參事會 行政權はイギリス皇帝の親任に係る總督にあり、總督行政參事會(Governor-Generals Executive Council)が總督の下に内閣として政務を執行する。中央政府は新聯邦制度確立まで一九一九年の印度政府條令が續行される。參事會員は閣員に相當し七名よりなる。參事會員は皇帝の親任にかゝり、任期は慣習上五ヶ年と定められる。參事會員中三名は一〇年以上印度文官たりしことを要し、一名は一〇年以上辯護士たりしことを必要とする。又三名は慣習上印度人が採用せられる。參事會員は職能上同時に各省の長官である。

省には内務(Home Dept.)・財政(Finance Dept.)・教育保護土地(Education, Health & Land Dept.)・司法(Dept. of Law)・商業勞働(Co-merce & Labour Dept.)・交通(Dept. of Communications)の六省の外、國防省(Defence Department)・外務政務省(Foreign and Political Department)の二省があるが、國防省は印度軍司令官が擔當し、外務省は總督、政務省は太守が夫々の資格で兼務する。司法相は辯護士出身の參事會員が之に當る。行政參事會は全體とし任命せられるものでなく、各參事が別個單獨に皇帝によつて任命せられる。各省には事務長官(Secretary)が置かれる。新聯邦憲法は、その第八部の規定をもつて、中央政廳に二重制度を適用し、國防・外交・宗教政策を留保事項とし、これを總督が獨裁する。その他の政務は移讓事項とされ、總督は新聯邦議會に責任を有する印度人からなる内閣(Council of Ministers)の輔佐によつて執行せねばならない。總督の參事會員は三名として留保事項に就て總督を輔佐し又内閣の協力者となる。

5 立法

立法機關には印度議會 (Indian Legislature) があり、總督及上・下兩院 (一九二一年開設を以て構成される。上院は國會 (Council of State) と呼ばれ、六〇名の議員よりなり、内二七名は官選 (官吏は二〇名を超え得ず)、三三名は公選とす。下院を立法議會 (Legislative Assembly) と呼び、一四五名の議員よりなり、その中四〇名は官選 (官吏は二六名を超え得ず)、一〇五名は公選とす。議員の任期は上院が五年、下院は三年である。總督は召集・解散権をもち、特に會期を延長することもできしめる。兩院の議決が六ヶ月一致せぬときは總督が合同會議を開催して議決せしめる。上院議長は總督の任命であり、下院議長も最初は任命であつたが一九二五年以來選舉となつた。兩院共民選議員は印度の特質に基づく複雑な選舉區制度によつて選出される。即ちヨーロッパ人、商工業者、農漁經營者、印度商人、地主、大學等の特別選舉區と、回教徒、非同教徒、パンジャブ州のシーク教徒團體別をもつ一般選舉區とからなり、夫々州毎の定員をもち (但し特別選舉區は一部分)、且つ州毎には都市選舉區と地方選舉區とに分けられてゐる。選舉權者は上院に三萬餘、下院に一一〇萬餘で、印度成年者の三%に足らない。

議會は豫算の協賛権をもつが、政府は議會に責任を負はず、又議會の決議に拒否権をもつ。新聯邦制度に於ては、上院即ち國會は議員を二六〇名以下 (一五〇名は英領印度で公選、一〇四名以下を王侯國君主が任命、六名を總督が任命する)、下院即ち聯邦會議 (Federal Assembly) は議員を三七五名以下 (二五〇名を英領印度で公選、一二五名までを王侯國の君主が任命) とし、内閣は聯邦議員で構成して議會に責任を負はしめる。併しその協賛權範圍は狭く、一定提案は總督の事前承認を必要とし、又總督は認可を留保しうる。

6 司法

司法機關としては州毎に最高裁判所がある。マドラス、ボムベイ、ベンガル、アグラ、ビハール、パンジャブ、中央州及ベナールに高等裁判所 (High Court)、オーリス州に上級裁判所 (Chief Court)、西北國境州、

クルグ、シンド、アヂメル、メルワラ、メルチスタンに裁判委員 (Judicial Commissioners) が設けられてゐる。アッサム州に對してはカルクッタ、オリッサ州に對してはパトナ、デリーに對してはラホール的高等裁判所が最高裁判所を構成する。是等の最高裁判所の下に、刑事事件に對する刑事裁判所 (Court of Session)、第一級、第二級、第三級の治安裁判所 (Court of Magistrate) が存在する。更に各州の特定立法及規則で定められた下級の民事裁判所があり、その他小事件を處理する多數の特殊裁判所が設けられてゐる。民事裁判所と並んで稅務裁判所 (Revenue Courts) があり、行政官によつて地租の決定及徵收に關する裁判を行ふ。殆ど總ての民事判事、初審裁判所の大多數の裁判官は印度人である。目下はベンガル、マドラス、ボムベイの控訴裁判所に於る印度人法官の割合も可成りの率を占めてゐる。一九三七年の民事裁判事件は二、二五四、五三六件、刑事被告人は二、九四九、二〇〇人を數へた。

一九三七年に於る警察官の數は一九八、八二一人で、その數は最低のビハール州に於る人口一萬人に付三・七人から、最高の西北國境州に於る二五・九人までの州毎の相違がある。

7 地方制度

印度帝國の行政上直轄領と王侯領とに分れる。直轄領は所謂「英領印度 (British India)」と、王侯領は「印度諸國 (Indian States)」と、後者はイギリスの保護下に各王侯によつて統治され、前者には一九三五年の憲法が適用され、殊にその第三部の規定により知事州には一九三七年四月一日以來聯邦制度の第一段階として州自治制度が實施せられた。

(1) 直轄領 舊制は一五州からなつてゐたが、ビルマが印度から分離され、印度がボムベイから、オリッサがビハールから分割された結果一七行政區に分れる。マドラス (Madras)、ボムベイ (Bombay)、ベンガル (Bengal)、聯合州 (United Provinces)、パンジヤン (Punjab)、ビハール (Bihar)、中央州及ベナール (Central Provinces & Berar)、アッサム (Assam)、西北國境州 (North-Western Frontier Provinces)、オリッサ

サ (Orissa)、シンド (Sind) 一州には知事 (Governor) が置かれ、英領メルチスタン (British Baluchistan)、デリー (Delhi)、アヂメル・メルワラ (Ajmer-Merwara)、クルグ (Coorg)、アンダマン・ニコバル諸島 (Andaman & Nicobar Is.) 及パンヌ・ビナロダ地域 (Panth Piploha) の六地方は英領地域 (British Territory) として政務長官 (Chief Commissioners) が置かれてゐる。

(2) 知事州 舊制は州政府を二重制度によつて構成し、知事の下に行政參事會と内閣とがあり、行政參事會員は二乃至三名 (この内半数迄は印度人) よりなり、知事を輔佐して留保事項を司り、内閣は州議會によつて選ばれて移讓事項を執行し、州議會に對して責任をもつた。新憲法による政治機構の概要は次の如くである。

(3) 州行政 知事は五一項に亘つて列記される州の權限に就て直接皇帝代理として知事州の行政權を執行し、中央政府の權限に就ては總督をも代表する。知事はその職務執行に就て内閣 (Council of Ministers) によつて輔佐せられる。大臣は州の議員の中から選ばれる。但し知事は條令を以て自己の判斷で行動すべきとされ、又個人的判斷を行ふべしとされるものに就て廣汎な特殊責任事項 (Special Responsibilities) を負ふ。

(4) 州立法 州立法權は皇帝を代理する知事と州議會 (Provincial Legislature) とにある。州議會はマドラス、ボムベイ、ベンガル、聯合州、ビハール、アッサムの六州に於ては二院制、パンジャブ、中央州及ベナール、西北國境州、オリッサ、シンドの五州に於ては一院制である。下院 (Legislative Assembly) は解散せられぬ限り五ヶ年間存続し、上院 (Legislative Council) は解散せられることなく、全員の三分の一は三年毎に改選される。法案は財政上のものが特別の規定を受ける他は兩院の何れからでも提案し得る。知事は通過した法案を承認するか、承認を留保するか、總督の指揮を仰ぐために留保するかする。

(5) 區縣 州は行政上一般に數箇の區 (Division) に分けられ、區は縣 (District) に分けられてゐる。區の長官は Commissioner であり、縣

8 政黨

の長官は徵稅官兼縣長 (Collector and Magistrate) である。縣は行政區劃の最中心單位であり、區は寧ろ便宜的に設置された中間的區劃に過ぎない。徵稅官兼縣長は縣の行政の全權と司法權をもち、時に警察長官を兼ねる。縣の長官は全英領印度で二三一に及ぶ。縣は行政上 Sub-Division 及 Taluka 又は Tahsil に區劃されるが、是等の行政長官は全部印度人からなる。

(6) 王侯領 所謂「印度」でイギリス保護下に夫々國王により統治される。大なる王侯國はイギリス政府との條約乃至協定によつて各種の君主の特權を保證されてゐるため諸王侯國に對するイギリス政府の支配權には程度の差が存する。郵政・交通・關稅・通貨の如き全印度的事項は完全に印度政府の任務であり、諸王侯は宣戰・媾和の權、王侯相互間及諸外國間と外交使臣交換の權を有しない。一定の限定の下に陸軍兵力を維持し得る。外國人の雇傭は中央政府の許可を必要とする。總督は數箇の大王侯國には駐在官 Resident を派遣し、夫以下の小國は、六區の理事官區 (Agency) に分割して集團的監督する。理事官區内の數ヶ國毎に理事官 (Agent) が駐在する。是等の監督は太守が長官たる政務省 (Political Department) にある。王侯國の稅政は、君主の退位、イギリス人官吏派遣を以て改革を指導せしめる。王侯の國のあるものはイギリス皇帝に一定の年賦金を献上する。現在印度諸國の數は五六三を數ふ。その政體も專制君主制のものから主憲君主制のものまで種々あり、マイソールやスロダは模範的な組織をもつものである。一九二一年諸侯會議 (Chamber of Princes) が設置され、諸王國の利害關係ある事項を議して今日に至つてゐる。諸王國の印度聯邦参加に就ては一九二七年のバットラー委員會によつて發足した。第一回卓會議後バテアラを主謀とする聯邦不参加論が擡頭し、聯邦憲法は著しく王侯國の特權保證について讓歩したが、一九三七年に於て加盟證書が、君王會議及王侯國大臣會議によつて最後の可否決されたため、王侯國の聯邦加盟の前途は不明となつた。

印度に於てはヨーロッパ人協會(European Association)を除けば全印度的規模に於て組織されてゐる政黨は會議黨(Congress Party)と回教聯盟(Muslim League)の二箇である。會議黨は一八八五年に印度輿論の反映機關として成立した國民會議に發する。之が日露戦争に刺戟されて所謂「國民會議派」なる名稱の下に印度國民運動の指導機關となつた。一九一六年テラタ等の過激勢力が指導権を奪つた結果、立憲的自治獲得を標榜する穏和派はこれを脱退して、一九一八年國民自由聯盟(National Liberal Federation)を作つたが、之は州自治の成立とその選舉戦に於て完全に敗北して今日殆ど勢力をもたない。國民會議派は第一次大戰後及世界恐慌時代に猛烈な反英運動を行ひ印度政壇の彈壓に屈し一九三〇年には非合法團體とされたが、一九三四年に不服従運動を中止して再生した。然し聯邦憲法には反對して、印度人によつて構成される憲法會議の召集を一九三六年以來ネル、ガンヂーを中心に主唱しつゝある。一九三九年四月是等と對立し、反英抗争を主張するボースは、前衛ブロック(Foreward Block)を編成して、會議派の急進者の指導力となりつゝある。主として宗教團體であるヒンズー・マハサナ(Hindu Mahasabha)は憲法制定會議案を支持した。ブラサド、アザッドと會議派の指導権を握るガンヂー・ネル派も今次大戰以來即時獨立の要求を掲げて不服従運動を再開せんとしてゐる。一九二四年再建された回教徒聯盟は總裁ジンナーの下に回教徒の諸層を集め完全な回教徒の獨裁勢力ではないが、宗教的大衆の焦點となつてゐる。一九三七年のバトナ大會に於て聯邦憲法に反對し又憲法制定會議に反對し、東北、合併州、デカン、西北の四區に於る回教徒の獨立自治州を認めた聯邦制改革を要望した。夫が少數派として回教徒のセクト的利益を主張する點は、ベンガルのブラジャ黨、パシヤの諸黨を吸引したとは云へ、西北國境州、シンドの回教徒諸黨を會議派に走らせてゐる所以である。印度共產黨は一九二〇年その萌芽を見、一九二七年に創立され、一九三四年の再建以來根強い勢力を張りつゝある。

9 外交
印度の外交機關は外務・政務省 (Foreign and Political Department) にある。外務局長官は總督であり、諸外國との國交を司り、政務局長官は太守であり、王侯國との外交政務を司る。外務局長官は世界大戰まで近東、東阿に關係してゐたが、現在はアフガニスタン、ペルチスタン、チベット等に對するイギリス外交を擔當するに過ぎない。一般諸外國には使臣を派遣せず、是等の交渉は英本國の外交使臣を通じて行ふ。政務局長官は王侯國の外交権を擔任して太守の權限に歸せしめてゐる。

二 國防
印度國防軍はイギリス空軍 (Royal Air Force)、イギリス正規軍 (British Regular Army)、印度軍 (Indian)、補助軍 (Pre-Auxiliary Forces)、印度地方軍 (Indian Territorial Force)、印度豫備軍 (Indian Army Reserve)、イギリス・印度海軍 (Royal Indian Navy)、印度王侯國軍 (Indian State Force) からなる。印度王侯國軍以外は印度軍總司令官 (Commander-in-Chief in India) の最高指揮下にある。印度軍總司令官は總督行政評議會の國防相を兼ねる。
印度軍司令官 イギリス正規軍、印度軍—印度陸軍の根幹はイギリス正規軍と印度軍とにあり、兩者混合して師團並に旅團を編成する。その割合はイギリス正規軍一大隊に對し印度軍三大隊の割合である。印度軍輕砲兵は一八・五中隊を算するが、その他の騎砲兵・野砲兵・要塞兵は僅に一部印度人馬卒を含む外は全部イギリス兵であり、且つ戰軍隊は完全にイギリス兵のみで組織される。最近是等の正規軍は急速に機械化されつゝあり、印度軍騎兵聯隊二と槍騎兵一三とが裝甲車に改裝され、イギリス人騎兵聯隊二、第三龍騎兵聯隊、槍騎兵隊が輕戰軍隊に改裝せられた。一九三八年現在正規軍の兵力はイギリス正規軍五六、八〇六名、印度軍一五九、二〇〇名で、その構成は次の如くである。
(-)イギリス正規軍—騎兵聯隊五、砲兵中隊六〇、歩兵大隊四四、輕タ

ンク中隊八。(+)印度軍—騎兵聯隊二一、砲兵旅團一、歩兵大隊一一六。
補助軍 印度在住のイギリス系住民を以て編成されるもので、一九二〇年印度補助軍條令に基いて組織された。募集は義勇志願であり、年

々歩兵は六四時間、その他の兵科は八〇時間の訓練を受け事變及戰時に際して都市及地方警備のために召集され、印度常備軍の第二線として行動する。一九三八年現在の勢力は約三萬五千名である。

軍 勢 力 一 覽 表 (一九三九年度)

種 別	皇帝任命		英官	印度人	太守任命		英官	印度人	軍 屬	從 卒	印度人
	イギリス	印度人			英官	印度人					
戰 隊	337	166	337	166			337	166		337	166
幕 僚											
軍 事 訓 練 機 關											
教 育 機 關	103	1									
印 度 砲 兵 團	30	1									
印 度 砲 兵	30	1									
印 度 砲 兵 團	30	1									
印 度 砲 兵 團	30	1									
印 度 砲 兵 團	30	1									
印 度 砲 兵 團	30	1									
馬 補 部	30	1									
其 他 部	30	1									
豫 備 軍 及 地 方 軍	111	62									

(1) 印度地方軍 一九二〇年に初めて編成されたもので、年二十八日の訓練を受けた印度人志願兵を以て組織し、州大隊、都市大隊、大學教練隊とからなる。大學教練隊を除き、戰時に於て一般召集を受け印度正規軍の第二線をなす。一九三八年に於るその兵力は一九、二〇二名、大學教練軍四、二六〇名に上る。
(2) 印度豫備軍 最近編成されたもので、凡ゆる兵科の豫備役に編成され、その兵力は下士兵約四萬、士官一、八五〇名を数へる。
(3) 印度王侯國軍 嘗て帝國服役軍(Imperial Service Troops)と云は

れた印度王侯國が自己の必要から擁する手兵であるが、戰時に印度政府が借用する。印度政府は王侯國軍の訓練と教育を擔當する將校團を常設してゐる。王侯國軍は一九三八年現約四萬六千を數へたが、そのA級のものがみが近代裝備を有するに過ぎない。
(4) イギリス空軍 印度のイギリス飛行隊は八飛行中隊よりなり、四飛行團に編成されて居り、空軍司令部の直接管轄下にある。一九三九年に於て飛行將校二二二名、下士二、四二四名を數へた。夫以外に印度軍の二飛行隊、將校一八名、下士九二名をもつた。全國防軍は南部(デッ

カン以南、東部(合併州以東)、北部(パンジャブ、西北國境州)の三軍區及西部獨立軍區(シンド、ベルチスタン)に分けられてゐるが、南部が七旅團、東部が八旅團、西部が四旅團なるに比して、北部は一七旅團を有するの印度の國防が西北國境防備に重點を置くことを如實に示すもので、印度兵も亦西北出身者が過半を占め、唯一の陸軍士官學校もデラドーンに一九三二年開設されたのである。脅威は單に外寇のみでない。ワズイリスタンの部族の叛亂は一九三七年に於ても五萬の動員を必要ならしめた。

(5) 海軍 海軍は所謂「王國印度海軍」であるが、その起源は一六二二年東印度會社が編成した艦隊にある。嘗ては Royal Indian Marine と呼ばれた。直接統治後、海軍力はイギリス本國に依存する主義をとつたため、陸軍力の形大きに比較して言ふべき勢力をもたない。一九三四年の海軍條令(Indian Navy Act)が現制度を規定するが、その勢力は護衛艦五隻、監視艦一隻、掃海艇一隻、巡邏船一隻にすぎない。

(6) 國防費 印度の國防費は印度駐屯イギリス正規軍のイギリスに於る募集・訓練に必要な國防省の本國關係費及その海上輸送費をも含めてゐる。全經費は一九三九年度四・六億ルピーで、全豫算の四四%に當る。

三 財政

1 概要

印度とイギリス本國との軍事負擔割合の問題は、從來屢々印度國民主義者とイギリス本國との論争の中心となつてゐた問題であるが、印度省政務官オニールは一九四〇年二月二十九日の下院に於て三千萬磅の軍事費をイギリス國庫より印度に交付する法律案をイギリス議會に提出するに決定した旨を發表した。尙印度一般國防費の支出方法に關しては、イギリス本國政府と印度政府との戰爭中の改訂取極めにより(一)印度の平時軍事費、(二)戰時中特に印度の利益のためになされる特別防備施設費、(三)印

度外に遠征せる印度部隊一部の維持費に對する印度政府のイギリス帝國國防分擔費は印度政府の豫算に計上されるが、右第三項以外の國防費は一九三九年四月一日の英印新協定により同日に趣及してイギリス政府の負擔すべきものとなつてゐる。而してイギリス政府の印度軍事費補助年額は一九三九年度の標準額二百萬磅に据置き、戰爭繼續中同額を補助支出することになつてゐる。

一般歳出入豫算表

單位：千ルピー

Table with columns for 'Main Items' (主要項目) and 'Budget' (豫算). Rows include 'Income' (歳入) and 'Expenditure' (歳出) with various sub-categories like 'Central Government' (中央政府), 'Local Government' (地方自治體), 'Railways' (鐵道), etc. Values are listed in thousands of Rupees.

3 外國爲替

印度政府は一九三九年九月四日に於て外國爲替管理令を公布すると共に金貨・金地金及精鍊されたものと否とを問はず、金塊は總て印度準備銀行の許可あるもの以外輸出を禁止する旨發表した。なほ今回の外國爲替管理令に於ては磅貨の賣買は禁止されてゐないが、先物賣買は純商業的目的を有するものに限り許可されることとなつてゐる。その他外貨取引も一般には嚴重な統制が加へられてゐるが、純商業的及二千ルピーまでの個人の送金に對しては外貨取得が許可されてゐる。尙同月七日より愈々右爲替管理令が實施された。目下の所輸入爲替のみを統制し、新設の戰時貿易省の許可を要することになつてゐる。日本からの輸入に關してはどの程度の制度を受けるか今の所分りないが、商人による不當利得は嚴重に統制されてゐる。

日本爲替の磅基準離脱、弗リンク決定は差當りボムベイ市場には反響はないが印度商社方面では從來磅を通じて安定的關係にあつた圓とルピーとの爲替率は將來浮動を免れざるべく、その場合日印貿易は當然影響を蒙るものとみてゐる。然し大勢は圓高、ルピー安に向ふであらうから印棉の對日輸出は却つて好影響を受けるであらうとみる向きが多い。一九四〇年に入り印度立法會議は一〇月一九日對英援助による赤字補填のための追加豫算案を否決したが、リンスゴード總督は同月二〇日右追加豫算案を立法議會に返還、再審議を求めた。なほ同一九日の決議に當つて同教徒聯盟は終始中立の立場をとつたが、再審議に當つても同聯盟の去就は極めて注目されてゐる。

歳出之部

Table showing 'Expenditure' (歳出) with categories like 'Income Tax' (所得税), 'Railway' (鐵道), 'Postal and Telegraph' (郵便及電信), etc. Values are listed in thousands of Rupees.

2 公債

印度政府は一九四〇年六月三日戰時公債發行を發表、その總額は公にされなかつたが、種類は次の三種である。
(1) 三分二厘五毛利附、期限一〇年の貯蓄公債、之は小投資家の資金吸收を目標としてゐる。
(2) 三分利附期限六年の國防公債
(3) 期限三年の無利子公債、但し之は教義により利子受取りを禁止されてゐる回教徒を目標としたものである。
右の三公債發行は機械化部隊・歩兵・砲兵及各種技術部隊等總計一〇萬の陸軍を編成し、印度空軍を現在の四倍とする加速度的の軍擴を實現するために急に膨脹せる軍事豫算の一部に充當されるものである。

第五章 産 業

一 農 業

印度に於ける農業は印度のもつ地理的諸條件と全人口の七〇%に上る印度農民と交互接觸によつて成立するものである。この場合地理的位置は、それ自身のみでは消極的な役割を果すにすぎないが、印度を熱帯・亜熱帯に置くことによつて、氣候と結びつき、印度に濕潤性・暑熱性を與へ、以て印度の農業の方向を決定する。即ち季節風によつて齎される降雨は印度に於る生産の方向を決定し、棉花・米・小麥・甘蔗・黄麻及茶等の生産性が規定されるのである。その襲來の時期と雨量の多少とは、棉花の收穫と作柄とに直接に關係をもつものである。従て季節風の襲來が遅れ或は弱いときには收穫は不良で、時には饑饉を招來することがある。この難より免かれるために、印度では古い時代より所々に運河や貯水池を設けて人工灌溉を行つてゐる。それ故印度の文化は灌溉文化と云はれるのである。印度の土地は廣大なる印度平原とデカン高原とよりなり、一〇四萬方軒餘の耕地がある。而して平原にては米・小麥・甘蔗・黄麻及茶等が又高原にては棉花及烟草等が生産せられ、印度に特有な開耕が見られるのである。

主要農産物耕作面積表

種 別	一九三三—三五	一九三五—一六	一九三六—一七
米	七九,五〇〇	九〇,八七〇	八二,六六六
小 麥	二,一四五五	二,一七二〇	二,一七二〇
大 麥	六,八七〇	六,一七六	六,一七六
其 他	八,八七三	八,九七一	八,〇九二
甘蔗	三,七二二	四,〇九二	四,〇九二
農産物以外の食用	八,四八五	八,〇八一	八,〇八一
亞麻	二,三三三	二,三三三	二,三三三
仁	二,三三三	二,三三三	二,三三三

單位：千ヘクタール

1 米
米は印度の農産食料品中の大宗である。一九三六年の米産額は四、二二九萬噸で、その年の世界總産米額一三、一〇〇萬噸の約三分の一を占め、且つその耕作面積は八、一〇〇萬ヘクタールに達する廣大なるものである。米作は高温にして且つ多濕なる地が好適してゐるため、印度の米作はガンジス河及ブラマプトラ河の流域たる印度大平原がその中心地域をなしてゐる。是等兩大河流域と印度半島東海岸を占めるマドラス平原とに於る産米額は全印度生産高の約六〇%に達する程である。

2 小 麥
小麥の栽培に好適せる地帯はインダス河上流流域、印度平原のヒマラヤ山麓でベンジャブと聯合州に亘る地域、中央州のカルパタ河以北の地域で、是等の地方は季節風による影響少く、降雨量も少く、氣温は大陸性で、冬期は比較的寒冷又は中庸の温度なるため、小麥の栽培に適せる氣候をもつてゐる。小麥は米につき重要なもので、その栽培總面積は二、五〇〇萬ヘクタールで、一九三六年に於る産額は九九〇萬噸に達した。

3 大 麥
大麥は小麥に比して比較的廣範圍に栽培が行はれてゐる。氣候條件が小麥と殆ど同一であるため、印度の大麥栽培地域は小麥栽培地域と殆ど同一地方で、西北のガンジス河及インダス河の上流に當るベンジャブ、聯合州がその中心地域をなしてゐる。一九三六年に於る栽培面積は六五〇萬ヘクタールで、産額は二三四萬噸に達した。

その他の農産食料品としては玉蜀黍・稗・落花生及豆類等を擧げることが出来る、是等のものゝ作付面積は九、〇六〇萬ヘクタールで、殆ど全印度に跨つてゐる。

4 茶
茶栽培の自然的條件としては高温多濕であることが必要である。社會的條件としては勞働人口が豊富であり且つ勞賃の低廉なことが擧げられる。印度に於て斯様な條件をもつ茶の栽培地帯はアッサム及ベンガルの

種 別	單位	一九三三—三五	一九三五—一六	一九三六—一七
胡 麻	千噸	三,三三三	三,三三三	三,三三三
其 他 油 種	千噸	二,二二二	二,二二二	二,二二二
其 他 織 維	千噸	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇
其 他 雜 糧	千噸	九,九九九	九,九九九	九,九九九
茶	千噸	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇
糖 蔗	千噸	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇
其 他 農 産 物	千噸	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇

主要農産物生産額表

種 別	單位	一九三三—三五	一九三五—一六	一九三六—一七
米	千噸	三〇,三三三	三三,三三三	三二,三三三
小 麥	千噸	九,九九九	九,九九九	九,九九九
大 麥	千噸	三,三三三	三,三三三	三,三三三
其 他	千噸	二,二二二	二,二二二	二,二二二
甘蔗	千噸	三,三三三	三,三三三	三,三三三
棉花	千噸	三,三三三	三,三三三	三,三三三
黄麻	千噸	三,三三三	三,三三三	三,三三三
亞麻	千噸	三,三三三	三,三三三	三,三三三
芥 子	千噸	三,三三三	三,三三三	三,三三三
落 花生	千噸	三,三三三	三,三三三	三,三三三
其 他	千噸	三,三三三	三,三三三	三,三三三

(註) 単位は千ヘクタールに據る。

北部及南部印度である。政府の手厚い保護の下に、大資本を擁する大企業として、大規模に經營せられ、世界第一の茶栽培國となるに至つた。年約一八萬噸を産し世界總産額四七萬噸の約四〇%を占めてゐる。最近の栽培面積は八〇餘萬ヘクタールに上る。

5 コーヒー
コーヒー栽培の自然的條件としては、夫が熱帶植物であるため、高温多濕なることを必要とする。然し温度は一五度乃至三〇度が適温で、雨量は一、五〇〇耗以上であることが必要である。この様な條件を以てコーヒーの栽培されてゐるのは南部印度のマイソール、マドラス、ケールグ地方である。一九三六年に於る栽培面積は一〇萬ヘクタールであり、産額は二萬噸であつた。

6 煙 草
濕氣ある亞熱帶的氣候と沖積土壤とが烟草の栽培に適し、ベンジャブのラホール附近ポムベいのカルパタ河下流流域、印度半島南端のマラバル地方、マドラスのダウアリ河下流流域、ベンガルのカルカッタ附近、ダツカ附近及チャゴン附近がその主要なる栽培地域である。栽培面積は一五萬ヘクタールで、その生産額は六三萬噸に達した。

その他の農産嗜好品としては阿片・香料等種々が擧げられる。

7 棉 花
棉花栽培の自然的條件としては、栽培期間中高温度であり且つ十分な水分のあること、尙育成中には降霜なく又開葉期には過濕でないことを擧げることが出来る。社會的條件としては豊富な勞働力の存在を擧げ得る。印度が季節風地帯内にあつて、而も高温なる地域を占めて居り、低廉且つ容易に豊富な勞働の得らるゝことは、棉花栽培の諸條件に適つてゐる。爲に現今に於ては印度の棉花栽培は世界的に重要なものとなつてゐる。

その栽培地帯を見るに、デカン高原、ジムナ盆地、ベンジャブ地方、シンド地方が重要な地域であるが、特にデカン高原は最も早い時代より

栽培が行はれてゐる。全国、栽培總面積は一、五〇〇萬エーカーで、産額は一九三六年に一〇三萬噸に達した。

8 黄麻

熱帯性植物で高温多湿と豊饒なる土壌を必要とする。印度が黄麻の原産地にして、ガンジス河流域が主要耕作地で、その栽培總面積は二五〇萬エーカーに達し、産額は年百萬噸を超え、世界總産額の九九%を占めてゐる。

9 甘蔗

甘蔗栽培に必要な自然的條件としては平均温度一六度乃至一八度以上、特に夏期に高温であること、雨量年一千二百乃至一千四百以上であること、收穫期に漸次降雨量少く、高温で日照の十分あることを擧げることが出来る。又社會的條件としては他産業と同様低廉なる労働者の得らるゝことである。この點より印度を見るに、栽培好適地が各地方に尠くない。今日の主要栽培地帯はアッサム、ベンガル、聯合州及パンジャブ等のガンジス河とマドラス、ボムベイ及シンド等の印度半島沿岸地方とである。栽培總面積は三二〇萬エーカーで、一九三六年には三六〇萬噸の砂糖を産し、世界總産額一、五五九萬噸の約二三%を占めてゐる。

10 ゴム

ゴム樹は熱帯性植物で、高温多湿の地に適し、マドラスのニルギス、サーレム地方、アッサム、マイソール、コーチン、タールグ及トラバンコール地方に産する。その生産額は年約一萬噸である。

11 藍

藍(インディゴ)は印度原産で、近年人造藍のために壓迫をうけて、その産額は年々減少し今日では五〇萬噸内外の年産額があるのみである。夫で栽培地域も次第に減じ来り、全印度にて僅か一萬エーカーに過ぎず、昔の面影はない。主要栽培地としてベンガル、ビハール、オリッサ、ボムベイ、マドラス、パンジャブ及聯合州等の諸州を擧げることが出来る。

5 馬

乾燥せる温帯又は亞熱帯的氣候の土地に適する故、不毛地と森林とを除けば、乾燥せる地域には飼養され得る。従て印度にては馬に對する氣候の制約性は非常なもので、季節風によつて影響をうくることの大なる高温多湿のベンガル及マドラスには殆ど飼養されてゐない。全印度の馬の数は一七七萬頭で農耕に使用せられことは少く、主として駄獸として又荷馬車を輓くために使用せられ、又警察用・軍事に利用せられてゐる。

6 驃馬・驃馬

驃馬及驃馬はよく粗食に耐へ、餘り良くない氣候にも耐へる。従て馬よりも一層不毛なる地方に飼育される。殊に性質が従順で、體軀の小さなに拘らず足下が確かで、山路に耐へる。よく勞役に適し且つ缺乏に耐へる性質のために高温なる乾燥地に又は丘陵地に飼育せられる。駄獸として使用せられるのみならず、軍隊用としても甚だ重要視されてゐる。驃馬の印度に於ける数は七・五萬頭を數へ、トルコと共に世界の約半數を飼育してゐる現狀である。

7 駱駝

駱駝は沙漠の舟として世界各地で古くより使用せられてゐることは一般に知られてゐる。印度にても乾燥地域には飼育せられて、農耕に、運搬に、又駄獸に使用されてゐる。印度の總數は五三萬頭で、氣候の制約を受け、その飼育が雨量年五〇〇耗以下の地域に限定されてゐることは注目すべきことである。

る。

二 畜産業

農業と共に畜産は古くより行はれ、農業と畜産とが殆ど同一目的のために行はれ、各農家は農業と共に少數の家畜を飼育してゐる。家畜飼育の目的が勞力の利用を主とし、乳・肉等を食用に供し、工業原料に利用することが第二次的目的である。従て吾々は印度の畜産業を見るに當つては、印度が主要農業國であり、その農業に於て家畜を農耕運搬に使用するために飼育してゐるものであることを注意せねばならない。

1 牛

印度に於る牛の數は一億二千萬頭で、世界で最も多く、役牛が目的であつて、食用に供せられることは全然ない。夫は宗教的原因によるのである。即ち印度教徒は牛を神聖なるものとして食用に供することなく、又回教徒も食しない。従て農耕に曳車に使用する外、乳が搾られるのみである。

2 水牛

水牛は全印度で約三千萬頭を數へることが出来る。農耕用に使用せられ、又その乳は粗製バター、所謂ギリ(Giri)又はチー(Chie)即ち牛酪油の製造に使用される。動作は鈍重であるが、頑強なることは普通の牛に優るため、高温濕潤なる地域に於る重要な役獸である。

3 羊

牛に適しない草地・不毛地にて飼育し得るため、多くは乾燥地帯の丘陵地に養はれてゐる。全印度の羊は二、五三〇萬頭を數へることが出来るが、品種の改良が十分に行はれて居らぬため、良質の羊毛を供しない。全印度の羊毛年産は四・五萬噸であり、一千頭に就て〇・二三噸を産する割合である。

4 山羊

羊と同様に乾燥せる氣候に適してゐる。羊よりも強健であり粗食であ

8 鹿

印度の象はその性質が比較的温順で良く馴れるために、家畜として飼育せられてゐる。勿論野生のものであるが、季節風原始林中に棲む象を捕獲し、馴化して家畜とするものである。主として運搬用に使用し、森林に於ては最も重要なもので、重いものを鼻で動かし或は重い荷物を背にして熱帯の密林を歩行する。印度にては到る處に見られ、駄獸としての外に乗用として使用せられ、印度のある地方にては有用なる交通機關とさへなつてゐる。

三 林業

印度に於て六、六六〇萬エーカーと云ふ廣大な森林地域を占めて居る。世界陸地の約三〇%に當る七、四八七百萬エーカーが全世界の森林總面積であるが、その中アジア大陸の森林面積は二、九〇六百萬エーカーで、世界森林面積の二八%に當る。印度の森林面積はそのアジア森林の約三〇分の一を占めてゐる状態である。現在印度の森林は印度政府の直接監督の下にあつて、保存・保護・普通森林の三つに大別されてゐる。保存森林は木材の供給、水源の保護等のために永久に保存せられ、その面積は七一、二一〇平方哩、保護森林は前者程には嚴でないが政府の管理をうけ、専ら木材その他の産物の供給地として、將又治水に必要なるものとして保存せられ、その面積は六、三五九平方哩、普通森林は私人の自由に支配し得るもので、その面積は二一、六六九平方哩となつてゐる。

西はベルチスタンより東はベンガル及アッサムまで、北はヒマラヤより南はコセリン岬に至るまで廣大なる面積の森林が見られる。而して其の森林が熱帯・亞熱帯・温帯に跨がり、又低地に、高山に、高温多湿の地に、寒冷降雪の地に存するため、その存する場所によつて森林の型態は異つてゐる。一般に印度の森林型態は次の五種に區分され、多量の有用材を産出してゐる。

度の鐵業も亦發展を見るであらう。

主要礦産物生産高表 (一九三七年)

種別	單位	産量	價額
石炭	噸	1,503,635	5,891,364
マンガン	噸	1,041,794	3,319,540
金	オンス	11,007,919	111,840,000
雲母	オンス	11,743,000	1,094,700
石油	ガロン	7,547,857	1,010,541
建築用材料	噸	7,121,751	7,291,100
銅	噸	1,842,011	6,115,840
鐵	噸	3,715,770	3,642,280
銀	オンス	24,642	3,433

1 鐵鋼業

一九三九年度は印度製鐵業も増進し、ベンガル州のスティール・コーポレーションにより華々しく開始され、一月より八月までの間に鉄生産高は一割増加して一、四九、六〇〇噸に上り、また當初の九ヶ月間に於ける輸出量は一九三八年同期より三割一分増の四四六、一〇〇噸に達した。而して価格は九月までは、第二級鉄は噸當り八九ルピーを保つてゐたが、戦亂後は九〇四ルピーに昂騰した。

鐵鑄塊及仕上品の生産高は初め八ヶ月間に夫々六二九、六〇〇噸及五七三、七〇〇噸より六五六、〇〇〇噸及六五二、〇〇〇噸に増加し、その輸出高も四六、六〇〇噸より七九、六〇〇噸に上り、海外の需要に應じて製鐵が叶へば尙一層増加する状態であつた。かくて各種製品の價格も各年初の水準より一割五分乃至二割五分方増加し、タタ製鐵會社のデフアイド株は年初一、二〇〇ルピーであつたが、年末には二、二五〇ルピー見當にまで上つた。なほ一九四〇年一〇月一九日、政廳は日本向け屑鐵並に鉄鐵の輸出は、今後許可せざる旨發表した。同月二日に及び、右輸出

の減少、海外市場の喪失、勞働賃金の増加、その上英印通商協定の結果として英國製綿布の稅率低下等のため全く絶望の状態に陥つたのであるが、この時幸にして歐洲戰亂が起つた。そして軍需用の注文が殺到し、且つ英國よりの競争品は手を引き挽回するに至つた。かくて綿工場の株價指數は八月の七四・四より一月の一一四・四に上昇した。

2 黃麻工業

戰争勃發により黃麻業が綿織物業より以上に大なる利益を得たのである。これは年初に「紳士協約」を結んで生産統制を行つてゐたものであるが、後期に至つては印度政府より特別許可をうけて長時間作業をするやうにさへなり、そして戰争需要のため英政府より約一億一千萬ルピーの砂囊の注文を得て不振はすつかり挽回し、その株價は五割以上も上騰した。

ベンガル政府は一月二六日黃麻生産統制につき次のコミニケを發表した。法律により四〇年度より黃麻(ジニート)の生産を統制しその生産量は一九三九年度の生産量を超過せざることを保證する。

一九四一年度以降の黃麻生産量を統制するため、全關係業者並に黃麻栽培の諸州が効果的に協調するための適當なる方策を政府に對して、示唆するを以て其のその役目とする専門委員會の任命を提案する。

ベンガル州は隣接のアッサム、ビハール兩州に對しても本政府の遂行に出来る限りの援助を要求するものであるが、兩關係州はその黃麻栽培者の利害關係に鑑み、惜みなく支援を與ふるものなることを確信してゐる。

なほ二月一日にベンガル政府は一九四〇年に於ける黃麻栽培を統制する目的を以て、一九四〇年度ベンガル黃麻統制法令 (Bengal Jute Regulation Ordinance, 1940) を發令した。

ベンガル州政府は黃麻に對して六〇ルピー、ヘシアンに對しては一三ルピーの最低價格を決定したが、六月初旬右價格は實情に即せず黃麻取引所の賣買は完全に行詰るに至つた。ヘシアン取引所も黃麻と同様で、

禁止は英帝領諸國及其の同盟國を除く總ての諸外國に適用されるものであり、この措置は戰時中貯藏の價値あると認められ、物資の印度國內に於る供給を確保せんが爲に採られたものである旨發表した。

2 石炭業

一九三八年度の生産過剰の爲石炭業は一九三九年初頭には餘り振はず只五月以後大東亞よりの需要復活により活氣づき始め且つ又その後冬期近づくのと消費稅附加のために石炭價格は相當騰貴した。而してまた戰争は一層その需要を激増し、延いて翌年の鐵道運輸契約締結には良質炭の價格は噸當り八アンナの増加をなした。また石炭の生産は相當減じたに拘らず三九年初め一〇ヶ月間の輸出量は二割近く増し、その株式相場は一年前に較べて一割五分増となつた。

五 工業

英國の政策は從來の印度手工製造業者を犠牲にして、本國産業の發展を圖るにあるので、遂に英國の機械生産品を以て印度市場を支配して來た。即ち英國はその傳統的自由貿易論を武器とし、印度をして英國商品の市場たらしめ且つ本國製造工業の原料生産國たらしめてゐる。然るにこの様な英國の抑壓と強制があるにも拘らず、印度のもつ内的勢力はそれに甘んずることなく、自國にもつ天然資源を利用することによつて漸次近代工業熱が擡頭し、諸工業は逐年發展の途を辿つてゐる。綿布・黃麻及製糖の諸工業は已に一九世紀以後に相次いで起り、その他の工業も亦相次いで勃興し、特に綿工業の如きは英本國のランカシアと相對立するに至つてゐる。その後には於ても諸輕工業が續々と進境を示し、先進國の工業に伍して日夜發展を以してゐる。

1 綿織物業

一九三九年は綿織物業に於ても九工場が増設され、一般需要減並に價格安にも拘らず生産は増加した。實は七月にはカルカッタ綿布市場は非常な不況を呈し、數工場ではその生産を減せざるを得ず遂には國內需要

3 製糖工業

世界最大とも言ふべき印度製糖業は印度砂糖シジケイトが採つた販賣法及生産統制のため、その地歩を強固にし、一畝(ハンドレドウェイト)に付八アンナ宛課稅が減じたに拘らず、砂糖の價格指數は、一九三九年度最初の五ヶ月間に一四三より一七四に上つた。然るにその後、その價格上騰より投機を呼び多量のジャワ糖が輸入されたため價格は下落し始めた。けれどもそれも歐洲動亂が始つてからは輸入糖の大部は、アデン、ザンジバル、パレスチンその他に再輸出され、再び砂糖の價格は一畝當り一四ルピー七アンナより一九ルピー八アンナに昇るに至つた。而して砂糖會社の株價は聯合州及ビハール州の砂糖價格設定に關する政府との紛議のためそのまゝであつたが、ペラプールの砂糖株は一七〇ルピーより二六〇ルピーに暴騰した。

次の統計は如實に本工業の順調なる發展を物語るものである。と同時に本工業の發展に伴隨して工場諸機械の輸入は漸増し、而もこの機械は大部分英本國、ドイツより供給された。

年 度	生産高	就業工場數	砂糖工業用機械輸入高
一九二八—二九	六八,100	二四	一,七五,六四一
一九二九—三〇	八九,600	二七	九二二,044
一九三〇—三一	一一九,000	二九	一,三六八,八一六
一九三一—三二	一五八,000	三三	三,〇一四,四四七
一九三二—三三	二九〇,100	五七	一五,三一一,三二六
一九三三—三四	四五四,000	一一二	三六,三二八,八四四

一九三四年	五七八、〇〇〇	一三〇	一〇、五四九、四三九
一九三五年	五三三、〇〇〇	一三二	六、五七一、五〇九
一九三六年	一一一、〇〇〇	一三三	九、五一六、四六一
一九三七年	七三、〇〇〇	一三六	六、九八六、一八三
一九三八年	九三、〇〇〇	一三六	
一九三九年	七三、〇〇〇	一三六	

一九四〇年四月四日に印度合併州及びビハール州政府代表及砂糖關係者より成る印度砂糖シンデケート統制局は四二〇萬噸に上る砂糖を非常な安値で即時輸出に賣却することに決定した。これは一九四〇年度に於る印度砂糖増産の結果惹起された在荷の増大を緩和するためと見られる。なほ印度政府は一九三八年以來砂糖の海路による輸出を禁止してゐるが、シンジケート側ではこの禁輸の解除方を印度政府に猛運動中である。

4 製茶業

一九三九年初め九ヶ月間の茶輸出量は前年同期の二二三、六二三千ポンドより二一五、八八六千ポンドに落ちたが、一ヶ年を通じての製茶量は以前と大差なかつた。戦争勃發以來は軍隊の需要増加のため製茶の重要性は増し、その將來への希望はアッサム茶が一年前のポンド當り九アンナより一三アンナに上つたことによつても察せられる。

5 硝子工業

一九三九年度は硝子工業も發展し中央政府が硝子工業家を任命した結果、その一層の發達が期待され、而して之は電球、硝子栓瓶、タンプ、魔法瓶及實驗用硝子等の品質に満足な結果を齎した。一九三九年中に硝子工場が二ヶ所増加し、また四月より一〇月に至る七ヶ月間の輸入額が七二七萬ルビーより六一六萬ルビーに落ち、輸出は反つて三割四分増したのに徴しても、その發達状態が分る。

6 セメント工業

セメント業は國內競争及價格低下のため不振で七月末を年終とするアンシェーテッド・セメント株式會社の利潤が七八三萬ルビーより三三三萬ルビーに落ちたのによつても分る如く、その後競争は續いたが戦争

勃發により情勢の變化を來し、九月以後は需要の増加とコスト値上りのためセメント市價は噸當り三〇ルビーより三六ルビーに暴騰した。而して又アンシェーテッド・セメント株式會社の株も一〇五ルビーより一四〇ルビーに上つた。

第六章 勞働

印度は現在尙農業國の域を脱せず、國民の約七割以上は依然として農業に由つて生活を維持してゐるが、近代各種工業の勃興に伴ひ、各方面に於る産業化が資本對勞働の複雑なる關係を醸成せしむるに至るは世界各國に共通なる趨勢であつて、印度も亦此の世界的風潮の外に超然たることは出来ない。印度に於る紡績・黃麻・茶及鐵を初として各般の工業化に従ひ、種々なる勞働問題が起つて來た。そこで政府は一八八一年印度最初の工場法を制定し、その後於ても勞働状態の改善のため、幾度か制度の改正を加へたが、到底印度勞働階級の要求に對し満足させることが出来ない。近代の印度産業は概ね英國資本に依て建設され、英國資本家は莫大なる設備をするが、然らずんば空氣と水を與へて、印度人を酷使するか、その何れかを選擇せなければならぬまでに立ち到つた。それが英國の印度に於る現状であり、又印度人勞働者の現状である。英國は後者を以て對印政策の根本原則としてゐるのは云ふまでもないのである。

1. 未成年及婦人勞働者

一九二二年の印度工場法は、十二歳以下の幼年勞働者の使用を禁止し、十二歳から十五歳までは一日六時間だけ就業してもよいことに制限されたが法規通り守られてゐなかつた。一九三三年に十五歳以下の少年少女工員の就業を禁止する「少年法」が公布されたにも拘らず、一九三七年には尙八百三十三人の少年少女工員と統計に出て居る。少年少女が工場に働くことは國民體位に悪影響を齎らし、平均壽命も低下することは云ふまでもない。印度に英人が出現せざる以前の印度人の平均壽命は勿論確たる統計はないにしても、三十六歳以上であると見られたが、最近のものに依れば二十二、三歳になつてゐると云はれる。

印度...勞働

般に婦人を勞働に従事せしめる際に、第一は體力に適當した仕事と與へられること、第二は、婦人の性能に適した仕事と與へられること、第三は妊娠中及授乳期に於る母體保護のために配慮せられること、第三は、印度の婦人勞働者はその何れの條件をも充されて居らない。一八九一年までは、婦人の就業時間には別に制限がなかつた。その後三〇年して工場法が公布されたのであるが、婦人勞働者は少年工と同じく最大一〇時間と決められた。婦人に重量勞働を課することは、一九三七年迄は制限がなく、鑛山に婦人勞働者が多く働き、坑内にさへ婦人のトロ押しが見られた。一九三七年一〇月に婦人に重量勞働を遠慮すべき勸告が行はれたが、現在女鐵夫は國際聯盟勞働局の報告によると一九三六年には尙四二、六三五人の女鐵夫が居り、内七、三〇一人は坑内に於て男子坑夫と同様の仕事に従事せしめられて居る。彼女等の勞働時間は一日一七時間一八時間である。英國は印度民族を枯死せしめようとするのであらうと疑問が起きて來る程である。

工場數及男子・婦人・少年少女工員數

年次	一日平均使用人數		
	男子	婦人	少年少女
八八四	八二五	五三、一七二	三四九、八二〇
八九四	一、〇八九	六〇、〇六三	四二二、七九二
九〇二	一、三三三	八五、八八二	五四一、六三四
九〇六	一、八五三	一〇二、七九六	六九〇、七三二
九一〇	二、二九九	一二五、五四〇	七九二、五一一
九一四	二、九三六	一四四、一五七	九五〇、九七三
九一八	三、四三六	一六一、三四三	一、一二三、九三三
九二二	三、四四四	一〇六、八八七	一、三六一、〇〇九
九二六	七、二五一	二四九、六六九	一、五八一、三九一
九三〇	八、一八八	二五九、九〇五	一、五八三、〇〇九
九三四	八、九八八	二二〇、八六〇	一、四八七、三三三

一九三五	六八二	一三〇三三	一三〇三三	一三〇三三
一九三六	九三三	一三〇三三	一三〇三三	一三〇三三
一九三七	六九〇	一三〇三三	一三〇三三	一三〇三三
一九三八	六九〇	一三〇三三	一三〇三三	一三〇三三

2 賃金

印度労働者の取りつゝある賃金は飢餓賃金であると謂はれてゐる。英國資本家の與へる此の賃金は印度人の食慾を刺戟するのみで、彼等は飢餓より飢餓の一途を辿つてゐる。國際聯盟局が政廳に對して毎年、如く賃金引き上げを勧告し、又印度労働者自身も直接交渉をやつたが、印度労働者の受取る賃金は世界の水準を下廻つて少しも上げられない。國際労働局の調査報告に依ると印度労働者の平均月生活費は二三ルピーから五六ルピーである。ボンベイ市に於ける紡績男女工月平均賃金五五ルピー、ナツプルに於ては三〇ルピー、アツサムに於ける製茶工は單に一四ルピー、女工は更に安く一ルピーと云ふことになつて居る。ボンベイの平均賃金五五ルピーと平均生活費五六ルピーとを比較すると一ルピー宛缺損になつて行く。然し、やりくりが出来ない譯ではなからうが、アツサムに於ては二三ルピーの生活費に對して賃金収入はその丁度半分位に當ることを知る。而も一九三七年賃金法が實現せられる迄は、全く雇主の氣風儘で一定の時日に支拂れることはなかつた。

男子労働者賃金率表
一九二五—一九二九年(五ヶ年)間平均地方別

州	二二ルピー	二二—三二	三二ルピー
聯合州	六八	一六	一六
マドラス	六六	一九	一五
中央州	七三	一二	一五

の初期に於ては其の力極めて薄弱であつたが、年を経るに従つて漸次強大に赴くに連れ、資本家に對する一大脅威を爲すに至つた。併し労働者の無智と印度人労働者の特殊性に依り、その發達は遅々たるものである。更に労働組合自體に就て見ても、該組合が十分なる基金を有しないため、資本に對する長期の闘争は困難であるが、労働争議は絶え間なく起されつゝある。

6 労働争議

一九三九年度に於る印度労働争議件数は最高の記録を示したが、労働争議に依る損失日数は前年に比し減少した。争議件数は前年度の三九九件に對し一九三九年には四〇六件に上つたが、争議の参加人員は前年の夫と略々同數で、損失日数は一九三八年度の九一九萬九千日に對し四九萬三千日で非常な減少であつた。

右争議中綿業及黄麻工業に關するものは件數に於て全體の四割三分五厘、参加人員に於て六割八分八厘、損失日數に於て四割九分二厘を占めた。

總件數四〇六件中二三四件即ち五割七分六厘は、給料及家屋に關する要求が主なる原因であつた。労働者側の要求が認められたのは二〇七件で約五割二分八厘である。

尙同年に於る重要労働争議を列挙すれば次の如くである。

- デグボイ及テンスキアのアツサム製油會社(三月—九月参加人員一萬人)
- クシチアのモヒニ紡績會社(八月—一〇月、参加人員二千八百人)
- チテバルサのチテバルサ黄麻工業會社(二月—五月、参加人員二千人)
- マドラスのマドラス聯合紡績會社(二月—五月、参加人員二千五百人)
- フェロザバットの硝子飾工場(八月、参加人員八千人)
- カウソール紡績工場の總罷業(一〇月、参加人員二九、六九三人)

オリッサ	六六	二〇	一四
ベンガル	四九	二五	二六
パンジャブ	六二	一七	二一
ボンベイ	三二	三六	三二
ブルーマ	一四	四三	四三

3 保護施設

近代工場は危険なるが故に、各文明國ではその對策に腐心し、被災者救治手段を講じ疾病豫防、疾病者の慰安治療方法を講じてゐる。即ち未然防止又は豫防救治治療の兩手段を分けて對策が講ぜらねばならぬ。さうしたことは印度工業資本家には餘り顧みられて居ない。勿論一九三一年、即ち今から十年前、印度の二、三の企業家は、世界の何處にも例がない程完備した保養院・病院等近代的なものを或る工場に附設してゐたが、然しそれは僅々二、三の事實に過ぎない。マガヂー曹達會社が完全な病院を附屬した通り、英人技師、其の家族のみへ與へられたもので、印度人の大衆に利用の道のない保養院が如何に理想的であつたとしても印度人にとつては何の價値もないのである。

4 災害補償法

一九二三年に公布し、翌年實施せられた災害補償法は工場従業中の災害・疾病に對して十分の補償をなす目的としたものであるが、その補償額は極めて僅少である。災害に依る死亡者に對して七一四ルピー、再び立つ能はざる重大なる不具となりたる場合は二六三ルピー、而して一時的な傷害は單に一ニルピーである。而もこの法律が一九三六年に初めて適用され、印度人の無學・文盲さで、此の法律が出来て居ることを知つて居る人は極めて稀である。

5 労働運動

前大戦の結果、印度労働者運動にも急激なる變化を齎らし、労働者自身に依り組織せられたる團體と其の活動とを見出す事を得ざるものがある。労働組合と其の活動が即ち夫である。歐洲大戦の直後に於る該運動

労働争議件數・参加人員及損失日數表

年次	争議件數	参加人員	損失日數
一九二一	三九六	六〇、〇三三	六、九四四、三三
一九二二	二七六	五三、三三三	三、二七二、七三
一九二三	三三三	五〇、一〇三	三、〇八一、三三
一九二四	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九二五	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九二六	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九二七	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九二八	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九二九	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三〇	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三一	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三二	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三三	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三四	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三五	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三六	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三七	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三八	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三
一九三九	三三三	五三、三三三	三、〇八一、三三

7 新憲法と労働運動

新憲法實施以前の労働問題は、政府の獨斷に放任され、印度の労働運動に對する英國の政策は常に強壓的であつた。労働者を奴隷視する資本家と、労働者の統一を恐れる政府の強壓手段に依り、彼等は黙々として酷使と搾取の對象となつて居た。然るに一九三七年四月新憲法の實施を境として、各州の自治權は労働階級に好意を表する印度人政府に附與せられ、各政黨に於る労働者の勢力興隆、中央及各州議會に於る労働代表員の増加の結果を招いた。新憲法の内容に就ては兎角の議論もあつた

が、最近の印度史に一新紀元を劃すべき重大事件にして、特に印度の労働運動に及ぼした影響は眞に顯著なるものであつた。印度各州の政權獲得を目指す国民會議派は労働者の支持を得るために、諸種の労働立法を選挙公約として發表した。其の間特に注目すべきことは、国民會議派中の左翼社會主義者及共產主義者の活動である。彼等は何れも労働者側に有利なる解決案を作成し、時として資本家側に對し強制的に労働者の要求を受諾せしめる等の處置に出るのである。

8 印度労働運動の現状と將來

印度労働運動界の二大勢力たる國民労働組合會と印度労働組合會は、互に合流の必要を感じ乍らも尙對立的態度を持續して居たが、國民労働組合會と合併する事を決議し、翌一九三八年四月正式に之が實現した。斯くして印度労働組合會はアーメダバッド労働組合を除く全印度の労働組合を其の傘下に集める事となつた。但し前の労働組合會議と労働組合聯合會とは依然別箇の單位として存在し、新に編成された労働組合會議の大會には各々四十四名宛の委員を送つて協議する事に規定されてゐる。

印度の労働運動が、其の政治運動即ち自治獨立の運動と密接不離の關係を有して居る事は申す迄もない。労働運動は政治運動として發展し來り、一九三七年の新憲法施行と共に愈々躍進の緒に就いた。そして政界に於ける労働者の實勢力は國民會議派内の新興勢力として目覚しき抬頭振りを示せる左翼に由つて代表されて居るのである。今後に於ける印度の労働運動を豫想するに當つて、先づ印度人労働者の素質を考へて見なければならぬ。印度の労働者は殆ど其の百パーセントが無學文盲の徒である。而して此の無學である事が印度労働運動の最大缺陷であると目されて居る。彼等は全く無教育であるが爲に自主的行動を執る事が出来ず、常に政治的に利用され一貫した主義主張を見る事が出来ない。今次歐洲戰亂の勃發と共に、印度に於ては再び政治的不安が高まり、其の獨立

が云々された。印度が獨立するが、自治領の地位に甘んずるかどうなるかは豫斷を許さぬ問題であるが、畢竟政治の異變に依て労働運動の方向及内容も異にするであらう。併し破壊的思想を以て資本家を脅し、或は政治的勢力を利用して資本家階級を壓迫する事に依て、労働運動の目的が達せられるとは限らない。闘争的・破壊的の理論を離れる爲には、現在の如き程度に政治的に利用される事を避け、資本家階級との共存共榮を計る事が最も必要である。

第七章 貿易

1 概要

一九三九年は歐洲に於る政情不穩のため貿易界は相當危惧されたに拘らず、インドの外國貿易は各方面に増進を示し、特に再輸出が著しかった。貿易の最も好調を示したのは七月で、同月の印度商品の貿易戻はその前九箇月間の孰れのものよりも良く且つ總貿易高は一九三八年八月以來の最高に到達した。ところがその後歐洲に戰雲漂ひ、且つ戰亂勃發するに及んで減少し始め八月、九月、一〇月と下向を辿り、十一月に入つては輸出の方面にては多少回復を示したが輸入は相變らず減退を續けた。一九三九年最初の一〇箇月間の貿易を見るに、輸入は一三四、二八〇萬ルピー、再輸出は六、六九〇萬ルピー、又輸出は一四三、六六〇萬ルピーに達し、夫々五分八厘、一割六分三厘及七分五厘の増加を見せ、且つこの間の商品の貿易戻は印度に良好で、前年同期に比し、七、八七〇萬ルピーの増額となつてゐる。

現在判明し得る會計年度(一九三九一四〇年度)の月末に至る統計に依れば、米其他の穀物・豆類及小麦粉等の大量輸入のため食糧・飲料及煙草の輸入額が九割上り、又工業藥品・藥類の輸入は二、九六〇萬ルピーより三、三四〇萬ルピーに躍進し、その他歐洲動亂勃發後は激減するに至つたもの、染料・金屬及車輛輸入は著しい増加を示してゐるが、輸一方電氣器具・硝子器及機械類は國內産品の増加及一九三八年年度の多量入等により激減した。また輸出の方面に於ては石炭二割・棉花四割・ゴム製品五割・綿糸及綿製品三割五分の増加をなしたが、穀物・豆類・小麦粉の輸出は半減し、油種子は二割五分減、油粕は二八六萬ルピーの減額となつた。

類別輸出入額表

Table with 3 columns: 類別 (Category), 輸出入 (Import/Export), 單位 (Unit). Rows include 食料品・飲料品及煙草 (Food, Beverages, and Tobacco) and 印度...貿易 (India... Trade).

原料及未製品加工品

國別輸出入額表

Table with 3 columns: 國別 (Country), 一九三七-三八 (1937-38), 一九三八-三九 (1938-39). Rows list various countries like 英國 (UK), 獨逸 (Germany), 日本 (Japan), etc.

主要輸出入額表 (一九三九年度) 單位：千英鎊

品別	輸入額	品別	輸出額
綿布類	1,411,271,267	黃麻製品	2,216,133,755
機械類	1,907,781,233	黃麻原料	1,339,671,180
金屬及鑽石	1,084,517,000	棉花	2,385,691,244
石油類	1,562,110,818	綿製品	711,791,015
生糸及絹製品	1,940,153,618	茶	2,344,249,105
器具及用器類	58,526,649	米	3,282,681
車輛類	55,346,828	種子類	150,922,693
金	2,577,194	皮革及革具	91,330,033
食糧	1,576,446,733		
化學製品	260,284,000		
酒類	110,617,781		
羊毛	2,278,397		
染料	311,197,955		
藥品類	111,079,110		
紙類	111,197,955		

2 英・印新協定

一九三九年三月二〇日に正式調印を見、本協定は四月より實施された。該協定に依ればイギリスはオッタワ協定により特惠關稅を受けてゐた一〇六品目は二〇品目に大減少を見、この結果日本品とイギリス品が同じ關稅率の適用を受けることとなるので日本は有利となるものと思はれる。その主なる品目を挙げると左の通りである。

- 菓子・罐詰・ビール・化粧品・生フィルム・鉛筆・自轉車タイヤ及チューブ・紙類・文房具・毛絲・毛織物・絹・人絹・靴下・メリヤス・傘及部分品・陶磁器・タイル・電球・珐瑯鐵器・アルマイト・金物類・機械類(但しミシンを除く)・樂器・刷子類・玩具及喫煙用具。

以上は日本品に有利な品目であるが、併し依然としてイギリス品に特惠があり本邦品に不利な品目を挙げると左の如くである。
綿布・ペイント・工業及醫療藥品・セメント・自轉車・帶鐵・電氣器

毛メリヤス・毛織衣類・紙及文具類・鐵鋼管類。

④ 印度物産に對する無稅輸入取扱に關しては小麦・玄米及稻等に對し英米其他との條約關稅、ビルマ分離等の原因にて特惠を廢し、又は低下せる點從來と變化はない。

四月に入り印度政府は英印協定の成立を機會に、保護關稅適用品中三月末で保護期間終了のもの、内、本邦に關係ある生絲及絹製品の方は從來通り更に向ふ一箇年間繼續されることに決定した。而して英印新協定は豫定通り四月一日より實施されたが、今回對英特惠のなくなつたものの内保護關稅はそのまゝとし、左の如く實施した。

- (1) メリヤス用毛絲・鉛筆・鐵製品・珐瑯鐵器・刃物・刷子類・アルミ製品に付ては三割の稅金を二割五分に引下げ
- (2) 化粧石鹼・毛絲・毛織物・毛メリヤス・刷子等は三割五分の稅金を二割五分に引下げ

英・印新協定による關稅變更に就て述べるならば、該協定による印度輸入稅變更は印度總督の裁可なく綿布を除き未だ實施をみなかつたが、四月二七日より實施せらるゝに至つた。之によりイギリス品に對し特惠がなくなつたものはあり、稍々本邦にも有利の如く見えるが、之は却つて來るべき日印會商に於て本邦品防遏に出るに非ざるかを豫想されるものである。

尙毛絲及毛織物の關稅は左の如く引下げが實施された。

- 毛絲(舊稅率(從價)三〇%、新稅率(從價)二五%)
- 毛織物(舊稅率(從價)三五%、又は一ポンドに付一ルビー二アンの何れか高き方、新稅率(從價)二五%又一ポンドに付一ルビー二アンの何れか高き方)

而して右の内從價二割五分は各國品全部に適用され、イギリス品も同様で、毛織物に就てはイギリス品は一律に從價二割五分で、日本品は從價二割五分又は一ポンドに付一ルビー二アンの何れか高き方となつてゐる。日本品は從來より從價稅が變更なきため、從價の引下げは殆ど影響なきものである。

具・ラチオ及寫眞用具。

なほ該協定は三月二〇日ロンドンで調印、直ちに假實施方が發表された。有效期間は一九四二年三月末日にして以後六箇月の豫告を以て廢棄せられざる限り自動的に繼續するものとす。印度政府は四月早々イギリス綿布に對する關稅率の引下げ及その他イギリス製品に對するオッタワ特惠稅率の修正を實施す。主なる點は左の通りである。

- (1) 新協定の初年度に於ては對イギリス綿布基準關稅率を從價二割より一割五分(捺染物は二割五分より一割七分五厘に、生地物に對する稅率も同様の割合を以て引下げ)に引下げる。
- (2) 二年度以降の稅率は綿布の對印輸出量及印棉のイギリス輸入量にリンクさせる。

一 印棉輸入量が一定量に達することを條件に對印綿布輸出量五億ヤードまで基準稅率により
二 若し五億ヤードを超える場合には翌年度に於る綿布稅率を適宜引下ぐべく
三 又對印輸出量より二分五厘方の引下をみるべし。

(3) 印棉のイギリス輸入量は一九三九年度五〇萬俵、一九四〇年度五五萬俵、その後は毎年六〇萬俵とす。

一 前記(2)の二及三による綿布輸出量の調整の目的には五萬俵を以て綿布二億五千萬ヤードに相應するものと看做すべし。
但し稅率の自動的調整の行はるゝは棉花輸入量の減少が前記標準額より一九三九年度一〇萬俵、以後毎年一五萬俵を超えざる場合に於ては翌年度の稅率は英印兩政府の協議により決定せらるべし。

一 若し七五萬俵以上の輸入ありたるときは捺染綿布の稅率を他の綿布に對する稅率にまで引下ぐべし(即ち二分五厘の引下)。
その他一般イギリス製品に對する特惠稅率は一體そのまゝ據置となりをも、之が撤廢をみた主なるものは左の如くである。
ゴムタイヤ及ゴム製品・金具・金屬製器具類・毛絲・毛織物・混織物

影響なきものである。

八月末に至り印度政府は軍需品確保のため今後或る種の重要物資は關長の許可なくして印度、ビルマ以外の地に輸出を禁ずる旨公表し、又軍人の休暇は全部取消され、戰時體制完成を急いでゐる。禁制品は左の通りである。

- 武器彈藥・火藥・光學機械・外科醫用器具・寫眞用生フィルム・乾板及印畫紙・亞麻・樟腦・硫黃・漂白粉・水銀及同化合物・硫酸・炭酸・鉛・ナトリウム・重炭酸ナトリウム・苛性曹達・炭酸加里・苛性加里・罐詰・壘詰の食料品類・醫藥品・アムモニア及同化合物。

印度政府はイギリス本國の對獨宣戰布告により、一九三九年九月四日獨逸商會との取引を禁止するに至つた。最近二箇年内に於る印度の對獨貿易は左の如くである(自四月至三月、單位：百萬ルビー)。

- 一九三七—三八年 輸入—一五三、輸出—一〇四
- 一九三八—三九年 輸入—二二九、輸出—七五

而して獨逸よりの主なる輸入品は染料・機械・鐵器類刃物類・金屬性ランプ・金物・化學製品・藥品類・紙及文具・自動車及自動車用タイヤ・電氣器具・自轉車・ビール・寫眞機械並附屬品であり、獨逸への主なる輸出品はジュート(黃麻)・棉花・落花生・鐵石類・皮革類・ラック・米・亞麻仁及チーク材である。一方チエコ並にオーストリアよりの輸入は一九三七—三八年二、二〇〇萬ルビー、一九三八—三九年一、五〇〇萬ルビーであり、この内主要輸入品は靴・硝子製品・刃物及紙である。

日印會商は印度側の遷延策により現行協定期間満了の三月一杯中には新協定の成立は困難とみられてゐたが、三月二八日に至り印度側は無協定期間の出現を回避するため從來の強硬なる態度を緩和して我が方の主張に歩み寄つた結果、會商は俄然好轉し、一九四〇年四月以降協定成立までの過渡的措置として、茲に暫定的諒解が成立するに至つた。

日印會商は五月一三日再開されたが、同月一五日に至り印度側代表は歐洲戰局の推移を見究め、此處當分の間會商延期方を申出たので暫く休

會することになった。
 對獨戰争のための膨大な物資補給による非常時國內經濟の調整と海外爲替維持の目的を以て印度政府は一般消費物資の輸入制限を實施するに決し五月一九日新聞を通じてその旨發表した。制限を受ける一般消費物資の品目は六〇餘種に亘り、その主なものは砂糖・原棉・自動自轉車及絹製品等である。なほ右措置のため既に各海港には輸入監督官が任命された。然し同月二十九日印度政府は右輸入制限は輸入の絶對禁止を意味するものではなく、輸入業者が輸入許可を得ることは別に困難ではないと傳へてゐる。

最後に印度の對米接近に就いて附言すれば、今次歐洲戰争勃發以來米印貿易は逐次増加し、最近の數字を戰前に比較すると略々倍加してゐる。印度の輸出相手國としてはアメリカは第三位にあり、印度の全輸出額の二割を占めてゐる。尤もその品目は少くジニート、皮革等數種に限られてゐる。就中ジニートが最も多くジニート(製品を含む)の輸出額はアメリカへの總輸出額の二五%を占めてゐる。然しながらアメリカは目下棉花の生産過剩に悩んでをり、棉花の新用途開拓に努めてゐる。綿製袋が棉花包装用ばかりでなく、小麦粉其他の諸商品の包装にも使はれ始め、ジニートの用途は狭められてゐる。アメリカのみならずフランス、伊太利、ブラジル等でも多少何れかの代用纖維を使つてをり、ジニートの需要は減少してゐる。

第八章 交通

道路又は河川による交通は、他の諸國に於けると同様に、印度に於ても古い時代より行はれて來た。然るに一八四五年印度に鐵道が創設せられて以來、鐵道は主要交通機關となり、國內文化の向上に又産業の發展に大いに貢獻し今日に至つてゐる。海上に於ても汽船の就航と共に、諸外國との交通も圓滑に行はれ、産業・貿易の發達に寄與する所は極めて大であつた。近年に於ては空運も開けて交通も漸次重要な役割を演ずるに至つてゐる。

1 水運

河川による交通は、印度は三大河を初めとして幾多の大河川に恵まれてゐるが、大體東部印度、西部印度、印度半島の諸河川に分つことが出来る。是等の諸河川は交通運輸上、古來より極めて重要な役割を演じてゐるもので、今日に於ても依然として内陸交通上重要な位置を占めてゐる。更に印度に於て古來より人工灌漑のために開鑿された運河は交通上重要な役目をもち、北部マドラスに於けるパツキンガム運河、オリツサに於るヒジリ運河、カルカッタのイースタン運河等は舟航の便に供されてゐる。特にベンジャブ地方に於る運河は、灌漑用のみならず、交通上大なる貢獻をなし、全印度の交通上に利用せらるゝ運河は約六、四〇〇軒に達してゐる。

河川・運河による交通は専ら内陸のものであるが、諸外國との交通上、水運の中にあつても海洋によるものは最も大切である。印度の海岸線は延長約一萬二千軒に及んでカルカッタ、ボムベイ、カラチ、マドラス四大港を初めとして、多數の港灣があり、爲に印度は海運の便に富んでゐる。國內は主としてアラビア海沿岸とベンガル灣沿岸の諸港間を結ぶ交通が開けてゐるが、外國との交通に於ては、印度がアジアとヨーロッパとの

中間に位するため、東西海運の要衝に當り、世界航路に於て重要な地位にある。その主要なる外國航路としてはカルカッタを起點とする航路、ボムベイを起點とする航路、カラチを起點とする航路及マドラスを起點とする航路等、多數の航路が印度を起點として開設され、海運の便を供してゐる。これら航路の發展は印度の文化の發展に直ちに關聯をもち又印度の經濟的發展に資すること大なるものである。

2 陸運

道路が古來より最も重要な交通路をなしてゐることは勿論である。會て第十六世紀には軍用道路としてデリー、ラホール、カプール、ビザプール、アーメダバッド、パトナを連絡する大道路が建設されたこともあるが、今日に於ては、都市を除くれば、極めて不完全な道路があるのみである。然し水路又は空路によらずして、道路によつて諸外國に通ずることが出来る。即ち北西に通ずるポラン峠、カイヘル峠、ゴマル峠、マクラン海岸道路、カラコルム峠及ヒマラヤ山脈を横斷するシブキ峠、ダージリン道路、尚ほビルマ及チベットに通ずるフヤウン谷路、マニプル道路、アン峠、タウンガツ峠及タビン谷路等何れも重要な道路となつて、印度の發展に古來より大いに貢獻してゐる。都市附近にあつては自動車の利用が行はれてゐるが、村落に於ては駱駝・馬・驢馬・羊が主要交通機關となり、牛車・水牛車が物資の運搬に使用せられてゐる。特に諸外國に通ずる山岳道路に於ては驢馬等によつてのみ、物資の交易が行はれる有様である。

3 鐵道

鐵道は依然として陸上交通の王座を占めてゐる。印度に初めて鐵道の敷設せられたのは一八四五年のこと、爾後年々新線が増設せられ、一九三四年末には六六、四二五軒に及ぶ鐵道の營業路線があつた。鐵道網の密度はガンジス河下流即ちカルカッタを中心とする地方を第一位として、バナレスを中心とする地方、デリーを中心とする地方、ベンジャブ地方、ボムベイ地方、アーメダバッド、パトナを中心とする地方、ナグプー

ルを中心とする地方、マドラスを中心とする地方となつてゐる。この鐵道網の密度は重要農産物の生産と人口の密度とに大體に於て一致して、鐵道は物資の集散地及重要輸出港を中心として發展してゐる。印度に於る主要なる鐵道系統は次の如きものである。

(一) 大印度半島鐵道 (Great Indian Peninsular Railway) 印度に於て最も早く建設された鐵道で、ボムベイを起點として東南に向ふものと東北に走るものとある。本鐵道によつてデリー、アグラ、ジャンシ、カウソール、ボーバル、ジャツプル、ボア、ナグプール、ライチュール等の諸都市が直接に結ばれ、印度に於る幹線となつてゐる。總延長約五、四〇〇軒である。

(二) ボムベイ・パトナ中央印度鐵道 (Bombay Patna and Central Indian Railway) 本線は元來ボムベイの北方に位置するスーラトを起點とし、パトナを経て、アーメダバッドに至る線であつたが、今日ではボムベイまで延長され、ボムベイが起點となつてゐる。尚ほ一八八五年以來國有鐵道ラヂブタナ・マルワ線を借受けて營業線としてゐる。従つて現在は東部ラヂブタナを縱斷して、ボムベイ・デリー間を結ぶ重要路線となつた。總延長約五、五二〇軒に及ぶ。

(三) アッサム・ベンガル鐵道 (Assam-Bengal Railway) ベンガル州の東南海岸に位置するチッタゴンを起點とし、ヌルマ谿谷を横斷してアッサム州に入り諸都市を結ぶ。延長約一、六四〇軒である。

(四) ベンガル北西鐵道 (Bengal and North-Western Railway) カウソール、カティハル、ナレス等のガンジス河中流に位置する諸都市を連接してゐる。尚ほ本線はラヂブタナ・エーヂエンシー線にオード・ロールカンド鐵道に夫々連絡する。延長約三、四〇〇軒である。

(五) ベンガル・ナグプール鐵道 (Bengal Nagpur Railway) 本鐵道は次の三線より成る。即ち(一)カルカッタを起點としてウイザガバタムを経てマドラスに至る線、(二)カルカッタより西に向ひアサンソル及タタナガール地方の石炭・鐵の産地を連ねる線、(三)カルカッタより西走し

てナグプールに至る線の三線である。延長約四、五三〇軒に及ぶ。

(六) 東部ベンガル鐵道(Eastern Bengal State Railway) カルカッタを起點としてチャンドルナゴール、クシテア、ダツカ、ムルシダバッド、バガイトプール、デイナグプール、ラングプール等のベンガル州の諸都市を連ねる鐵道で、延長約二、七六五軒に達してゐる。

(七) 東印度鐵道(East India Railway) 北部印度とカルカッタを結ぶ線で、大體ガンジス河と並行的に印度平原を横断してゐる。從てガンジス河流域の諸都市と結び、尙ほ印度の大鐵道は殆どこの線に連絡してゐる。延長約四、四七〇軒に及ぶ。

(八) マドラス南マラーワッタ鐵道(Madras and Southern Mahratta Railway) マドラスを起點とし、北走するものはベツワダ、コカナダ、エハラバタム等を経て、ベンガル州ナグプール線に接続し、カルカッタに通じてゐる。北西に走るものは大印度半島鐵道に接続してボムベイに至る。西方に走るものはベンガロー、フプリ、ホットキ、マルマガオ、ブーナ等の諸都市を経てボムベイに達するのである。西南に走るものはサーレム、エロード等を経てカリカッタに通ずる。これら諸線の延長は約四、八七〇軒に達してゐる。

(九) 南部印度鐵道(South Indian Railway) マドラス南マラーワッタ鐵道の西南線即ちカリカッタ線以南の鐵道である。マドラスを起點として、ボンヂシエリー、タンジョール、トリチノポリ、マヅラ、チンネウエリー、マンガロール等の諸市を接続してゐる。延長約三千軒に及ぶ。

(十) 北西鐵道(North Western Railway) シンド、パンジヤブ、北西國境等の諸河を走る鐵道である。インダス河下流のカラチを起點として北走し、ハイデラバッド、サツクル、クエタ、マルタン、ラホール、フイロツエプール、デリー等の諸重要都市を接続し、延長約九、九〇〇軒に達してゐる。

(十一) オールドヒルカンド鐵道(Old-Hillkand Railway) ガンジス河の中流にある東印度鐵道の終點モガール、サライに於て同鐵道に接続

し、同地を起點として西走しベナレスを経て、西北に向ひラツクナウ、カウンプール、シャージャハンプール、パレリーを過ぎデラに至る。尚アリガー、ミラットを経てサハランプールに至る支線がある。この支線はサハランプールに於て北西鐵道に接続する。延長約二、六〇〇軒である。

(十二) 主要土侯國に於る鐵道 ニザム鐵道(Nizam's Railway) はハイデラバッド土侯國政府の保障によつて建設せられたものである。カシアワル州の諸鐵道、ジョドプールピカーネル鐵道(Jodipur-Bikaner Railway)、バチアラ(Batala)、シンド、カシミールの諸土侯國によつて建設されたパンジヤブ州内の諸鐵道、マイソール土侯國の建設せるマイソール州の諸鐵道が見られる。

鐵道局職員労働者數表

年次	ヨロ	印度教	回教	英印人	シーク	基督教	其他
一九三五	三、五二一	四、九六八	一、五二七	八、七三九	一、六七五	一〇、九八一	
一九三六	三、二二九	五、〇四七	一、五〇四	八、七四〇	一、六八三	九、七四二	
一九三七	三、一三二	五、〇四九	一、五〇五	八、七三九	一、七三三	八、八三六	
一九三八	二、六二二	四、九四七	一、五〇四	八、七三九	一、七三三	八、八三六	
一九三九	二、六二二	四、九四七	一、五〇四	八、七三九	一、七三三	八、八三六	

鐵道事故死傷者數表

年次	死者	傷者	計
一九三六—三七	三、一五三	一、二四六	一、四三九
一九三七—三八	三、三七〇	一、四一一	一、七四一
一九三八—三九			

印度の空運が開通せられたのは近年のことであるが、政府並に國民の

努力によつて發達してゐる。

Imperial Airways はカラチを發してヨーロッパ並にロンドンに至る空運を行つてゐる。このヨーロッパと印度とを結ぶ定期航空は Indian Trans-Continental Airways によつて營まれる印度内地の定期飛行に連絡する。ヨーロッパよりカラチに到着すれば再びカラチを出發し、ジョドプール、デリー、カウンプール及アラハバッドを過ぎてカルカッタに着するのである。

カルカッタより更に Indian National Airways によつて、ダツカ及ラングーンに至る定期航空が行はれてゐる。

Tata Air Mail Service はアーメダバッド、ボムベイ、ペラーリー及マドラスを連絡する飛行を行つてゐるが、これはカラチに於て Imperial Airways の定期航空とも連接するのである。

6 通信

(1) 郵便 印度に於る郵便電信事務は、印度政府工務省に隸屬する郵便電信總監の管理下に在る。郵便事務の中樞機關は總監の外三名の副總監(郵便總長と同格)と六名の總監補(郵便次長と同格)がある。郵便事務の爲めに印度を(1)ベンガル及アツサム、(2)ビハール・オリッッサ、(3)ボムベイ、(4)中央部、(5)マドラス、(6)パンジヤブ及北西國境州、(7)聯合州(8)シンド(9)ベルチスタンの九管區に分ち、(1)より(7)に至る七管區は郵便總長之を管掌し、(8)管區のみは中央總監部の直轄に屬する。郵便總長は總監の指揮を受け次長以下の補助員と共に管内の郵便事務を司る。概して稅務本局所在地には郵便本局ありて之に隸屬する幾多の支局がある。邊疆村落に至る迄支局の設備あれども、其の職能には固より制限がある。電信事務の簡捷を圖るため二、三の郵便本局及多數の支局に電信事務を併掌せしむるものもあり、之を聯合局と稱する。

印度内國郵便料金(エーデン、ネパール、セイロン及ポルトガル領印

度にも適用す)

重	量	前納料金(配達)	未納(配達)料金(際徴收)	不足(配達)料金(際徴收)
書狀	一トラ増す毎に	六	前納料金の二倍	不足分の二倍
書籍	二トラ半又は其の端數を増す毎に	六	前納料金の二倍	不足分の二倍
及見本品	五トラ又は其の端數を増す毎に	三	前納料金の二倍	不足分の二倍
葉書	一トラ	九 (私製葉書は金額前納)	(一トラは我が三匁一分)	
小包	(1)四四〇トラを超過せざる場合	四アンナ		
	四〇トラ迄	四アンナ		
	四〇トラ及其の端數を増す毎に	四アンナ		
	(2)四四〇トラを超過(一トラを限度とす)する小包は必ず書留にすべき事			
書留	一書狀・葉書・書籍及見本帳並に小包の書留料は凡て三アンナ			
外國郵便料金	(エーデン、ネパール、セイロン、ポルトガル領印度に適用せず)書狀一ダブリテン及北部アイルランド其他の英領及エジプト(スーダンを含む)半オンス又は其の端數を増す毎に二アンナ半			
	(書狀はすべて航空便に依るものとす)			
其他の外國及植民地	一オンス迄	三・五アンナ		
葉書	一オンス又は其の端數を増す毎に	二アンナ		
往復	常	二アンナ		
印刷物	二オンス又は其の端數を増す毎に	四アンナ		
商業用書類	一〇オンス	三・五アンナ		

二オンス又は其の端数を増す毎に 3/4アンナ
見本 四オンス迄 一・五アンナ
二オンス又は其の端数を増す毎に 3/4アンナ
小包—小包は料金及重量制限の上にて於て英本國と諸外國との間に差別待遇あり、又諸外國の間に於ても其の距離と運輸關係とに依り料金一様ならず

(2) 電信・電話
(一) 電信 一九一四年印度事務大臣の認可を得て郵便電信事務の併合完成し、其の中樞機關として郵便電信總監の下に電信技術部長一人、副部長二人を置きて技術部を管掌せしめ、電信技術より印度を七管二〇區に分ち、夫々技術員を配屬して事務を處理す。通信部は一人の總監補をして管掌せしめ、地方管區の事務は郵便總長及其の部下をして處理せしむ。

内國電信料金

印度各地(公私共)		セイロン(公私共)	
至急報	普通報	至急報	普通報
十二語以上一語	十二語以上一語	十二語以上一語	十二語以上一語
宛名番地は語數に加へ料金を徴する。		宛名番地は語數に加へ料金を徴する。	

外國電信料金は英本國と諸外國との間に差別待遇あり、又諸外國の間に於ても其の距離と通信關係に依りて料金一様ならず。
一九三八年現在の電信局數は、獨立局二七三局(海岸無線電局一五箇所を含む)、聯合局四、〇五三局、公衆電報を取扱ふ無線電信局の總數二九局である。一九三八年に於る取扱電信數は内國外國關係を合せて一六、三一、三九九件に上つた。
(二) 電話 印度の電話事業は官設と私設の二種あり、一九三八年四

第九章 主要都市

印度に於て、現在軍事都市、城下都市、政治都市、産業都市、宗教都市、港灣都市として、經濟・政治・軍事・宗教等に寄與する所大なる都市は尠くない。その中人口一〇萬を超える都市は三〇有餘を數へることが出来る。それらの都市は印度の各州に又王侯國に分布してあり、夫々地方に於る中心をなしてゐる。今主要なる都市に就て述べれば次如くである。

1. ベンガル州 (Bengal Presidency)

カルカッタ (Calcutta) フーグリー河を遡ること約一二〇軒の地點にある。ベンガル州の首都であり又印度第一の大都市で人口約一四〇萬を數へる。印度の開港場としては最も古く、紀元一七〇〇年頃英國東印度會社がこの地を貿易港に選定し又最初の印度總督ヘースチング卿が政廳を設置して以來次第に重要な都市となり、今日の如き繁榮せる都市となつた。カルカッタは印度黄麻の輸出港で、黄麻總輸出額の約九五%を占める。同時に又世界的黄麻工業地となつてゐる、フーグリー河畔に沿ふて八〇有餘の工場が建設され、三〇有餘萬の従業員が之に従事してゐる。尙ほ黄麻工業の他に、綿絲紡績・硝子・製紙・製粉・精米・製革・製糖・黄麻プレスといった様な諸々の輕工業、大規模なる鐵道・機械製作等の重工業、ガス等の燃料工業が日夜その操業を續けられてゐる。この地方の主要物産は米及黄麻であるが、カルカッタは是等を初として石灰・雲母・ラック・銑鐵の集散市場であり、又皮革・マンガン鐵の中心市場をなしてゐる。更に石油製品・綿布・油質類・鹽・砂糖・鐵鋼・セメント・紙類等の莫大なる量が取引せられてゐる。

カルカッタはその後背地としてベンガル州、ビハール、オリッサ、アッサム、聯合州及マドラス州の北部、ネパール王國、チベット等をもち、港灣設備と交通運輸機關との完備せるため、印度貿易總額の約三五%を

月現在の官設電話交換局の數は四四〇局にて直通電話二五、〇七五基、延長電話五二、〇七三基である。就中二六四交換局は政府の直營に係る。電話會社の私設經營に屬する交換局數は二十三局ありて、接續數四六、七八七箇所を算する。

占めてゐる。特に輸出に於ては黄麻・同製品・皮革・石炭・茶・雲母・ラック・マンガン鐵・油質類・銑鐵等が各國に向つて輸出され、印度輸出貿易總額の七分の三を占める。

ダーチリン (Darjeeling) カルカッタより東部ベンガル鐵道及ダーチリン・ヒマラヤ鐵道によつて二〇時間で達する。海拔二、五〇〇米で氣候溫和、夏八〇度を超えることなく冬三〇度を降ることはないために避暑地・別荘地として知られてゐる。茶の産地で山腹は殆ど茶園である。ネパール、ブータン、シキム、チベットより來る商人の取引地である。

ダツカ (Dacca) 東部ベンガル第一の都市で人口約一四萬である。古來モリスンの産地として名聲ありたるも衰微し、現在は近代紡織業が行はれ、モスリン及綿布の紡織・晒業及刺繍等が盛んである。眞鍮・銅製品・貝殻製品・金屬製品及陶器の製品が行はれ、造船業も盛んである。この地方には灌漑による農産物が多く、黄麻・米・甘蔗・煙草・油質・芥子及豆類を産す。黄麻プレス工場も多く、製品は約一五軒を離れたナラインガンを經て輸出される。

チンタゴン (Chittagong) ベンガルの東部の要港で、アッサム・ヒベンガル鐵道の完成によつて、アッサム及ベンガル東北部への重要な門戸となつた。黄麻及茶等が重要物産で、カルカッタ及ラングリンを經て輸出される。

アサンゾール (Asansol) カルカッタの西北方約二百軒の地點にあり、人口二・六萬の小都市である。有名なるラニガンジ炭田の中心をなし、又鐵道の要地でもある。炭田を利用する製鋼所等重工業も起つてゐる。

2. ビハール及オリッサ州 (Bihar and Orisa Province)
ジャムシエッドプール (Jamsheerpur) カルカッタの西方約二四〇軒、ベンガル・ナグプール鐵道のタタナガール驛の北方數軒の地點にある。人口一〇萬をもつ新興工業都市である。東洋第一の製鐵中心地として有名なるタタ製鋼所の所在地である。タタ製鋼所は年々三〇萬噸の銑鐵、

一三萬噸の鋼、五千噸のマンガン合金鋼を生産する外に、黄麻工場用機械製造工場・エナメル鐵器工場・錫板工場・農具製造工場及ワイヤー製造工場等を附屬會社として有してゐる。従て物産は、石炭を除けば鐵鋼・錫板・農具・エナメル鐵器及機械類等の工業製品である。

ガヤ (Gaya) カルカッタの西方約四四〇軒、ガヤ縣の首都をなし、人口七萬である。この地方はラックの主産地で、多數のラック工場がある。本市は産業都市としてよりは、寧ろ佛教に關聯する聖地として知られてゐる。

パトナ (Patna) ビハール州第一の都市で、人口一六萬である。カルカッタより鐵道によつて一九時間、ガンジス河の右岸にある。水陸運輸の便があつて、物資の集散地をなしてゐる。附近には米・小麦・油種子・甘蔗・罌粟・藍・煙草・山羊皮・石鹼・香油及麥粉等を産する。従て取引される商品は穀物・油種子・馬鈴薯・薬味及香料等の農産物である。

バーガルプール (Bhagalpur) カルカッタの北方約三八五軒の地點にあり、人口七萬を數へる。農産地で米・小麦・甘蔗・油種子類及石灰石等を産す。工業は殆ど見るべきものがない。

3 聯合州 (United Provinces)

ベナレス (Benares) カルカッタより六四〇軒、人口二〇萬餘を數へ、ガンジス河の左岸に位置してゐる。印度教徒の聖地で、年中巡禮者の絶えることはない。市内に千五百餘の寺院がある。

この地方は地味肥沃で農産物に富み、米・小麦・小麦・GRAM・黍類・甘蔗及藍等を産し、ベナレスはその集散市場をなしてゐる。古來よりベナレスには各種の絹織物工業が發達し、特にベナレス絹として有名である。その外に眞鍮工場・ブロンズ工場・綿工場・煉瓦工場及タイル工場等がある。

ミルザプール (Mirzapur) ベナレスの西南約六〇軒、ガンジス河の右岸に位置し、人口約六萬である。この地方にはラック及砂岩が多量に産するため、市内にはその工場が多數にある。尙カーベット及眞鍮器具を

産し、一般に知られてゐる。

アラハバッド (Allahabad) ジムナ河の左岸にあつて、人口約一八・五萬である。政治の中心がラクナウに移つて後は、宗教的のみ意義を持つ都市となつた。一月及二月にはヒンズー教徒の巡禮地となり、その際には宗教的都市さへ開かれる。この地方は一帶に亘つて地味頗る肥沃で、米・甘蔗・小麦及小麦を産し、尚種子類其他の農産物も亦豊富である。アラハバッド鐵道の交叉點で、交通運輸に便とされるため、農産物の集散地として重要となつた。工場としては印刷・製糖・製粉・製油及製革工場等があつて、各種の製品を出してゐる。

ラクナウ (Lucknow) カルカッタより約九軒、ジムナ河岸にあり、聯合州の首都で、人口約二四萬を數へることが出来る。農産物の集散地をなし、その附近には小麦・大麦・米・GRAM・黍類・甘蔗・棉花・油種子及稷等を産してゐる。綿織物・絹織物・染物及刺繍物等の製造が盛んであり、又金銀細工・象牙及粘土細工等も産出せられる。工業都市とは云はれないが、多くの鑄物工場がある。穀物・綿布類・金屬品・砂糖及鹽等を輸入するが、輸出に於ては見るべきものがない。

カウンプル (Cawnpur) ガンジス河の右岸にあり、人口二四萬餘である。本市は聯合州の商業及工業の中心地であり、同時に北部印度綿工業の中心地をなしてゐる。又東部印度、ボムベイ・ブロード中央印度、大半島、ベンガル西北、オールド・ヒルカント等の五大鐵道の連絡點で、交通上の要點に當つてゐる。附近の主要農産物は小麦・大麦・豆類・棉花・米及甘蔗等であり、尙畜産としては皮革・羊毛等の産がある。それらの産物は何れも本市に於て取引せられてゐる。尙紡織・製菓・毛絲・製鐵・毛織物・製糖・製粉・化學・製油及皮革等の諸工場がある。

バレイリー (Bareilly) ラクナウの西北方に位し、人口約一四・五萬である。附近には米・小麦・GRAM・黍・玉蜀黍・甘蔗・油種子及棉花等を産す。これら農産物はバレイリーに於て取引せられてゐる。尙は砂糖工場・紡織工場等がある。

アグラ (Agra) ジムナ河の右岸にあり、人口約二三萬を數へることが出来る。モガル王朝時代に首都たりし事あり、建築美術の粹を集めた幾多の遺跡があり、タジ・マハールは最も有名である。又アグラは工藝美術の地として古來より聞えてゐる。附近は土地肥沃なため種々の農産物を産し、それら農産物の集散地として、アグラは又經濟上にも重要となつた。毛布・絨氈・其他の羊毛製品は家内工業的に生産され、尙蠟石細工・眞鍮製品・靴・綿布及毛織物等も生産される。他に數多の搾油工場があり又高級皮革類の産出がある。石鹼石の産地としては世界的に有名である。

ミーラット (Meerut) デリーの東北約六〇軒の地にあり、人口は一四萬である。附近に産する農産物は小麦・GRAM・亜麻仁・芥子・蓖麻子・豆類・蜂蜜及棉花等が主たるものであるが、ミーラットは是等物産の集散地である。ために乾期に際しては定期市場が設けられ、各種商品の取引が行はれてゐる。

4 デリー州 (Delhi Province)

デリー (Delhi) 印度の首都で、特別行政區をなしてゐる。ジムナ河の右岸にあり、人口は四五萬である。カルカッタより約一、三五〇軒、ボムベイより約一、四三〇軒の地點にあり、六線の鐵道がこの市に集中して交通の要衝に當つて居り、又中央印度に於る貨物の集散地をなしてゐる。其のために政治上並に商業上最も重要な都市となつた。元來デリーはモガル王朝時代には屢々首府たりしこともあつた。その後印度が英國の領有となるや、初め英國はカルカッタを首都としたが、一九一一年に首都をこの地に移し、又一九一二年には印度總督府を此處に移した。物産は小麦・小麦・棉花・稷及油種子等の農産物を初として、綿製品・小麦粉・象牙細工・寶石・レース製品・陶器及金銀刺繍等がある。尙紡績・鐵工・印刷・製菓・精米・製粉及製油等の近代的工業が盛んである。

5 パンジャブ州 (Punjab Province)

アムリツァー (Amritsar) 首府ラホール東方約三〇軒の地點にあ

り、人口二六萬餘である。シーク族の宗教的聖地として一般に知られてゐる。附近に小麦・棉花・米・皮革及羊毛等を産し、それら物産の集散地をなしてゐる。工業は盛んで絹織物・象牙細工・絨氈・綿紡織・棉プレス及硝子等の製造工場があり、特にチベット綿羊の毛を原料とする肩掛の紡織工業は世界的に有名である。

毎年二回、即ち四月と十一月とに開かれる定期市場は大規模のもの

で、商人は遠くトルキスタンのブハラ、アフガニスタンのカブール、カシミール方面よりも来る。約一箇月に亘つて開かれ、一般商品の外に、駱駝・羊・其他の家畜類の賣買も行はれる。

ラホール (Lahore) パンジャブ州の首都で人口約四二萬を算す。北部印度に於る重要都市で、ガンジス河とインダス河との間に横たはる平原内にある。會てモガル王朝時代に一五七八年より一五九八年まで約二〇年に亘つてその首府であつた。附近は所謂五河州で水利に富んで居る。近年運河其他の方法による灌漑の工事が急速に進展して、肥沃なるこの地方には小麦・大麦・棉花・葡萄及黍等が栽培され、農産物の集散地としてラホールは重要なものとなつた。精米・製粉・綿織・紡績・搾油等の大工場があり、又硝子・煉瓦・樹脂及石鹼等が製造せられてゐる。象牙製腕環・絨氈の製造地としては有名である。

ムルタン (Multan) ラホールの西方にあり、鐵道により約八時間に達する。人口一二萬餘にして、西部パンジャブに於る第一の都市である。史蹟に富んで居り、回教徒の聖堂が多く建設されてゐる。附近の農業は灌漑によつてのみ可能であるが、土地肥沃で小麦・棉花及藍の栽培が行はれてゐる。工業製品としては羊毛製品・陶器・エナメル品・銀細工・綿毛絨氈及絹織物等が産出される。

ラワルピンディ (Rawalpindi) 印度の舊都である。印度西北部にある大都市で人口約一二萬を算する。ラホールの西北約二七〇軒、カシミールに通ずる要路に當る高地であるが、その地方には小麦・大麦・稷・豆及棉花等を産し、同市はこれら農産物の集散地として重要である。商業

の中心地をなしてゐるが、同時に工業も發達してガス工場・醸造所・デント製造所・鑄鐵所及酪農場等がある。この地は軍事的に要地をなしてゐるが、カシミールに對しては物資供給の中心地として經濟上にも重要地となつてゐる。

6 北西國境州 (North-West Frontier Province)

ペンジャール (Peshawar) 北西國境州の首府となり、人口約一二五萬を數へることが出来る。ラワルピンディと共に印度西北國境に於る重要な軍事都市をなしてゐる。古い時代には釋尊と密接なる關係をもつガンダラ州の首都であつた。市は有名なるカイバル・パス (Khatbar Pass) を經てアフガニスタンの首府カブールに通ずる要路に當る。約二八〇軒にすぎない。附近には農業が行はれ、小麦・大麦・米・煙草・甘蔗・棉花及油種子等が産出される。製造工業も絹布業のみで、特産物としては回教徒がターバンとして用ゐるランキス・木彫及蠟引布等がある。

7 カシミール王侯國 (Kashmir State)

スリナガル (Srinagar) カシミール王侯國の首都にて、海拔千七百七十五米を算する。附近は高原地帯をなすも、極めて農産物に富んでゐる。特に米は第一で、その他玉蜀黍・小麦・大麦及果樹類の産出がある。綿羊の飼育も盛んで、多量の羊毛を産し、毛織物・毛布の製造が行はれてゐる。手工業も盛んに行はれ所謂カシミア・シヨールと云はる、刺繍毛織物の産がある。養蠶も行はれ、同地の製絲工場は印度第一であり又世界的に有名である。尙植物油・酒類・木製美術品・銀・銅製品及漆器等の産出がある。本市は支那、チベット及トルキスタン等に通ずる要地をなしてゐるが、同時に軍事上にも重要地點となつてゐる。

8 ヘルチスタン直轄領 (Baluchistan Administration)

クエタ (Quetta) ヘルチスタンの西部にあり、ラホールより約千四百米の高地にある。農業及牧畜が營まれてゐる、軍事上の要地で、軍都を

左岸に位し、人口約一三萬である。一帯は高原地帯をなし、市は海拔七百七十五米の高地にある。農業は附近に盛んに行はれ、棉花・小麦・煙草及油種子類を産してゐる。尙工業は綿工業が盛んで紡績工場がある。物資は主としてボムベイより移入するが、その主なるものは綿布・機械・石炭・砂糖・金屬類及石油等である。

11 ボムベイ州 (Bombay Presidency)

アーメダバッド (Ahmedabad) ボムベイ市の北方約四五〇軒の地點にある。サムルマティ河畔にあり、人口三一萬餘を算す。一四一一年サルタン・アーメッド一世によつて建設せられたもので、一五七三年より一六〇〇年までは印度に於て最も繁榮せる都市である。この地方には農業が盛んに行はれ、小麦・大麦・黍及棉花等の農産物があり、アーメダバッドはその集散地をなしてゐる。又工業も盛んで綿織物業の中心地をなして紡績工場は約百箇所を數へることが出来る。この外に絹織物・金銀細工・金屬器具・陶器類及毛布等を生産し、又染色工場・金製製品工場・搾油工場及マツチ工場等もある。

ボムベイ (Bombay) 印度半島の西部海岸に位するボムベイ州の首都、人口一六六萬餘を有してゐる。一六六八年英國東印度會社が、貿易港に選定し、一島嶼であつたものを埋立により大陸と連絡し開發せるものである。ボムベイ州の關門として重要であるのみならず、内奥諸州へ物資を供給するための門戸としても極めて重要である。この地方の農産物は米が主要なもので、それ以外の棉花・小麦及油實等の産出は少量である。工業は盛んで、印度最大の綿業地をなしてゐる。印度の總産九六〇萬鍾中、約五〇％はこの地に据付けられ、從業員も二〇萬餘に上つてゐる。ために綿業に於て常にランカシアと對立の状態にある。この外鐵工場・造船所・染色工場・製粉工場・機械工場・製材所・棉プレス工場・製油所・革鞣工場及釘工場等があり、各種工業が盛んに行はれてゐる。東西に廣闊な海灣があり、水深く、小島が散在する爲、港としても印度有数のものである。かくてボムベイは印度に於る工業地として發展し、良

なしてゐるが、同時にアフガニスタン及イランへの陸上貿易の通路に當るため、物資の供給上重要な地點となつてゐる。

9 ラジプタナ (Rajputana Agency)

アジメル (Ajmer) ラジプタナ王侯諸國によつて取り圍まれてゐる直轄領アジメル・メルワラ州の首都にして、一一萬餘の人口を有する舊都である。ボムベイ・ロワラ州の首府にして、一一萬餘の人口を有する舊都に及ぶワラガル丘陵の麓にあり、附近は灌溉の便は妙いが、玉蜀黍・黍・麥・棉花等を産し、本市はその集散地をなしてゐる。クラガルには鐵山があつて、銅・鐵・石棉及雲母等の産出がある。工業は石村・綿布紡績・採染及染色工業が主として行はれ、象牙・漆製腕環・白檀製櫛・珠・絨氈・粗絨・鐵・眞鍮及銅製品等が産出されてゐる。

ジャイプール (Jaipur) ラジプタナ地方にあるジャイプール王侯國の首都で、人口約一四・五萬、印度の都市中最も古典的色彩をもつてゐる。

幾多の工場があり綿布・更紗木綿・大理石細工・硝石・珐瑯鐵器・陶器・眞鍮製品及漆器等が盛んに製造せられてゐる。附近には農業も盛んに行はれ、小麦・大麦・グラム・甘蔗及罌粟等を産し、これら農産物の集散地となり、商業の中心地をなしてゐる。

ビカネル (Bikaner) ビカネル王侯國の首府で、人口七萬餘である。

アジメル市の西北に位する。附近は灌溉設備の完備しないため稷・大麦及胡麻等が耕作されるにすぎない。尙附近には石炭を産し、又牧羊が極めて盛んで多額の羊毛も産出される。

グワリオール (Gwalior) グワリオール王侯國の首都にしてジャイプールの東方にあり、人口約九萬を算する。棉花・罌粟・稷及油種子類が附近に栽培され、市はそれら農産品の集散地をなしてゐる。市内には製革・陶器及絨氈等の工場があり、附近には多數の棉花工場・製粉工場及織布工場等がある。

10 中央印度 (Central India Agency)

インドール (Indore) インドール王侯國の首都インドールはカン河の

好なる港灣として繁榮し、重要な商業・金融の中心地として産業上重要都市となつてゐる。

プーナ (Poona) ボムベイより五時間行程の地點、海拔六百米の高地にある。曾てはマラタ州の古都であつた。現在は夏季にボムベイ州政府の所在地となり、人口約二二萬を算する。附近の農業はその年の降雨量に左右されて不安定の状態にある。工業は絹布・粗布及毛布等の紡績工業が主たるもので、外に土人用帽子・籠及毛皮製造等が行はれる。

シラプール (Sholapur) ハイデラバッド王侯國に近く、曾て回教徒によつて建設されたものである。人口一四萬餘、高原にある。土地は肥沃でないが、黍類・麥類・油種子及棉花等の産出がある。紡績工場が多く又製油工場及ガラス工場等がある。

フプリ (Hubli) コア (Goa) の東方にあり、人口七萬餘、南部マラー

ツタ地方に於る棉花取引の中心地をなしてゐる。鐵工場・紡績工場及棉プレス工場等がある。

カラチ (Karachi) ボムベイ州の北方にあり、その管轄下にあるシン

ド州の首都にして、アラビア海に面し、西北印度第一の開港場である。一八四〇年に築港工事に着手し、一八七三年に完成した。近接國の首都或は港灣に近いため近年大いに發展し、人口も約二六萬に達してゐる。附近には米・小麦・大麦・棉花・油種子・羊毛及皮革等を産し、鐵道工場・製粉工場及鑄鐵所等がある。アフガニスタン及イラン方面との通商は、その地理的位置が有利なるため、著しい發展をなした。

パロダ (Baroda) パロダ王侯國の首都にて、ボムベイより鐵道にて一

〇時間の行程にある。人口は一一萬餘である。棉花・米・稷及甘蔗等を附近に産し、又紡績・練棉・棉プレス・陶器及煉瓦等の工業が行はれ、化學工業・印刷・製革・製油・硝子及石鹼等の工場も建設されてゐる。パロダは王侯國中最も近代設備をなせる都市と云はれてゐる。

12 中央州 (Central Province)

ナグプール (Nagpur) 中央州の首都で、人口約二二萬に達してゐる

る。ボムベイとカルカッタの中間にあり、兩都市を結ぶ大印度半島鐵道とベンガル・ナグプール鐵道はこの地で相會してゐる。市は海拔三五〇米の高地にある。棉花・米・ラック・蜂蜜及蜜蠟等の集散地をなして居り、又油種子及木材等を産出する。それらの農産物がカルカッタ、ボムベイ及マドラス等に向け送らるゝために、ナグプールは商業都市として重要な地位を占めてゐる。又紡績工場・大練棉工場・鐵道工場及木材工場等もあつて、工業の見るべきものがある。マンガーン鐵が附近に産出するため、鑛産地としても知られてゐる。中央州全體に對しては、その地理的位置より重要な物資の供給中心地となつてゐる。

アムラオチ (Amraoti) ナグプールの西方約一五〇軒の地點にあり、人口約四・五萬である。ペラール地方の中心地となつてゐる。ペラール地方は棉花産地として知られ、耕地の約五〇％は棉花の栽培が行はれてゐる。練棉工場は千有餘を設けることが出来る。

ジャブール (Jabalpur) ナグプールの北方にあり、人口約二・五萬を算する中央州第二の都市である。大印度半島鐵道と東印度鐵道との連接點をなしてゐる。土地肥沃にして灌漑の便はよく、從てこの地方は農産物に富み、主に小麥・米・トクキ・GRAM・油種子・黍類及棉花等を産してゐる。工業品としては眞鍮・銅製器具・陶器・セメント及硝子等を産し、大理石の採掘は大規模に行はれてゐる。小麥・油種子・麻・ギー及林産類を出してゐる。

13 **ハイデラバッド王侯國 (Hyderabad State)**

ハイデラバッド (Hyderabad) 印度最大の王侯國ハイデラバッドの首都で、人口約四七萬に及んでゐる。デカン高原にあり、ムシ河に沿つてある。英國東印度會社が、南部印度を開拓すると共に繁榮せるもので、古來より織物・絨氈・馬具用ビロード及絹織物等の生産地として知られてゐる。主要産物は棉花・米・小麥・油種子・石炭・金・煙草・木材・皮革及ゴム等であるが、工業は紡績工場・練棉工場・棉プレス工場・煙草工場・鐵道工場・製油工場及精米工場等があり、又炭業も行はれてゐる。

14 **マイソール王侯國 (Mysore State)**
バンガロール (Bangalore) 印度南部の高原地帯にあるマイソール王侯國の政府所在地にして、人口三一萬である。農業は降雨量によつて支配され、豊凶は雨量の多寡に依存してゐる。米・稷・甘蔗・棉花・大麻及コーヒー等の農産物の外に白檀・チーク・ヤラボ・黒檀等の林産がある。工業は紡績・煙草・皮革・毛織物・煉瓦・絹織物・白檀油・絨氈及金屬類等の製造工場がある。特にバンガロールは絹物の取引中心地として知られてゐる。
マイソール (Mysore) マイソール王侯國の首都、人口一一萬である。マイソール王侯國は印度の王侯國中最も隆盛で、政府の經營する白檀油製造所があり、世界各國に輸出してゐる。附近は鑛産に富み金・鐵等を産してゐる。尙養蠶は印度に於てこの地方が最も盛んに行はれてゐる。

コラー (Kolar) マンガロールより約八〇軒、人口約九萬である。金及銀等の鑛産物と生絲・米・甘蔗及皮革類を産出する。しかしコラーは金の産地として一般に知られてゐる。印度産金總額の約九八％は、この地の金坑に産出せらるゝのである。

15 **マドラス州 (Madras Presidency)**

マドラス (Madras) 印度半島の東海岸にあり、マドラス州の首都となり、人口六四萬を有ち、印度南部に於る商業並に貿易の中心をなしてゐる。附近一帯はマドラス平野をなし農業が盛んで、米は耕地の約八〇％に當る地域に栽培されてゐる。その他棉花・落花生及煙草等の産出もある。皮革類及木材等も産し、主要なる貿易品となつてゐる。市はコロマンデル海岸に面してゐるが、海岸が南北に一直線をなせる砂濱で港灣の地形をなしてゐないため、近年築港を完備し良港となつた。しかし地理的に又政治的に不便が多いため、貿易は發展せず、他の諸港に壓倒せられてゐる。工業は比較的盛んで、紡績工場・鐵道工場・寶石工場・鐵工場・機械工場・アルミニウム工場・セメント工場・煙草工場及皮革工場等見べきものが多數ある。

ネガバタム (Negapatnam) マドラスの南方約三〇〇軒の地點にあり、人口約六萬である。セイロン島の北端に相對する南部印度に於る主要港灣である。セイロン島との交通最も盛んに行はれ交易も他に優つてゐる。

マツラ (Matura) マドラス州の南端に於る商業上の中心地である。人口一八萬餘にして、附近のテンネペニー、コイムバートル及トリチノポリ等の諸都市と共に商業が盛んである。附近には米・棉花・豆類・油種子等の農産物を産し、又絹織物・綿織物を出してゐる。工業は絹工業及綿工業等が主要なるものである。

チユチコリン (Tuticorin) 印度半島最南部にある開港市にして、人口約五萬である。セイロン島のコロンボより海路一八五哩で、相互の交通頻繁である。マドラスに並いで貿易港であり、棉花・茶・コーヒー・セニナ及バルミラ等を輸出してゐる。

マンガロール (Mangalore) マドラス州の西海岸にあり、人口約六萬にして、カリカット、コーチンと共に西海岸の開港場である。胡椒・椰子皮製品・肉桂・白檀・又タイル・米・鹽魚・魚肥及乾果等の産出がある。工業にはコーヒー工場、タイル工場及鹽魚工場等の見るべきものがある。
カリカット (Calicut) マンガロールの南方にある開港都市で、人口九萬餘である。ヴァスコ・ダ・ガマが初めて印度にその一步を印せる地として知られてゐる。椰子皮繊維・同製品・コブラ・コーヒー・茶・胡椒・ジンヂヤイ・ゴム及魚肥等を産出し又輸出する。

〔附〕 **マルダイブ諸島**

マルダイブ諸島 (Malive Archipelago) はセイロン島南印度洋上約四〇〇哩の地點にあり、その最南端の島が赤道線に位し、これより北に向つて細長く點綴せる無數の珊瑚礁或は環狀珊瑚島より成つてゐる。諸島中主なる島はメル島(首都所在地)、アリ島、アツデニ島、テラゾマツテイ島、コロマデニラ島等である。而して是等諸島の政治形態は名目上獨立の形式を採り、サルタンの所有下にあるも、實質上はサルタン

制し英國の保護下に於て行政其の他を行つてゐる。貢物も毎年セイロン島へ齎される。
一九三一年の國勢調査によれば、各諸島の人口合計は七九、二八一人を數へ、之を一九二一年に比較すれば八、八八八人の増加を示してゐるのである。從て一九四一年の人口を推算すれば大約八八、〇〇〇人居住してゐることとなる。住民はその使用する言語より、或は宗教等よりしてシハル族であると言ひ得る。即ち住民の使用する言語は多く母音より成り且つホ行の發音が無くフ行を以て代へられる純粹のシハル語と、是等シハル語及アラビア語の共通點を有する言語とである。更に是等を補ふに各民族との接觸によつて夫等の民族語を取入れてゐるのである。斯の如き言語の類似と各諸島内に現存せる佛教の遺蹟とにより、時代は推察し得ざるもセイロン島よりシハル族が移住したか、或は北方印度のアリアン族がセイロン島に移住して來たと同時に此の諸島にも移住したかその孰れかであることは明かである。

諸島の主なる産業は第一が漁業である。職業に従事してゐる男子の六割強が漁夫であり、諸島全體の所有船舶隻數(勿論帆船が主であるが)四、四〇〇隻を超え、内三、三〇〇隻が漁船であり、三〇隻は貨物船としてセイロン、マルダイブ間を往復する爲に使用されてゐる。而して是等貨物船は毎月二回隻が一隊をなして干魚をコロムボに持ち來り、日用雜貨類をコロムボより持歸るのである。

第二の産業としては椰子繊維より作つた綱である。是は女子の主なる職業にして、昔時より光澤・強度共に良く、ポルトガル船は必要なる綱を全部マルダイブ諸島より購入してゐたと言はれてゐる。現在此の製品は殆ど印度本土と取引せられ、セイロン島とは一八八〇年以降餘り行はれてゐない。而して此の製造に従事する女子は約九、五〇〇人に達し、テラゾマテイ島が主生産地であり、且つ品質も極上質である。

其他の産業としては手製のレース編があり、是も女子の手内職にして従事する者約一六〇人に及んでゐる。

第十章 セイロン

一 地理

1 位置・面積

セイロン(錫蘭)は印度洋上に在る島で、北緯五度五五分と九度五分、東經七九度四二分と八一度五三分との間に位し、南北四三五料、東西二二〇料に達し、その面積は六五、六一〇平方料(二五、三三二平方哩)である。パルク海峡(Palk's St.)とマナール灣(Gulf of Mannar)を隔て、印度半島の南端地方に相對してゐる。北西岸にあるマナール島(Mannar Is.)より印度のラメスワラム島(Rameswaram)までは珊瑚礁によつて連り、所謂セイロン島のアダム橋(Adam's Bridge)を形造つてゐる。

2 山脈

山系は南西より北東へ走るものと南東より北西へ向ふ山脈より成る。前者は高峰が多く、後者は丘陵性で、兩山脈は中央で殆ど直角に交叉してゐる。中央山地はその交叉部に當るが、そこよりは尙ほ多数の支脈が指狀に派出する。ピヅルタラガラ(Pidurutalagala)、キリガルボタ(Kirigalpota)、トタペラカナンダ(Totapela Kannda)、アダムス・ピーク(Adam's Peak)等は何れも中央山地にあつて、セイロン島の中軸の如き状態をなしてゐる。大體に於てセイロン島の山脈は南半にあつて、北半は平野である。北方のミヒンタレ山(Mihintale)は、南部の山脈と異つて、丘陵地にある高臺的なものである。

3 河川・平野

セイロン島の山系が、中央山地を中心として放射的に各方面に走つてゐるため、河川も亦放射的に流れてゐる。河川は何れも延長は短く、大河と稱せらるゝものはない。東海岸にはマハウェリ・ガンガ(Mahaweli

Ganga)、マムル・オヤ(Mahuru Oya)、ムンデニ・アル(Mundeni Aru)、ガル・オヤ(Gal Oya)の諸河川があり、マハウェリ・ガンガは最大の河川にして延長三五五料である。南海岸にはクムブクカン・オヤ(Kumbukkan Oya)、メニク・ガンガ(Menik Ganga)、ニルワラ・ガンガ(Nilwala Ganga)、キン・ガンガ(Kin Ganga)、西海岸にはマハ・オヤ(Maha Oya)、ケムル・オヤ(Deduru Oya)、カラ・オヤ(Kala Oya)、モダラガム・アル(Modaragan Aru)等の諸河川があるも、何れも延長一五〇料に満たない。従て河川による交通は下流に於てのみ行はれてゐる。尙セイロン島の北半は平野である。

二 氣候

1 概要

セイロン島は、その位置が熱帯内にあるため、氣候も一般に熱帯性のもので、暑熱と濕潤を特徴としてゐる。季節の變化の如きは、氣温よりは、むしろ降雨量によつて區別せられる有様である。印度と同様に、セイロン島も季節風の支配をうけ、特異性のある氣候が現はれてゐる。西南季節風と東北季節風とは期を異にして本島に來襲し、本島の西南地方と東北地方とに異なる氣候を呈せしめる。先づ西南季節風について見るに、この西南風は毎年五月中旬に西南岸に來襲し、一〇月まで続く。この期間中は、西南地方には相當量の降雨が見られるけれど、中央山脈を越えた東北地方には、僅かな降雨が齎されるに過ぎない。東北季節風は一〇月より一月中旬頃までに東北地方に來襲する。この場合廣い平原のある東北地方には、廣い範圍に亘つて可成りの降雨がある。しかし中央山脈を越えた西南地方には水蒸氣が齎さるゝのみである。

2 氣温

氣温は低地にあつては高く、海岸を離れた内奥地方にては、土地が高いため比較的涼しい。特に海洋を渡つてくる軟風のため、高原にあつては涼しく、一、九〇〇米の高所にあるヌワラ・ヒリヤ(Nuwara Eliya)に

於ては最高温度一七度(攝氏)で、年平均一五・五度である。コロムボに於ては年平均二七・五度であり、一年中最高氣温は五月の二八・四度、最低は一月の二六・六度である。トリコンネリー(Tricomalee)に於ては年平均二七・七度、最高は六月の二九・四度、最低は一月の二五度である。又五〇〇米の高所にあるカンディ(Kandy)に於ては年平均二四・四度、最高は三月の二六・一度、最低一月の二三・三度である。要するに、セイロン島に於ては熱帯性氣候のため氣温は一般に高く、海岸地方に於ては特にそれが現はれて居り、山岳乃至丘陵地方に於ては比較的氣温が低下するのである。

3 雨量

西南岸のコロムボと東北岸のトリコンネリーを見るに、コロムボは、年降雨量は二、二〇〇耗内外で、西南季節風にも東北季節風にも降雨がある。乾期の二月には五〇耗以下、八月には一二〇耗程度である。然し雨期の五、六、一〇月及一二月は多雨で、五月三四〇耗、一〇月三三〇耗、一月は三二五耗に達してゐる。トリコンネリーに於ては、二月より七月迄の乾期には、月五〇耗内外の降雨量であるが、九月には一二〇耗程度となり、雨期たる一二月には三四〇耗といふ多雨を示してゐる。

三 歴史

1 年代記摘要

太古時代
西曆前五四三
一五〇五
一八〇三

先住民族

シンヘリーズ王朝

西歐人の來寇

イギリスの支配

2 先住民族

太古時代に於て本島に人類が住居してゐたことは、山上の岩窟に石器時代の遺物の存することによつても知られる。最初の住民なりとせられ

るのはヴェダ族で、これは現に東南部の山岳地帯に遊獵を事として残つてゐる。

3 シンヘリーズ王朝

西曆紀元前五四三年にシンヘリー族の一種であるウイジャヤ人(Vijaya)がシンヘリーズ王朝(Sinhalese Dynasty)を樹立した。農業を奨励し、文化も進み、その王朝の保護の下に佛教の温床地となつた。その後タミール族(Tami)が侵入したが、王朝は搖ぎなく續いた。西曆一四一〇年マラバル族(Malabar)の來襲によつて、シンヘリーズ族は首都をコロムボの南郊コッタ(Kotta)に遷すに至つたが、夫より前一四〇八年には支那人の來襲があつて、三〇年間に亘り支那人の支配を受けるに至つた。

4 西歐人の來寇

西曆一五〇五年ポルトガル人が島の南端、ゴール(現今のガル一帯の地)に上陸し、商業發展・宗教宣傳に力を入れ、勢力漸く盛にならんとしたが、一六三八年オランダ人は東海岸のポルトガル要塞を襲撃し、一六四〇年にはネゴムボに上陸、次でポルトガル人の根據地を一掃し、その植民地となすに至つた。オランダ人は先づローマ法を輸入し社會の秩序を保ち、セイロン島を商業植民地として經略し、本國の利益を圖つた。

5 英國の支配

オランダ海上権の衰退と共に、セイロン貿易も衰へ、一七九六年遂にセイロン島は英國に占領さるゝに至つた。一八〇三年にはアミアン條約を締結し、オランダ領を英國領とすることが國際的に認めらるゝに至つたが、土人は英の搾取に反抗して屢々反亂を起したが悉く鎮壓せられ、現今は英國皇領植民地(Crown Colony)として、一九三一年の英本國勅令によつて、行政權はセイロン島總督に委ねられ、總督は立法・行政事項を統轄し、而して是等の決裁は全島より選出さるゝ議員によつて行はるゝ自治組織を採用してゐる。

三 人口・住民・言語及宗教

1 人口

一九三一年の國勢調査によれば、セイロン島の人口は五三一萬餘であつたが、一九三九年の推計人口は五九二・二萬である。而して一方の人口は九八人で、我が國の一五五人より遙かに少く、丁度デンマークよりは少し多い密定である。

各州別人口數 (一九三一年國勢調査)

西部州 (Western Province)	一四四・五
中部州 (Central Province)	九五・三
南部州 (Southern Province)	七七・一
北部州 (Northern Province)	三九・九
東部州 (Eastern Province)	二一・二
北西部州 (North-Western Province)	五四・七
北中部州 (North-Central Province)	九・七
ウブス州 (Province of Uva)	三〇・三
サハラガムマ州 (Province of Sabaragamuwa)	五七・八

而して一八七一年の國勢調査には二、四〇五、五七六人であり、この六〇年の間に二倍強になつたわけである。更にそれより三六年を測つた一八三五年の一、二五〇、〇〇〇人に比較すれば、約百年間に凡そ四倍に増加したことになる。これは後になつて、セイロンの入國問題が熾烈となつた理由である。

2 住民

本島の人は文化の最も發達したる白人より文化の最も低い原始種族に至るまで、種々の文化及經濟階梯をもつ民族に分れてゐる。人種別によつて住民を見ると大體次の如き状態である。

(1) ヨーロッパ人 (Europeans) 所謂白人で九、一〇〇人餘のものが居住し、セイロン島を支配し又種々なる産業及文化の指導に當つてゐる。英國人が最も多く、あらゆる方面の實權を掌握してゐる。

上に述べてゐる。キリスト教はポルトガルの植民地時代に、この島に初めて布教され、今日は五二・三萬人の信徒があり、約一〇%に當つてゐる。ポルトガル時代には舊教の勢力が大であつたため、今日でもその遺物として舊教徒は比較的多數ある。回教徒は三六萬に上るが、その外にこれらの何れにも屬さぬ宗教をもつ人々が約千人に達してゐる。

四 政治

1 概要

本島は英國の直轄植民地の一で、一八三三年には憲法が制定せられ、その後幾多の改変を見たが一九三一年の勅令によつて行政權はセイロン島總督に委ねられ、その下に立法・行政の二部がある。全島を九の行政區劃に分ち、各々を州と呼ぶ。而して各州は大概二又は三の郡に分たれ、郡は更に三、四或は十數箇の村に分たれてゐる。

2 行政

行政權は總督が握り、總督は十名の各省大臣を任命し、各省大臣によつて行政事務が執行せらるることになつてゐる。大臣十名の中、七名は國務評議員から選出せられ、残りの三名は國務官 (Officer of State) と稱せられて、所謂總務長官 (Chief Secretary)、法務長官 (Legal Secretary) 及財務長官 (Financial Secretary) とである。各被選の大臣はその省の行政について國會の常設行政委員會 (Standing Executive Committee) と共に之に當るのである。

3 立法

國務評議會は、現在五〇名の被選舉議員と、八名の非官吏任命議員 (Nominated Unofficial Member) 及三名の國務官とで構成されてゐる。立法權は總督の許可と國務評議會の決議とによつて行はれるのである。

4 司法

法律はローマ、オランダ法を基礎として、これに改変を加へた諸法令によるのであるが、カンヂー區にはカンヂー法が一定の限度まで效力を

(2) 亞歐混血人 (Eurasians) ヨーロッパ人とアジア人との混血人であつて、一般に父はヨーロッパ人、母はヒンズー又はマホメット教徒である。特にオランダ人と間に生れたものゝ子孫はブルガー (Burgher) と呼ばれる混血人である。亞歐混血人は三二、三〇〇人餘に上り、白人についで高い文化をもつてゐる。

(3) シンハル族 (Sinhalese) ドラビダ種族に屬するもので、セイロン島の原住民である。普通セイロン人と云はれるもので、三四七・三萬餘に上る人口をもち、セイロン島全人口の半數以上を占める。彼等は一般に低地に居住するものと然らざるものとに分けられてゐるが、前者は進歩的であり、後者は保守的である。

(4) タミール人 (Tamils) シンハル族に次いで多數のものが居住し、一四一・七萬を數ふることが出来る。ドラビダ族に屬するもので、セイロン島より印度半島の南部地方に亘る廣い地域に居住してゐる。

(5) ムリア人 (Moors) アラビア人又は印度に於ける回教徒を云ふ。人口は三二・六萬人に上つてゐる。

(6) マライ人 (Malays) マライ半島等に居住するマライ人のセイロン島に移住せるもの、又は曾て渡來せるものゝ子孫で、一・六萬餘を數へることが出来る。

(7) ヴエツダ (Veddals) 印度半島に居住するものと同一種族で、ドラビダ人種に屬する。哈ど文化といふものを持たない原始民族で、原始的な生活を營み、その數は三・三萬に達してゐる。

3 言語

前記住民の使用する言語を見るに、約七〇%の人々はシンハル語を、約三〇%はタミール語を話す。併し右の外に英語、マライ語及ヒンズー語等も語られてゐる。

4 宗教

佛教が最も盛んで、現在佛教徒は三二七萬餘に上り、全人口の半數以上を占めてゐる。次いでヒンズー教徒が多く、一一六萬餘にて二〇%以

有することになつてゐる。又特殊の身分法制度がマホメット教徒、ジャナ地方のタミール人の爲に認められてゐる。

5 刑法

印度母法に基いてセイロン刑法が設けられた。裁判所は高等法院、警察裁判所、小額債權裁判所及地方裁判所に分れ、地方裁判所は高等法院と其他の裁判所の中間に立つものであり、小さな違法行為は村會で處理する。

五 教育

1 概要

セイロンに於ては六歳乃至一四歳迄の兒童は義務教育を受けることになつてゐるが、學校不足の爲、學校が適當の距離内にもある場合に限る義務教育である。換言すれば、學校が住居の近くにある場合に學齡兒童を其の學校に通學させないと、其の父母又は保護者は罰則に觸れるけれども、學校が遠隔の地に在る場合には右の罰則は適用されない。就學兒童數 (一九三四年の統計に依ると) は六三萬一千餘人と發表されてゐるので、學齡兒童を全人口の五分の一即ち約百萬人と假定すると、未就學兒童は約三七萬人となり、義務教育の實は未だ舉つてゐないことが判る。

2 施設

學校は大別して英語學校・英語土語學校及土語學校の三種であり、その程度別には(1)初等學校 (Primary) (2)初等中學校 (Junior Secondary) (3)高等中學校 (Senior Secondary) (4)高等學校 (College) の別があるが、高等學校は英語學校のみで、土語で高等學校程度の學科を授ける學校はない。高等學校及高等中學校は英國の大學入學資格檢定試験 (London Matriculation Examination and Senior Cambridge Examination) 程度の學力を養成する學校である。

セイロンの最高學府としては一九二一年に創立せられたセイロン大學 (Ceylon University) がそれで、學年は三箇年、最終學年末にロンドン

大學の試験科目に合格すれば學位を授與せられる。又高等専門學校としてセイロン醫學專門學校(Ceylon Medical College)、法律專門學校(Law College)、セイロン高等工業學校(Ceylon Technical College)がある。

以上記述した學校は、官立又は政府より補助金を受けてゐる認定學校であつて、此の他に未だ認定されない尋常小學校程度の私立學校がある。尙本島の特殊なる教育として、寺院に於て貝葉に書いた本を用ひ教育を施して、恰も日本の昔の寺小屋に似たものがある。

六 財政・金融

1 財政

本島の會計年度は九月三〇日にして、歳入の主要なものは關稅で、毎年總額の二分の一以上を占めてゐる。一九三九年度の歳入七、八二八、四四三磅、歳出八、五九六、八六〇磅で、公債が一四、二九五、三七五磅であつた。

2 金融

本島の銀行は十二を數へられ、其の内の代表的なる貯蓄銀行及郵便貯金局の各預金者及預金額は次の通りである。

貯蓄銀行	預金者	七二、二〇〇人
	預金額	一六、六二〇、二六七
郵便貯金局	預金者	五二九、九五四人
	預金額	一九、七二六、四一五

3 貨幣制度及通貨

通貨は銅貨、白銅貨と銀貨がある。銅貨は一セント、1/2セントの二種があつて、六セント1/4が英國の一片に當る。白銅貨は五セント貨だけであ

る。銀貨は印度のルピー貨(一〇セントに換算され、ある)とセイロンの五〇セント貨、二五セント貨、一〇セント貨の三種が流通してゐる。紙幣の流通してゐるのは千、五百、百、五〇、一〇、五、二及一ルピーであつて、一九三七年末の紙幣流通額は四八、四一二、九八四ルピーに達した。

七 産 業

1 農業

本島は暑熱、濕潤を特色とし又定期的に季節風の來襲をうけ、多量の降雨を以て熱帶的農業が行はれてゐる。その土壤は片麻岩の風化せる粘土に被はるゝ部分が多く、又堆積土壌よりなる地域もあり、肥沃なる地味を有してゐる。總人口の六割五分見當は農業關係者で、農耕地は總面積の約五分の一即ち三、三三三、〇〇〇エーカーと言はれてゐる。農産物はココナツト・米・ゴム・茶及その他の穀物で、國內經濟は殆どこれ等農産物の海外の需要如何に依存してゐる。

(1) 輸出入狀況

一九三九年に於ける輸出數量及金額は次の通りである。

紅 茶	三三八、〇二七	一八八、〇九六
ゴ ム	六七五、六三二	六九七、七六七
椰 子	一、二五七、六三七	一、三二五、五八一
生 椰 子	一、七〇一、一七七	五、八一六
乾 燥 椰 子	六七三、六三五	七、三一九
コ 子	一、〇六、一七三	七、一〇七、〇〇〇
椰 子 織 維	八、八九、九六〇	三、一八八、七六
カ 子	七、五一一	一、九〇六、九八四

右の中我が國へ輸出せられてゐるもの、數量及金額を示せば次表の通りである。

品 名	數 量	金 額	對前年度比較
椰子 織 維	五五八、六四四	110,740	増
紅 茶	110,140	4,114,414	減

こゝに注目すべき現象は、セイロンに於ては食用作物特に住民の常食物たる米の産出が少く、是等の供給を海外に仰いでゐることである。一九三九年に於ける農産物の輸入數量及金額を示せば次の通りである。

品 名	數 量	金 額
米	11,747,470	40,518,433
小 麥	3,000,155	1,935,977
乾 唐 辛 子	1,581,011	3,039,828
玉 葱	6,911,336	11,075,140
精 糖	1,433,956	8,493,389

セイロンが我が國より輸入してゐる農産物としては、一九三九年に於ては馬鈴薯九、四三五、六〇、三一、一ルピー(前年より一四、八八四ルピー減)がある。次に農業に於ける投資の狀況を觀るに、茶とゴムは全然外國資本に依り又ココナツト其の他の農産物はセイロン資本に依り經營されてゐる。茶は海拔千五百呎から六千呎に達する高地に、ゴムは二千呎以下の地に、又ココナツトは海岸區域に栽培されてゐる。茶は高地のもの程上茶で、丘陵地方に行くに連れこれ茶園なる壯觀を呈する所がある。茶の生産國としてのセイロンの世界的地位は、印度に次いで第二位を占め、東印度を遙かに凌駕してゐた。又、ゴムの輸出に於てはマライ・東印度に次いで第三位を占めてゐた。

(2) 耕地面積 セイロンに於ける主要農物の耕地面積を記せば左の通りである。

ココナツト	1,100,000
米	480,000
ゴ ム	3,500,000

野 菜	25,700
檳 榔	187,000
檳 榔 子	4,400
カ 子	40,000
シトロン	23,000
シトロン	3,000
煙 草	18,000
カルダモン	4,000

(3) 食用農作物の獎勵 セイロンは米食國でありながら米作の振はなしいの不思議に堪えないが、昔は人口も今の數倍に上つてゐたに拘らず自給自足をしてゐたことである。其の由來は古來セイロンには雨水を貯へて之を灌溉用に供する所謂「タンク」・システムなる水利法が發達完備してゐて、一滴の雨水と雖も之を灌溉に利用した住民も一般に勤勉であつた爲、食料は外國に仰がず自給自足し得たのである。その後住民は漸次放漫遊惰に陥り、且つ其の間に於る悪疫の流行、權力爭奪による内亂、外敵の侵入等は此のタンク・システムを破壊してしまつたのである。従てこれが爲に美田ば化して叢林となり、加ふるに茶、ゴム、ココナツト等の輸向農産作物が米作に比し有利であり、且つ又資金の循環も速かである爲、農民の之に轉向せるもの或は所有地を土地の値上りに眩惑されて賣却するものが輩出するに至つた。其の結果米作耕地は著しく減退し、その收穫高は本島住民の需要を満すに足らず、毎年印度、ピルマ、又は泰國等より多量の供給を仰がざるを得ない状態に陥つたのである。而も農村は世界的不況や其の他連續的に襲來した天災疫・病のため疲弊困憊其の極に達し、遂に政府當局並に識者の間に食用農作物自給自足の必要を痛感せしめ、爾來米其他の食用農作物の耕作を保護獎勵しつつある状態である。

(4) 畜産業 セイロン島の畜類の駄獸は運搬用として象があり、全島に於て使用されてゐる全島を通じて五、〇〇〇頭を數へることが出来る

といふ。牛は運搬に又勞役に、水牛は農耕に使用されてゐる。尙ほ家畜としてこれら有用動物の外に山羊、羊、豚等も飼育され、その肉及乳が利用されてゐる。

2 林業

本島が熱帯に位し且つ季節風による降雨量の多いために、本島に於る樹木の繁茂は殊に著しい。濕潤なる低地には熱帯性の植物が見られる。椰子類は最も多く、本島に於る林産の首位を占める。カラマンデル、黒檀、縞椰子木、羅望子等の木材の産出もあり、尙ほ家具・建築用材の産出もある。

3 水産業

水産業は海洋漁業と淡水漁業とが行はれ、尙眞珠採取も一般に知られてゐる。セイロン近海は極めて近代的漁業に適し、土人の漁獲法が尙幼稚なものであるが、その漁獲高は相當量に上り、コロムボを始め島内各市場に送られてゐる。漁期は季節風のため、東西兩海岸に於ては明かに二期に分れて居り、従て兩海岸の漁夫は南西季節風の折は東海岸に、東北季節風の折は西海岸に參集する状態である。

(1) 海洋漁業 周邊の海でシンハル人やタミール人達によつて行はれてゐるが、彼等は近代的漁法によることなく、依然として筏舟、横木船を使用し又帆を用ひて漁業に當つてゐる。鐵道や動力による運送等が發達しなかつた頃には、漁獲された魚類は乾燥・鹽漬又は燻製されたが、現在では冷凍方法が利用され、漸く近代的漁業に進出せんとしてゐる。

(2) 漁場 一九二〇年漁業局の開設以來、同局は常に本島漁業の發展に努めて來た。其の調査に依ればセイロン近海の淺海地域はトロール船漁獲に不適であるが、ペドロバンク及ワツヂバンクの二大重要漁場に於ては、實驗の結果所謂近代的方法に依る漁業に適すといふことが明かになつた。斯くて一九二八年にトロール會社が設立され、同會社は引續き前記各漁場に於て斯業に従事してゐる。Seer fishで最も需要多く、其の他近海産魚の主なるのは鯖族である。

鮪、鯉、鮫、石魚等多種に互り、本邦の近海産と似たものが多い様である。かくて本島の近海は魚族極めて豊富であるに拘らず漁業は前述の如く小規模に止つてゐる爲、漁獲高は島内の需要を満すに足らず、年々干魚、鹽魚其の他を輸入してゐる状態である。

(3) 眞珠採取 セイロン島の眞珠採取は、古くより行はれ有名になつてゐる。所謂セイロン眞珠で、西海岸の沖合、プツタラム(Puttalam)よりアダム橋(前掲)に至る海洋にその眞珠漁場がある。淺瀬で採取されてゐる漁場は政府の支配の下にあつて、採取は定期的に行はれる。尙最近の調査によつて三〇平方哩に亘る大きな地域の眞珠漁場が發見された。

(4) 淡水漁業 河川、湖水、沼、河口に於ては淡水漁業が行はれてゐる。何れも漁業者は地方當局より漁業許可證を得て、漁業に従事することになつてゐる。漁獲魚は何れも地方の需要に當てられて市場に出ることは少ない。

5 鑛業

(1) 黒鉛 セイロン島に於る重要鑛業としては黒鉛鑛業があるのみで、他には見るべきものはない。一九三五年には八三の鑛山に約二、三〇〇人の鑛夫が働いてゐた大部分は輸出され、一九三五年には全量三、一五萬ポンド、價額二〇六萬ルビの輸出があつた。

(2) 鹽 鹽は製造より販賣に至るまで何れも政府によつて行はれる。セイロン島内の消費は年々七〇萬噸に上るが、大部分は地方的に製造されてゐる。その生産量を示せば次の如くである。

Table with 2 columns: 生産中心地 (Production Center) and 年間平均 (Annual Average). Rows include エレフアント・パス, パラ・グイ, ハムバンタ地方, プツタラム地方, and (パワヴィを含む).

ジャフナ及マナル地方 (エレフアントパスを除く) トリンコマリ地方

計

(3) 寶石 前記の他セイロン島には金、トリウム(Thorium)、寶石類の産出がある。最も有名なのは寶石で、全島五百箇所に採掘されるが、ラトナプラ地方及西南部の堆積砂利の地方に發見される。大部分はヨーロッパ及アメリカに輸出されて、島内の消費は極めて少量である。年産約二〇〇萬ルビーと推定されてゐる。

6 工業

(1) 概要 工業としては洗濯石鹼、水産、茶箱、紡織布、マツトレス等の製造業及銀、眞鍮、艦甲細工、籠細工、レース手工業等が行はれて居るが、何れも小規模又は家内工業に類するもので、其の内稍々近代的色彩を帯びてゐるのは紡織業である。従て生活必需品は總て外國よりの輸入に依存せざるを得ない。そこで安い日本品が歡迎せられ大量の輸入を見、綿布の如きは英國製品を壓倒せんとするに至つた爲、遂に英國國の指令に依り例の割當制度を施行し、其の輸入を阻止するに至つた譯である。

(2) 工業不振の原因 セイロンは比較的早く西方の影響を受け始めたにも拘らず、西洋の機械工業が傳來しなかつたのは、(一)英國が其の屬領を以て自己の製造工業に對する原料供給國となし、同時に製造品の販賣市場となして、其の利益に反する様な施設は敢て行はしめなかつたこと、(二)英國資本家にとつては茶とゴムの事業だけで十分であり、これ以外に手を擴げることには英本國の利益にも抵觸するので、他の事業に手を出さなかつたのみならず、資本の融通さへも拒んだこと、(三)セイロン人自身としても外國人が來て其の産物をどしどし外國へ賣捌かれるので、甘んじて成行に満足するか、或は他力に依存して安逸を貪つて來たこと等の理由に依り、今日の如き無工業に近い状態を招來した様に見受けら

れる。而して世界的不況と各國の國家主義的經濟政府との餘波を受け、農産物の國外需要にのみ一國の福祉を委ねることの不利を具さに體驗した結果、本島工業化の必要に氣附き眞剣に之に向つて進む様になつたのは、極めて最近のことである。

他方、英本國も其の製造品の捌け先が貧乏して居てはその製品が賣れないから、簡易工業を振興させて多少とも金廻りを良くし購買力の増進を計らうと思つたのか、日本からセイロンに輸入される諸雜貨中、本島で製造し得る可能性あるものはこれを獎勵保護して其の助長を計ることに態度を改め、其の筋に指示を與へた。之が民間の風潮と一致し茲にセイロン工業化に對する諸措置が徐々ながら順次表面に表はれる様になつた。従て現存の諸産業は漸次に改善助長せらるゝに至るであらうが、實業教育の方は等閑に附せられて居た關係上、所要の技術者・職工等を得ることは一朝一夕にして出来る筈もないから、早急には成果を期し難いであらう。

八 貿易

一九三九年度セイロン對外貿易は輸入二四二、三六九、五六〇ルビー、輸出(再輸出を含む)三二八、一〇六、二九ルビー、貿易収支取勘定八五、七三六、六六九ルビーであつて之を前年度に比較すれば輸入六、八四〇、四五九ルビー、輸出四三、二八三、四五〇ルビー、貿易収支三六、四四二、九九一ルビーを夫々増加し、貿易總高は一九二九年以來一九一九年に次ぐ最高記録を示した。

主要國別輸出入額表

Table with 2 columns: 輸入 (Import) and 輸出 (Export). Rows include 印度 (India) and 度 (Degree).

Table of major exports and imports with columns for country, item name, quantity, and amount.

重要輸出入品表

Table of major exports and imports with columns for item name, quantity, and amount.

川は何れも流程が長くないため、大船船を用ひて交通をなすことはなく、小舟運があるにすぎない。

1 道路

全島の道路は二六、四〇〇軒に及んで、大部分が政府及公共團體の管理の下にある。

2 鐵道

セイロン島の鐵道は、州有か又は政府の管理かその何れかに屬するが、その管理はセイロン島鐵道局によつてなされてゐる。

Table showing distances from Colombo to various locations like Kandy, Galle, etc.

Table of major exports and imports with columns for item name, quantity, and amount.

Table of major exports and imports with columns for item name, quantity, and amount.

輸出の中、我が國へ輸出せられてゐるもの、數量及金額を示せば次表の通りである。

九 交通

河川、運河、道路、鐵道等の利用によつて陸上交通が行はれ、海上は船舶によつて、空中は航空機によつて、本島の交通が行はれてゐる。

Table showing shipping statistics for various ports and routes.

鐵道は大體に於て西部及西南部の低地地方に發達し、北方のジャフナ地方にまで及んでゐるが、東部に於てはトリンコマリ附近に僅少の鐵道が開通してゐるのみである。

3 船舶

島内交通は、主として道路により又鐵道によつてなされてゐるが、海外との交通は船舶による。

出入船舶總數噸數 (一九三七年)

Table showing the number and tonnage of ships entering and leaving ports.

主要國籍別船舶入港隻數表 (帆船及沿岸航路の船舶を除く)

國籍別	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935
イギリス	11,600	11,100	11,130	11,000	11,000	11,000	11,000
オランダ	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
フランス	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
獨逸	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
伊太利	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
日本	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
ノールウェー	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
其他外國	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
計	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100

10 主要都市

コロンボ (Colombo) セイロン島の首府にて島の西海岸にある。コロムボが印度洋の要地であり、船舶に對して絶好なる碇泊地となる條件を備へてゐるため、印度洋を航行する船舶の焦點となつてゐる事は既述の通りである。從て西はスエズ運河を通じてヨーロッパに、東南は濠洲及南洋諸島に、東北は日本及支那に聯絡を保つてゐる。人口三〇萬に達する大都市をなして、政治の中心であるのみならず、又經濟上の中心地でもある。尙各種の交通機關は、コロムボを起點として八方に通じてゐる。

カンディ (Kandy) 中央州にあり、人口約四萬の都市をなしてゐる。原住民王國カンディ王の居住せる首都であつたが、今日では中央州の首都として又避暑地として、セイロン島四大都市の一である。

ガレ (Galle) 人口約四萬を有する都市で、本島第二の港として知られてゐるが、かつてオランダ人がこの地に居住して繁榮を極めた所である。

ジャフナ (Jaffna) セイロン島第二の都市で、北部州にある。かつてポルトガル人時代、オランダ人時代には、彼等の居住地であり又商業取引地であつた。附近は低地農業地帯をなして煙草、ココナツの産出があり、ジャフナはその集散地をなしてゐる。

アヌラダプラ (Anuradhapura) 北部中央州にあり、今日では人口數千にすぎないが、紀元前四六七年より約一、四〇〇年に亘つてセイロン島の首府であつた。農産物の集散地として又北部中央州の首都として知られてゐる。

ヌワン・ヒリヤ (Nuwara Eliya) セイロン島の最高峰ピツラガラ山の近くにあり、一、九〇〇米の高所の都市である。氣候が涼しいため避暑地として知られてゐる。

トリコンプリー (Tricomalee) 東部州にあり、本島東海岸の良港である。かつて英國印度洋艦隊の根據地であつたが、今日は海軍兵器廠のあるために知られてゐる。

[附] アンダマン及ニコバル諸島

1 アンダマン諸島

ベンガル灣の東側に横たはる諸島で、北緯一〇度と一四度との間、東經九二度と九四度との間に南北に走る長大な線をなしてゐる。ガンジス河口の南方約六八〇哩、ビルマのネグレース岬より約一二〇哩の地點に當つてゐる。大小アンダマン島とそれを圍む多數の小島より成る。大アンダマン群島は南北約一五〇哩、東西約二〇哩で、そのうちには北、中央、南アンダマンの三島とルトランド島とを包含してゐる。小アンダマン群島は前群島の南方三〇哩の地點にあつて、南北二八哩、東西一七哩である。これら大小アンダマン群島の東方にはリーチ諸島を含む約二百の小島が散在してゐる。これら總ての島嶼を合してアンダマン諸島と呼ばれ、今迄印度の一統治區域にして、その面積は六、四九六平方浬(二、五〇八平方哩)である。

大アンダマンは丘陵地多く、最高八百米に達する所さへある。特に東海岸に丘陵多く、海岸線も東海岸に出入が多い。氣候は印度本土同様季節

節風の影響下にあるが、一般に熱帶的季節風の氣候と東部印度の赤道的氣候との中間の特徴を現はしてゐると言はれる。降雨量は、周圍が海洋であると共に季節風の襲來があるため豊富で、年平均二、五四〇を越える。場所によりては三、〇〇〇を遙に突破する地域さへある。而して最も降雨のあるのは南西季節風の來襲する六月より九月に至る間で、一年の降雨量の約七〇%迄はこの期間内にある。

人口は約二萬餘で、一八五八年以來流刑植民地とされてゐるが、一九二五年に初めて一般に解放せられた。而して今日では印度政府によつてこの諸島への移民と定住とが奨励せられてゐる。この諸島には文化の程度の極めて低い原住民が、約八百名居住してゐる。彼等は所謂アンダマン人で、數種の蠻族に分れ、複雑なる社會組織を有つてゐる。

住民の大多數は南アンダマン島にある首府ポート・ブレイア (Port Blair) 及其の附近に居住してゐる。ポート・ブレイアは自然の良港をなしてゐて、ラングーン、カルカッタ及マドラスの諸港との間に定期連絡がある。

アンダマン諸島は殆ど森林に被はれた島嶼で僅かにポート・ブレイア附近が開けてゐるのみである。海濱より丘陵の頂上に至るまで熱帶植物が繁茂して、有用なる木材を産出してゐる。殊にアンダマン紅木は最もよく人に知られてゐる。

尙椰子及ゴム樹が繁茂し、マニラ麻及シサル麻の栽培も行はれてゐる。家畜は約一萬頭の牛及三千頭の羊が飼育されてゐる。

2 ニコバル諸島

アンダマン諸島の南方約七〇哩の印度洋中に横たはるニコバル諸島は今迄印度の一統治區域として取扱はれ、スマトラ及ジャワ等の諸島に連なる列島をなしてゐる。二一個の諸島より成り、總面積一、六四五平方浬(六三四方哩)である。北部、中部及南部に三分されるが、カル・ニコバルを含む北部が最大のものである。北緯六度と一〇度、東經九三

印度獨立運動劃期的段階へ

— 過去一年の闘争史 —

今般スバス・チャンドラ・ボース氏の會長就任を契機として印度獨立聯盟の運動は劃期的段階に到達した。この秋に當り聯盟が歩んで来た過去一箇年の輝しい闘争の歴史を顧み、聯盟の首途への餞けとしよう。

昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發日こそは、印度國內は固より廣く全アジアの印度人に對し決定的獨立運動に邁進すべき新しい構想と勇氣を與へた日であつたが、越えて同十七年二月十五日英國の牙城シンガポールも遂に陥落するに至り獨立聯盟發足の直接の機會が到来したのである。即ち東條首相は當時の議會に於て

「帝國は印度の獨立を衷心より希望し印度の獨立運動を援助すべき萬端の用意ある」

旨を初めて公表、同月十七日には東京に於てラヌ・ビハリ・ボース氏と帝國政府代表者との間に會見が行はれ、之に引續きボース氏は印度國內を始め、東亞諸地域に居住する全印度國民に對し反英獨立闘争の開始を要請し

一 印度に於る宗教の統一
二 超黨派的運動精神の堅持
三 日本及印度の緊密なる連繫の下に全アジア民の共同一致等の數項目を獨立運動の目標として明示した。この時からラヌ・ビハリ・ボース氏及其の同志は猛烈なる宣傳及組織活動に挺身し、東京・盤谷・西貢・上海等には相踵いで獨立運動の宣傳組織中心が結成され、全東亞の印度人の熱狂は彌が上にも昂まつた。斯かる情勢の下に三月末東亞に於る第一回の印度人會議が東京で開かれ獨立運動の具體的推進策が論議された。この會議には日本・上海・香港其他東亞各地の代表者が參加し

一 ラヌ・ビハリ・ボース氏を全東亞の印度完全獨立聯盟の會長に推戴す
二 東京會議に於る決定事項の承認、若くは改正は盤谷に於る次の二項を決議した。この間東京會議に赴く途中飛行機事故により不幸四人の尊い犠牲者を出したことは今尙忘れ得ない記憶である。次いで六月十五日から一週間に亘り愈々盤谷會議が開催された。同會議にアランダマン列島をも含む全東亞領域からの代表者が參加し、更に當時ベルリンにあつたスバス・チャンドラ・ボース氏からも特別のメッセーヂが送られたのであつた。大會はラヌ・ビハリ・ボース氏を會長に外四氏は實行委員に任じ印度獨立聯盟機構を正式に確立した。斯くて同會議の直後東亞に於る印度獨立聯盟の本部が盤谷に設立されたのである。一方印度本國では會議派が「イギリスは印度から撤退せよ」の決議を行ひ、ガンヂー翁の指導下に整然たる反英大衆運動を開始されたが、逆上した英國政府がガンヂー翁以下を逮捕するの暴舉に出た爲、以後反英運動は暴動流血の時期に入つた。引續きこの様な情勢下に今年四月二十七日より三十日迄昭南に開かれた聯盟の會議では、獨立運動の再組織問題が活潑に討議され、獨立運動は今や強力な實行力ある組織を以て攻勢の形體をとり武力戦闘の段階に進すべきことが決議された。チャンドラ・ボース氏が忽然として東亞にその委を現はしたのはその直後のことである。斯くてチャンドラ・ボース氏は全アジア印度人の熱狂的歡呼の内に獨立完成への斷乎たる決意を闡明し、東京にあつて帝國の要路と隔意なき意見の交換を遂げ縱横の秘策を胸に今や獨立闘争の第一線昭南に進出、ラヌ・ビハリ・ボース氏の後を受けて獨立聯盟會長に就任、愈々闘争の陣頭に立つことになつた。四月昭南に開かれた獨立聯盟東亞代表者大會に於て新會長チャンドラ・ボースは臨時政府組織の重大宣言を行ひ、獨立印度建設の具體方策を堂々明示した。斯くて獨立聯盟は過去一箇年の準備期より脱皮し、今や暴英打倒獨立達成の第一線に挺身するに至つたのである。

【昭和一八・七・六、臺灣日日新報轉載】

第十一章 文献目録

一 般

Balfour, Edward :- The cyclopaedia of India and of Eastern and Southern Asia, commercial, industrial, and scientific: products of the mineral, vegetable, and animal kingdoms, useful arts and manufactures: vol. 1-3; 3 ed 1885. 3v.
 Barns, Margaria :- The Indian press: a history of the growth of public opinion in India. 1940.
 Bombay. Government :- Statistical atlas of the Bombay presidency; 3 ed. 1925.
 Gt. Brit. Colonial office :- Colonial reports: Ceylon (Annual) :- Colonial reports: Ceylon, 1926. 1928. (no. 1374)
 — India office :- East India (statistical abstract): statistical abstract relating to British India. (Annual)
 — General report of the census of India, 1911. 1914.
 India. Government :- Abstract of tables giving the main statistics of the census of the Indian Empire of 1931, with a brief introductory note. 1934.
 — General catalogue of all publications of the government of India and local governments and administrations, no. 55 (1921), pt. 1. 1921.
 — India in 1926/27-30/31: a statement prepared for presentation to parliament in accordance with the requirements of the 26th section of the government of India act (5 & 6 geo. 5, chap. 61) 1928-32. 4v.
 — Pamphlet showing publications and correction and amendment slips, the supply of which is undertaken by the central publication branch on payment of an annual subscription, together with information regarding the method of payment, etc. 1935.

India. Census commissioner office :- Census of India, 1921, vol. 1. 1923-24. 2v.
 — Census of India, 1931, v. 1: India, pt. 1 (report). 1933.
 India. Colonial secretary's office :- Ceylon blue book, 1917. 1918.
 The Indian year book. 13v.
 高岡大輔 :- 印度の真相 再版 昭和 8
 勝山康之助 :- 現代印度の諸問題 昭和17
 盛松・英健
 Age, Khub Dekha :- India to-morrow. 1927.
 Aitchison, G. U. comp. :- A collection of treaties, engagements, and sundries relating to India and neighbouring countries. 1876. 2v.
 Aiyer, Sir P. S. Sivaswamy :- Indian constitutional problems. 1923.
 Andrews, G. F. :- India and the Pacific. 1937.
 Archibald, W. A. J. :- Outlines of Indian constitutional history (British period). 1926.
 Banerjee, Debendra Nath :- The Indian constitution and its actual working. 1926.
 Barker, Ernest :- The future government of India and the Indian civil service. 1919.
 Barns, Margaria :- India today and tomorrow. 1937.
 Besant, Annie :- The future of Indian politics: a contribution to the understanding of present day problems. 1922. (the Asian library, 4)
 — India: bond or free? 1926.
 Bhattachar, B. G. :- The bases of Indian economy: a suggestion. 1925.
 Bose, S. M. :- The working constitution in India: a commentary on the government of India act, 1935 (26 geo. 5, ch. 2) 1935.
 Bose, Subhas C. :- The Indian struggle 1920-1934. 1935.
 Bryant, J. F. :- Gandhi & the Indianisation of the empire. 1924.
 Cannon, L. S. :- Citizenship in India: its privileges and duties. 1923.

- Chintamani, Sir C. Yagneshwara :- Indian politics since the mutiny— being an account of the development of public life and political institutions and of prominent political personalities. 1939.
- Chitrol, Sir Valentine :- India. 1930.
- : India old and new. 1921.
- Chudgar, P. L. :- Indian princes under British protection: a study of their personal rule, their constitutional position and their future. 1929.
- Coatham, J. :- India in 1925-26. 1926.
- Coatman, J. :- Years of destiny: India 1926-32.
- Cox, Philip :- Beyond the white paper: a discussion of the evidence presented before the joint select committee on the Indian constitutional reform. 1934.
- Cunning, Sir John ed. :- Political India, 1832-1922. 1932.
- Cutzon, Marquis. *Lord of Kellerson* :- British government in India: the story of the viceroys and government houses. 1925. 2v.
- Das, Chitta Ranjan :- India for Indians; 2 ed. 1918.
- Das, Tarakanath :- India in world politics. 1924.
- Dasgupta, A. P. :- The central authority in British India, 1774-1784. 1931.
- Dellbridge, John :- Revolution in India ? 1930.
- Eddy, J. P. & Lawton, F. H. :- India's new constitution: a survey of the government of India act 1935; 2 ed. 1938.
- Forrest, G. W. ed. :- Selections from the state papers of the governors-general of India. 1910. 2v.
- Gandhi, Mahatma :- Freedom's battle, being a comprehensive collection of writings and speeches on the present situation; 2 ed. 1922.
- : Young India, 1919-1923; 2 ed. 1924.
- Gawler, J. C. :- Sikkim, with hints on mountain and jungle warfare: exhibiting also the facilities for opening commercial relations

- through the state of Sikkim with Central Asia, Tibet, and Western China. 1873.
- Ghose, Akshaya K. :- Public administration in India: historical, structural and functional. 1930. (univ. extension lectures for 1925)
- Gt. Brit. *Colonial office* :- Ceylon: correspondence regarding the constitution of Ceylon. 1929.
- : *Committee appointed to consider the racial distinctions in criminal procedure applicable to Indians and non-Indians* :- Report.
- : *India office* :- Despatches from provincial governments in India containing proposals for constitutional reform, 1930.
- : Government of India's despatch on proposals for constitutional reform, 1930.
- : The India office and Burma office list. (Annual)
- : Report of the Indian states committee, 1928/29. 1929.
- : Return showing the results of elections in India. 1921.
- : Views of local governments, on the working of the reforms, 1924. 1925.
- : Views of the government of India and of local governments, administrations, etc. 1920.
- : *Joint committee on Indian constitutional reform* :- Minutes of evidence taken before the joint committee on Indian constitutional reform, 1933. 3v.
- : *Joint committee on Indian constitutional reform, session 1932-34* :- Publication. 1934. 7v.
- Horne, E. A. :- The political system of British India with special reference to the recent constitutional changes. 1922.
- Ibert, Sir Courtenay :- The Government of India: a brief historical survey of parliamentary legislation relating to India 1922.
- Ilbert, Sir Courtenay & Weston, Lord :- The new constitution of India. 1923.

- India. *Government* :- Government of India's despatch on proposals for constitutional reform 1930.
- : History of services of officers holding gazetted appointments in the home, education, foreign, revenue & agriculture, legislative, commerce and industries departments. 1922.
- : Indian military almanac.
- : Rules under the government of India act. 1921.
- India. *Chamber of princes* :- The British crown & the Indian states. 1929.
- India (Laws, etc.) :- The code of civil procedure, 1908 (act 5 of 1908): as modified up to 1st July, 1924. 1924.
- India. *Legislative dep.* :- Government of India act, 1935.
- : The unrepeatd general acts; 5. ed., vol. 1 (1834-73)-7 (1921-23). 1928-29. 7v.
- India. *Reforms enquiry committee* :- Report, 1924. 1925.
- Indian round table conference, 1930/31 :- Proceedings. Lond. 1931.
- Indian round table conference, session 2 (1931) :- Proceedings of federal structure committee and minorities committee. 1932.
- Indian round table conference and minorities committee. 1932.
- Indian round table conference, session 3 (1932) :- Publication. 1933.
- Indian round table conference, 1930/31 :- Sub-committee reports: conference resolutions; and prime ministers' statement. 1931.
- Jathar, G. B. & Beri, S. G. :- Indian economics, vol. 2 1929.
- Joshi, G. N. :- Indian administration; 2 ed. 1938.
- : The new constitution of India. 1937.
- Kale, Yaman Govind :- Introduction to the study of Indian economics; 3 ed. 1920.
- Keith, Arthur Berriedale :- A constitutional history of India. 1600-1935. 1936.
- : Letters on imperial relations, Indian reform constitutional and international law, 1916-35. 1935.
- Khan, Sir Shafiq Ahmad :- The Indian federation: an exposition and critical review. 1937.

- Krishnaswami, A. :- The new Indian constitution. 1933.
- Kaw, Narendra Nath :- Aspects of ancient Indian polity. 1921.
- Low, Sir Sidney :- The Indian states & ruling princes. 1929.
- MacLunn, Sir George :- The martial races of India.
- MacPherson, J. M. comp. :- British enactments in force in Indian states; 4 ed. 1933. 2v.
- Macnochie, Evan :- Life in the Indian civil service. 1926.
- Mitra, S. :- The land law of Bengal, with Bihar and Orissa; 2 ed. 1921.
- Mookerji, Radhakumud :- Local government in ancient India. 1919.
- : Nationalism in Hindu culture. 1921. (the Asian library, 3)
- Muir, Ramsay :- The making of British India, 1756-1858. 1923.
- Mukherji, Pandananda. comp. & ed. :- Indian constitutional documents, 1600-1918, vol. 1; 2 ed. 1918.
- Munrling, W. :- Herrormingsplanen voor Britsch-Indie. 1919. (Verenigging voor studie van koloniale maatschappelijke vraagstukken, pub. no. 8)
- O'Malley, L. S. S. :- The Indian civil service 1601-1930. 1931.
- O'Dwyer, Sir Michael :- India as I knew it, 1885-1925. 1925.
- Palande, M. R. :- Indian administration and the British constitution. 1932.
- : A textbook of Indian administration. 1931.
- Panikkar, K. M. :- An introduction to the study of the relations of Indian states with the government of India. 1927.
- Papers relating to the application of the principle of dyarchy to the government of India. 1920.
- Pollcock, Sir Frederick & Mulla, Dinsiah Fardunji :- Indian contract and specific relief acts, with a commentary, critical and explanatory; 5 ed. 1924.
- Prideaux, E. H. C. :- A guide to the Indian factories act, being act

12 of 1911. 1917.
 Patra, Kerala. *passim*. :- The working of dyaarchy in India 1919-1928. 1928.
 Rao, B. Shiva & Pole, D. Graham :- The problem of India. 1926.
 Rao, D. Mallhava :- The India round table conference and after. 1932.
 Rao, K. Yyasa :- Foundations of Indian Swaraj. 1925.
 Rastiffe, S. K. :- Sir William Wedderburn and the Indian reform movement. 1923.
 Reed, Sir Stanley & Cardell, P. R. :- India: the new phase. 1928.
 Report of the army in India committee, 1919-20.
 Rutherford, V. H. :- Modern India: its problems and their solution. 1927.
 Saper, B. G. :- The growth of Indian constitution and administration. 1925.
 Sarkar, Benoy Kumar :- The political institutions and theories of the Hindus. 1922.
 Sen. Surendranath :- Administrative system of the Marathas. 2 ed. 1925.
 Seton, Sir Malcolm C. C. :- The India office. 1926.
 Shan, K. T. & Bahadurji, G. J. :- Constitution, functions and finance of Indian municipalities. 1925.
 Singh, Gurunath Nihal :- Indian states & British India: their future relations.
 Singhal, J. P. :- The law of partnership in British India. 2 ed. 1928.
 Stone, G. :- The mining laws of the British empire and of foreign country. vol. 4 British India. 1924.
 Strangman, Sir Thomas :- Indian courts and characters. 1931.
 Thakore, B. K. :- Indian administration to the dawn of responsible government, 1765-1920. 1922.

„The Times.” *London* :- India: the commission and the conference. 1931. (A reprint of leading articles from the Times on the Indian question from the return of the statutory commission from India to the conclusion of the round-table conference in London)
 Trevelyan, Sir Ernest John :- The constitution and jurisdiction of courts of civil justice in British India. 1925.
 ——— :- Hindu law, as administered in British India. 5 ed. 1929.
 Underwood, A. G. :- Contemporary thought of India. 1921.
 Tyabji, Faiz R. :- The Indian contract act, with a commentary: a comprehensive statement of the law as applicable to contracts in British India. 1919.
 Varadachariar, N. D. :- Indian states in the federation. 1936.
 Vincent, Arthur :- The defence of India 1925. (India of to-day, vol. 2)
 Visvevaraya, M. :- Reconstructing India. 1920.
 Wadia, P. A. & Joshi, G. N. :- The wealth of India. 1925.
 Wedgwood, Josiah C. :- The future of the Indo-British commonwealth. 1921. (the Asian lib. v.1)
 Starling, W. A. - Indian criminal law and procedure. 1869.
 Lyall, Sir Alfred. - The rise of the British dominion in India (unit-extension manuals). 1898.
 O'Donnell, C. J. :- The failure of Lord Curzon. An open letter to the Earl of Rosebery (23 years in India). 3 ed. 1908.
 Chestney, Gen. Sir George. - Indian polity. A view of the system of administration in India. 3 ed. 1894.
 Gow, H. S. :- The penal code of India. 2 ed. 2v.
 Woodroffe and Matjlew. - Civil procedure in British India. 2 ed. 1916.
 A collection of statutes relating to India. vol. II. 1901.
 Law, Narendra Nath. - Promotion of learning in India, by early European settlers. 1915.

Stokes, Whitley. - The Anglo-India codes Vol. II Adjective law. 1888.
 Emesson, Gertrude. - Voiceless India. 1930.
 Archer, William. - India and the future. 1917.
 Elwin, E. F. - India and the Indians. 1913.
 Morrison, John. - New ideas in India. 1907.
 Trevelyan, Ernest John. - Hindu law, as administered in British India. 2 ed. 1917.
 Bearoft 著 戸野原史郎 註 :- 印度内紛問題 昭和16 (南方問題雜ノ内) フラソク・ライソヘード 著 大森 透 註 :- 英國は如何にして印度を征服したか 昭和15
 Horne, E. A. 著 臺灣總督官房調査課 註 :- 英領印度現行統治組織 大正13 (南支那及南洋調査第91號)
 伊東 敬 :- 現代印度論-英・印・ポルマの再檢討 昭和15
 木下半治 :- 印度に於ける英國統治組織の解剖 昭和15 (アジア問題講座第3巻ノ内)
 宮脇信敬 :- 印度問題概説 昭和 9
 翁 久允 :- 今日の印度 昭和 8
 Sahai, A. M. 著 高岡大輔 註 :- 英帝國政の日の目 昭和15
 拓務省大臣官房文書課 註 :- 印度國草創報告 第三回(1932)
 東亞研究所 註 村田昌三 譯 :- 印度・アラガ・アラタノ國誌 昭和16 (資料乙第37號C)
 東亞研究所 註 :- 印度の立法機構 昭和14 (資料乙第12號C)
 東亞經濟調査局 註 :- イギリスの印度統治 昭和10
 吉村源太郎 :- 印度の國民運動 大正10
 淺井健一 :- 印度 昭和17
 脇山度之助 :- 現代印度の諸問題 昭和17
 瀧本行利 :- 印度の全貌 昭和17
關稅・通貨・社會・國貨問題
 Ambedkar, B. R. :- The evolution of provincial finance in British India: a study in the provincial decentralization of imperial

finance. 1925.
 ——— :- The problem of the rupee: its origin and its solution. 1925.
 Andrews, C. F. :- India and the Simon report. 1930.
 Anstey, Vera - The economic development of India. 1929.
 Bandyopadhyaya, Narayan Chandra :- Economic life and progress in ancient India: being the outlines of an economic history of ancient India, v. 1: Hindu period. 1925. (Calcutta oriental series, no. 13 E. 7)
 Banerja, Prathanath :- Fiscal policy in India. 1922.
 ——— :- Indian finance in the days of the company. 1928.
 Banerja, Prathanath :- A study of Indian economies. 3 ed. 1927.
 Banerjain, Joan :- British imperialism in India. 1925.
 Fenton, A. H. :- Indian moral education and caste problems. 1917.
 Blunt, E. A. H. :- The caste system of northern India, with special reference to the United Provinces of Agra and Oudh. 1931.
 Broughton, G. M. :- Labour in Indian industries. 1924. (Thesis-London)
 Brown, A. Clauré :- The ordinary man's India. [c1927]
 Burnett-Hurst, A. R. :- Labour and housing in Bombay: a study in the economic conditions of the wage-earning classes in Bombay. 1925.
 Chabhanj H. L. :- Indian currency and exchange 1925.
 ——— :- Indian currency, banking and exchange 1922.
 Chakraberty, Chandra :- A study in Hindu social polity. 1923
 Chand, Gyan :- The financial system of India. 1926.
 Chisol, Sir Valentine :- India. 1930.
 Corjee, J. C. :- The Indian fiscal problems, being a course of seven lectures delivered at Patna university in August 1925. 1924.
 ——— :- India's currency exchange and banking problems 1925-1923. 1928.

- The reserve bank of India. [1926?]
 Deo, L. S. *comp.* :- Indian automatic exchange tables. 1929.
 Das, Rajani Kanta :- Factory labor in India. 1923.
 — The labor movement in India. 1923.
 Edwards, S. M. :- Crime in India. 1924.
 Ewbank, R. B. *ed.* :- Indian co-operative studies. 1920. (university of Bombay: economic series, no. 2)
 Finnenore, John :- Home life in India. 1917.
 Furer-Haimendorf, Christoph von :- Die Naxkten Nagas: Drei-zehn Monate unter Kopfgängern Indiens; 3 aufl. 1940.
 Ghurye, G. S. :- Caste and race in India. 1932.
 Gilchrist, R. N. :- Indian nationality. 1920.
 Gt. Brit. *India office* :- Recommendations of the government of India regarding the demarcation between central and provincial revenues 1919.
 — East India accounts & estimates, 1929-30.
 — East India (progress and conditions): statement exhibiting the moral and material progress and condition of India, no. 54(1917/18)-70(1934/35). 1919-37. 9v.
 — Report of the Indian states committee, 1928/29. 1929.
 Gt. Brit. *Royal commission on Indian currency and finance* :- Publications.
 Harcourt, H. :- Sidelights on the crisis in India; being the letters of an Indian civilian and some replies of an Indian friend. 1924.
 Holderness, Sir T. W. :- Peoples & problems of India. 1928.
 India. *Dept. of statistics* :- Statistics of British India, issue 8, vol. 2: financial statistics. 1918.
 Investor's India year-book.
 Jain, L. C. :- Indigenous banking in India. 1929.
 James, H. R. :- Education and statecraft in India 1747 to 1910. 2 ed. 1917.
 Jathar, G. B. & Beri, S. G. :- Indian economics, being a comprehensive and critical survey of the economic problems of India, vol. 1. 1923.
 Jevons, H. Stanley :- The future of exchange and the Indian currency. 1922.
 Jinarajadasa, G. :- The meeting of the East and the West. 1921. (the Asian library, 3)
 Kendall, Patricia:- Come with me to India A quest for truth among peoples and problems. 1931.
 Keynes, John Maynard :- Indian currency and finance. 1924.
 Khan, A. Wajid :- Financial problems of Indian states under federation. 1935.
 Kraft, A. J. C. :- Cooperative in India: een social paedagogisch vraagstuk. 1929.
 Madon, B. F. :- Exchange fallacies exposed, being India's exchange problem, pt. 2. 1925.
 Madon, B. F. :- India's exchange problem. 1925.
 Mahindra, K. G. :- Indian currency and exchange. 1922.
 Mayo, Katherine :- Mother India. [c1927]
 Moreland, W. H. :- From Akbar to Aurangzeb: a study in Indian economic history. 1923.
 — India at the death of Akbar. 1920.
 Mukerjee, Radhakamal :- Land problems of India. 1933. (Calcutta university readership lectures)
 Mukhtar, Ahmad :- Factory labour in India. 1930.
 Narain, Brij :- The population of India; a comparative study. 1925.
 New India office, *Madras. ed.* :- Gandhian non-co-operation; or, shall India commit suicide? a vade-mecum against non-co-operation for all Indian patriots. 1930.
 Noble, Margaret E. :- The web of Indian life; by the sister Nivedita of Ramakrishna-Vivekananda. 1918.
 Norrley, W. Brook & Morris, C. J. :- The Gurkhas: their manners,

- customs and country. 1923.
 Pillai, P. Padmanabha :- Economic conditions in India. 1925.
 Rai, Lajpat :- England's debt to India: a historical narrative of Britain's fiscal policy in India. 1917.
 Rai, Lajpat:- The problem of national education in India. 1920.
 Raina, J. L. :- The co-operative movement in India: a comparative study. 1923.
 Ramaiya, A. :- Monetary reform in India. 1926.
 Rannadive, B. T. :- Population problem of India. 1930.
 Rees, J. D. :- The real India. 2 ed. 1909.
 Ronaldshay, earl. :- The heart of Aryavarta: a study of the psychology of Indian unrest. 1925.
 Roy, Manabendra Nath :- Indians: 11 aufl. 1922.
 Rusforth, F. V. :- The Indian exchange problem. 1921.
 Sastry, K. R. R. :- South Indian guilds; with a note from the late Dr. Marshall of Cambridge. 1925.
 Shah, K. T. :- Sixty years of Indian finance. 1921.
 Shah, K. T. & Khambata, K. J. :- Wealth and taxable capacity of India. 1924.
 Sharif, Jafar :- Islam in India; or, the Qanun-i-Islam: the customs of the Muslims of India; tr. by G. A. Herklots. 1921.
 Sinha, H. :- Early European banking in India, with some reflections on present conditions 1927.
 Sinha, J. C. :- Economic annals of Bengal. 1927.
 Strickland, C. F. :- An introduction to co-operation in India. 1922. (India of to-day, vol. 1)
 — Review of rural welfare activities in India, 1922.
 Thacker's directory of the chief industries of India, Burma and Ceylon. 1927.
 Thakur, B. T. :- Organization of Indian banking. 1927.
 Thomas, P. J. :- The growth of federal finance in India: being a

- survey of India's public finances from 1833 to 1939. 1939.
 Underwood, A. C. :- Contemporary thought of India. 1931.
 Vakil, C. N. :- Financial developments in modern India. 1860-1924.
 Vakil, C. N. & Murtanjan, S. K. :- Currency and prices in India. 1927.
 Venkateswara, S. V. :- Indian culture. vol. I. Education and the propagation of culture. 1928.
 Wadia, P. A. & Joshi, G. N. :- Money and the money market in India. 1926
 Williams, Gertrude Marvin :- Understanding India. 1928.
 Wolf, Henry W. :- Co-operation in India; 2 ed. 1927.
 — People's banks: a record of social and economic success; 4 ed. 1919.
 Zinnau, Savel :- Living India. 1928.
 Peanulamp, John 著 松原 宏 譯 :- イギリス帝國主義下の印度 昭和10
 Jathar & Beri 著 東亜研究所 譯 :- 印度農業—農村負債 昭和16 (資料丙第68號14D)
 木村日記 :- 印度階級制度の現状 昭和15 (マジャ問題講座第9巻ノ内)
 松倉乾二 :- 最近印度經濟事情 再版 大正 7
 坂田國助 :- 印度經濟事情
 商工省貿易局 編 :- 印度經濟事情 昭和 5
 臺灣總督府官房調査課 編 :- 印度幣制改革問題 大正15 (南支那及南洋調査第119輯)
 — 最近之印度 大正 7 (南支那及南洋調査第24輯)
 矢内原忠雄 :- 帝國主義下の印度 昭和12 (經濟特殊研究叢書)
 内藤智秀 :- 印度の歴史と社會 昭和18
 金田近二 :- 南洋及印度經濟論 昭和18
 小生第四郎 :- 印度資源論 昭和17
 末 高信 :- 印度經濟の研究 昭和17

國際文化協會 :- 現代印度の構成 昭和17
金平太郎 :- 大東亞戰下の印度 昭和17
渡多野島峰 :- 印度獨立戰爭 昭和17
後藤 勇 :- 印度農業經濟論 昭和18

譯註・索引

Anderson, G. & Suedar, M. :- The expansion of British India, 1818-1858. 1918. (the last days of the Indian history, 1)
Anderson, Philip :- The English in Western India, being the history of the factory at Surat, of Bombay, and the subordinate factories on the western coast; 2 ed.
Ballard, Admiral G. A. :- Rulers of the Indian ocean. 1927.
Fox, Ralph :- The colonial policy of British imperialism. 1933.
Indian emigration: by "Emigrant" 1934. (India of today, vol. 5)
A joint address from Europeans and Indians to His Excellency the viceroy and governor-general and the right honourable the secretary of state for India.
Lyall, Sir Alfred :- The rise and expansion of the British dominion in India. 1930.
Malleson, G. B. :- History of the French in India from the founding of Pondichery in 1674 to the capture of that place in 1761: 2 ed. 1909.
Sainsbury, Ethel Bruce :- A calendar of the court minutes etc. of the East India company, 1635-39. 1907.
:- A calendar of the court minutes etc. of the East India company, 1640/43-1668/70. 1909-29. 7v.
Thompson, Edward & Garratt, G. T. :- Rise and fulfilment of British rule in India. 1934.
譯註・索引・文藝叢書・文藝叢書
Brown, H. P. :- An elementary manual on Indian wood technology. 1925.

statistics of India.
Dept. of industries and labour :- Irrigation in India, review for 1927-28. 1929.
Indian irrigation commission :- Report, 1901-03, pt. 2 & maps. 1903. 3v.
Indian central cotton committee, Bombay :- Annual report.
Leake, H. Martin :- The bases of agricultural practice and economics in the united provinces, India. 1921.
:- The foundations of Indian agriculture; 2 ed. 1923.
Maniam, F. V. S. :- The cattle wealth of India; 2 ed. 1933.
Mukerjee, Radhaharnal :- The rural economy of India. 1926.
Mukerji, Nitya Gopal :- Handbook of Indian agriculture. 4 ed. 1923.
Ranga, N. G. :- Economic organisation of Indian villages, vol. 2. 1929 (Andhra economic series, no. 2)
Smythies, E. A. :- India's forest wealth; 2 ed. 1925. (India of today, vol. 6)
Stebbing, E. P. :- The forests of India. 1922. 3v.
Trotter, H. :- The common commercial timbers of India and their uses. 1929.
Troup, R. S. :- The silviculture of Indian trees. 1921. 3v.
Vakil, G. N. and others :- Growth of trade and industry in modern India. 1931.
Wester, P. J. :- A descriptive list of mango varieties in India. 1922. (Bureau of agri. bulletin no. 36)
Watson, Robert :- Notes on a tour in the coconut planting districts of the Madras presidency. 1928. (Dept. of agriculture bulletin no. 22)

Ceylon. Dept. of agriculture :- Technical reports.
Ceylon rubber research scheme :- Quarterly circular. (reprinted from the tropical agriculturist)
Clouston, D. :- Review of agricultural operations in India 1927-28. 1929.
Carter, E. A. :- The cultivation and manufacture of tea in Ceylon and India. 1932. (Dept. of agri. S. S. & F. M. S., general series, no. 9)
Elliott, E. C. & Whitehead, F. J. :- Tea planting in Ceylon. 1926. Forest research institute, Dehra Dun. Economic branch :- The development of India's forest resources. 1925.
Gadgil, D. R. :- The industrial evolution of India in recent times. 1929.
Gt. Brit. Forests dept. :- Annual return of statistics relating to forest administration in British India.
India office :- Report of the Indian industrial commission, 1916-18. 1919.
Royal commission on agriculture in India :- Abridged report. 1923
:- Publications, vol. 1 1927. 16v.
:- Report of the royal commission on agriculture in India. 1928.
Harris, D. G. :- Irrigation in India. 1922. (India of to-day, vol. 3)
Hilson, G. R. :- Cotton cultivation in Ceylon. 1926. (sessional paper, 10, 1926)
Imperial institute. Indian trade enquiry :- Reports on oil-seeds. 1930.
:- Reports on rice. 1923.
India. Dept. of agriculture :- Administration report of the director of agriculture, 1926. 1927. (Ceylon administration reports for 1926, pt. 4)
Dept. of commercial intelligence and statistics :- Agricultural

胡長正雄 :- 印度棉花事情 昭和7
日印協會 :- 印度產業貿易情勢 昭和10
臺灣總督府殖産局 村岡俊郎 調査 :- 錫蘭の茶業 昭和13 (殖産局出版第824號)
下田文一 調査 :- 印度・錫蘭及爪哇の茶業 大正12 (殖産局出版第319號)
後藤 勇 :- 印度農業經濟 昭和18
譯註・索引・文藝叢書・文藝叢書
Batalaler, C. C. :- American automotive products in India. 1922. (special agents ser. no. 222)
Clow, A. G. :- The state and industry: a narrative of Indian government policy and action in relation to industry under the reformed constitution. 1928.
Das, Naktropal :- Industrial enterprise in India. 1932.
Das, Rajani Kanta :- Factory legislation in India. 1923.
Gandhi, M. P. :- The Indian cotton textile industry: its past, present and future. 1930.
Hardy, G. S. :- Report on the import tariff on cotton piece-goods and on external competition in the cotton piece-goods trade. 1929. Imperial institute. Indian trade enquiry, Lond. :- Reports on jute and silk. 1921.
:- Report on lutes and skins. 1920.
:- Reports on lag, turpentine and resin. 1922.
:- Reports on timbers and paper materials. 1921.
India. Dept. of mines :- Annual report of the chief inspector of mines in India for the year ending 31st December 1926. 1927.
India. Tariff board :- Evidence recorded during enquiry regarding the grant of supplementary protection to the steel industry. 1925.

- :— March industry, vol.1-4. 1929. 2v.
- :— Oral evidence recorded during enquiry regarding grant of protection to the oil industry. vol. 2. 1929.
- :— Report of the Indian tariff board regarding the grant of protection to the cotton textile industry. 1922.
- :— Report of the Indian tariff board regarding the grant of supplementary protection to the steel industry. 1925.
- :— Report of the Indian tariff board on the question of tariff equality in respect of the manufacture of Manila rope including the written and oral evidence recorded during the enquiry. 1929.
- :— Report of the Indian tariff board on the removal of the revenue duty on pig iron including the evidence recorded during the enquiry. 1930.
- Lundquist, R. A. :— Electrical goods in British India and Ceylon. 1922. (U. S. bureau of foreign and domestic commerce, special agents series, no. 213)
- Matheson, M. Ceale :— Indian industry: yesterday, today and to-morrow. 1930.
- Mitra, C. S. :— The cultivation of lac in the plains of India (Lacifer lacca, Kerr) 1929. (bulletin, no. 185)
- Odell, Ralph M. :— Cotton goods in Ceylon 1916. (U. S. bureau of foreign and domestic commerce: special agents series, no. 123)
- Odell, Ralph M. :— Cotton goods in British India, pt. 2, 4, 5, 6, 1917-18. (U. S. Bureau of foreign and domestic commerce: special agents series, nos. 127, 149, 157)
- Pearse, Arno S. :— The cotton industry of India, being the report of the journey to India. 1930.
- Ratanagur, S. M. ed. :— Bombay industries: the cotton mills. [c1927]
- Soni, H. R. :— Indian industry and its problems. vol. 1: factors in industrial development. 1932.
- Thacker's directory of the chief industries of India, Burma and

- Ceylon, 1931.
- Wallace, D. R. :— The romance of jute: a short history of the Calcutta jute mill industry, 1855-27; 2 ed. 1928.
- 渡邊良吉 :— 日印綿業論 昭和 6
- 秦 恒雄 :— 印度及濠洲織業の解剖 昭和18
- 植綿・苧麻の歴史
- A'ien. *Government* :— Trade and navigation report of A'ien.
- Anstey, V. :— The trade of the Indian ocean. 1929.
- Calcutta. Indian chamber of commerce :— Annual report of the committee.
- Clarke, Geoffrey :— The post office of India and its story. 1921.
- Gr. Brit. *Dept. of overseas trade* :— Report on the conditions and prospects of British trade in India. (Annual)
- Gr. Brit. *Empire marketing board* :— Production and trade of the Indian empire 1930.
- Hamilton, C. J. :— The trade relations between England and India, 1600-1896. 1919.
- Hammerich, Franz :— Die Erste deutsche Handelsfahrt nach Indien 1505/06. 1922.
- Illustrated guide to the south Indian railway. 1921.
- India. *Dept. of commercial intelligence and statistics* :— Accounts of the trade of the Portuguese possessions in India, 1921-25. 1931. (supplement to the annual statement of the sea-borne trade of British India)
- :— Annual statement of the sea-borne trade of British India, with the British empire and foreign countries.
- :— Review of the trade of India. (Annual)
- India. *Government* :— Indian sea customs manual. 1923.
- India. *Railway dept.* :— Report by the railway board on Indian railways, 1927-28. 1928-29. 2v.
- Iyer, K. V. :— Indian railways. 1924. (India of to-day, vol. 7)

- Kabiri, Salyendramohan :— The law of carriers in British India. 1923.
- Mehta, N. R. :— Indian railways: rates and regulations. 1927.
- Nicholas, S. E. N. :— Commercial Ceylon. 1933.
- Shah, K. T. :— Trade, tariffs & transport in India. 1922.
- Thomas, P. J. :— Mercantilism and the East India trade. 1926.
- Vakil, C. N. & Munshi, M. C. :— Industrial policy of India, with special reference to customs tariff. 1924.
- Weld, William Ernest :— India's demand for transportation. 1920. (studies in history, economics and public law, vol. 90, no. 2)
- 外務省通商局第二課編 :— 日印貿易概覽 昭和 5
- 今村忠男編 :— 印度の産業と關稅 昭和 9
- 日本貿易協會編 :— 我對印輸出の現狀と發展策 昭和 8
- 大阪市産業部調査課編 :— 英領印度關稅定率表 昭和 6
- 東亞研究所編 :— 印度の貿易と國際收支 昭和16
- :— 印度の通商協定・オックスワラ其他ノ協定 昭和16
- 植綿・苧麻の歴史
- Brenner, Monsteyen :— Memoirs of a Ceylon planter's travels. 1851 to 1921. 1930.
- British India from Queen Elizabeth to Lord Reding: by an Indian mohammedan. 1926.
- Bonsels, Waldemar :— An Indian journey. 1923.
- Rowley, Thomas :— A geographical account of countries round the Bay of Bengal, 1669 to 1679; ed. by Sir Richard Carnac Temple. 1905. (works by the Hakluyt society, ser. 2, no. 12)
- Burgess, James :— The chronology of modern India: for four hundred years from the close of the fifteenth century. A. D. 1494-1894. 1913.
- Cambridge history of India. vol. 1-6. 1923-27. 5v.
- Ceylon. *Government* :— Handbook of commercial and general information for Ceylon, 1922.

- :— Supplement to the handbook of commercial and general information for Ceylon, 1922. 1925.
- Clark, Alfred :— Ceylon. 1920.
- Codrington, H. W. :— A short history of Ceylon, with a chapter on archaeology by A. M. Hoart. 1926.
- Cook Co. :— Ceylon: information for visitors to the island, with notes on climate and places of interest, 1925-36.
- Cook, Thomas. co. :— India, Burma and Ceylon: information for travellers and residents. 1927.
- Crooke, William. ed. :— Travels in India by Jean-Baptiste Tavernier 2 ed.; tr. by V. Ball. 1925.
- Darjeeling-Himalayan railway co. :— Darjeeling and its mountain railway. 1921.
- Diquit, Len :— A visit to Bombay. 1927.
- Dodwell, Henry :— A sketch of the history of Indian from 1858 to 1918. 1925.
- Elliott, Brooke C. & Martin, A. L. :— The real Ceylon. no. 1: travel in Ceylon. 1924.
- Elphinstone, Monstuart :— The rise of the British power in the East. ed. by Sir Edward Colebrooke. 1887.
- Ferguson's Ceylon directory, 1920/21, '25, '29. 1920-29. 3v.
- Finmemore, John :— India. 1924.
- Gandhi, Mahatma & Rolland, Romain :— Mahatma Gandhi: the man who became one with the universal being. tr. by Catherine D. Groot. [c1924]
- Gandhi, M. K. :— The story of my experiments with truth. tr. by Mahadev Desai. 1927. 2v.
- Garbe, Richard :— Indische Reiseeskizzen: 2 anfl. 1925.
- Gompertz, M. L. A. :— Magic Isakaki: an intimate picture of a land of topsy-turvy customs & great natural beauty. by "Crampit". 1923.

- Gl. Brit. Government :- The India office list, pub 41(1927)-47(1933). 4v.
- :- Papers relating to the Coos-Keeling and Christmas Islands. 1897.
- Huxley, Aldous :- Jestig Pilate: the diary of a journey. 1926.
- Imperial gazetteer of India. 1908-31. 26v.
- India. Army depts. :- The Indian army list, July 1929: a distribution list of officers on the active list of the army in Indian army in India, reserve of officers auxiliary force, India, Indian territorial force, Indian ecclesiastical establishment and the warrant of precedence in India. 1929.
- India. Commercial intelligence dept. :- Crop atlas of India 1925.
- Survey of India :- Catalogue of maps. pt. 1-2. 1923.
- Survey of India offices :- India showing railways: open and under construction on 31st. March, 1923, scale 1: 4,250,000. 1923.
- Kawata, T. :- Glimpses of the South seas & India and "Japan trade record". 1920.
- Kincaid, G. A. & Parasnis, D. B. :- A history of the Maratha people vol. 2-3. 1922-25. 2v.
- Koul, Pandit Anand :- The Kashmiri pandit. 1924.
- Law, Nymendr Nath :- Inter-state relations in ancient India. pt. 1. 1920. (Calcutta oriental series, no. 4. E. 1)
- Mills, Lennox A. :- Ceylon under British rule 1795-1923 with an account of the East India company's embassies to Kandy 1762-1795. 1923.
- Molony, J. Chartres :- A book of south India. 1926.
- Nawarath, Alfred :- India and China: a photographic study. 1933.
- Nobel, Alphons :- Indien. 1930. (auslandsführer, bd. 2)
- Nypels, George :- Ilce Nederland Ceilon verloor. 1908.
- O'Connor, V. O. Scott :- The charm of Kashmir. 1920.
- Ottomann, Victor. *hoy.* :- John Hagenbeck unter der Sonne Indiens: Erlebnisse und Abenteuer in Ceylon, Vorder- und Hinterindien, Sumatra, Java und auf den Andamanen. 1926.
- Pieris, P. E. :- Ceylon: the Portuguese era, being a history of the island for the period 1505-1658. 1913-14. 2v.
- :- Ceylon and the Hollanders 1658-1796 1918.
- Roberts, P. E. :- History of British India under the company and the crown: 2 ed. 1923.
- Sewell, Robert :- The analytical history of India: from the earliest times to the abolition of the honourable East India company in 1858. 1870.
- Shary, H. :- Delhi: its story and buildings. 1921.
- Smith, Vincent A. :- The early history of India, from including the invasion of Alexander the Great: 4 ed. 1924.
- :- The Oxford history of India: from the earliest times to the end of 1911. 1927.
- Spender, J. A. :- The changing East. 1926.
- Stamp, L. Dudley :- The Indian empire. pt. 4: India, Burma and Ceylon 1926. (Longmans' regional geographies of India)
- Tandy, E. A. *pub.* :- The "Ten-mile" atlas of India. vol. 1: Assam & Eastern Bengal (including Calcutta and Darjeeling). 1923.
- Thacker's Indian directory including Burma & Ceylon, 1927-33.
- Thomson, Thomas :- Western Himalaya and Tibet: a narrative of a journey through the mountains of northern India, during the years 1847-48. 1852
- The times of Ceylon: green book, 1921.
- :- 7. ed. (1927) 1927.
- Trantz, Friedrich M. :- Ceylon. 1926. (Dahring, Karl: Der Indische Kulturkreis in einzelarstellungen)
- Trevasnik, Hugh Kennedy :- The land of the five rivers: an economic history of the Punjab from the earliest times to the year of grace 1890. 1923.

- Valle, Pietro Della :- The travels of Pietro Della Valle in India, ed. by Edward Grey. 1892. 2v. (works by the Hakluyt society, ser. 1, no. 84-85)
- Younghusband, Sir Francis :- India and Tibet: a history of the relations which have subsisted between the two countries from the time of Warren Hastings to 1910, with a particular account of the mission to Lhasa of 1904. 1910.
- 外務省通商局第二課 :- カラチナ地方事情概観 昭和 4
- 東恩納寛啓 :- 泰・ビルマ・インド 昭和16
- 前田實治郎 :- 錫蘭巡禮記 大正15
- 松田義雄 :- 人種の島まで 大正 8
- 尾高鮮之助 :- 印度日記 昭和15
- Synge, Annp 著 武井武夫 譯 :- 印度の新大場ジャワハルラルル・ネール 昭和15
- 高橋四郎 :- 最近の印度地誌 昭和12
- 東亞研究所編 :- 印度年表草稿 昭和14 (資料乙第15號C)
- 山澤節樹 :- 印度五千年史 昭和17
- 須田敏一 :- 印度五千年通史 昭和17
- 吉永 謙 :- 印度史 昭和17
- ＜麻婆・哥倫波・蘭檳榔・檳榔＞
- Blatter, Ethelbert :- The palms of British India and Ceylon. 1926.
- Brandis, Dietrich :- Indian trees: an account of trees, shrubs, woody climbers, bamboos and palms indigenous or commonly cultivated in the British Indian empire. 1921.
- Far eastern association of tropical medicine, 7th congress :- Souvenir: the Indian empire, being a brief description of the chief features of India and its medical and sanitary problems. 1927.
- India. *Ecological survey* :- Records. v.1(1863)- 1870.
- Kincaid, G. A. & Parasnis, Kuo Bahadur D. B. :- A history of the Maratha people. v. 1. 1918.
- Law, Binata Churn :- Ancient Indian tribes. 1926.

- League of Nations, Geneva :- Health organisation in British India. 1928. (pub. 3: health, 1923, 4; no. 5)
- Lydekker, R. :- The game animals of India, Burma, Malaya, and Tibet. 2 ed. revised by J. G. Dollman. 1924.
- Owen, David Edward :- British opium policy in China and India. 1934.
- Ross, Ronald :- Memoirs, with a full account of the great malarial problem and its solution. 1927.
- Smith, William Carlson :- The Ao Naga tribe of Assam: a study in ethnology and sociology. 1925.
- Sprawson, Coughbert Allan :- Moore's manual of family medicine & hygiene for India. 9. ed. 1921.
- Wadia, D. N. :- Geology of India. 1930.
- Wright, R. G. & Douglas Dewar :- The ducks of India: their habits, breeding grounds and migrations; together with other useful information for the sportsman and observer. 1925.
- 麻婆・檳榔・蘭檳榔
- Anderson, Sir George & Whitehead, Henry :- Christian education in India 1922.
- Arnold, Sir Edwin :- The light of Asia or, the great renaissance, being the life and teaching of Gantamar. 65 ed. 1925.
- Barth, A. :- The religions of India. 5. ed.; tr. by J. wool. 1921.
- Basset, R. H. :- Romantic Ceylon: its history, legend and story. [c1929]
- Garnoy, Albert J. :- Iranian 1917. (mythology of all races. v. 6)
- Christlieb, M. L. :- Uphill steps in India. 1921.
- Coomaraswamy, Aranda K. :- History of Indian and Indonesian art. 1927.
- Easton, J. :- An unfrequented highway through Sikkim and Tibet to Channohori. 1923.
- Parulhar, J. N. :- Modern religious movements in India. 1929.

Forster, F. M. :- A passage to India. 1926.
 Fouche, A. :- L'Art greco-bouddhique du Gandhara: etude sur les origines de l'influence classique dans l'art bouddhique de l'Inde et le l'extreme-orient. t. 1-2. 1905, 1918. 2v.
 Ghosh, J. :- Higher education in Bengal under British rule. 1926. Cl. Brit. India office. East India (Education) :- Progress of education in India: quinquennial review, 9 (1922/27). 1929. 2v.
 ———. Indian statutory commission :- Interim report. 1929. G. H. A. tr. :- The travels of Fa-hsien (399-414 A. D.); or, Record of the Buddhistic kingdoms. 1927.
 Grierson, Sir George A. :- Index of language-names. 1920.
 Henry, Victor :- Elements de sanscrit classique. 1902.
 ———. :- Precis de grammaire Pale. 1904.
 Hodgson, B. H. :- Essays on the languages, literature, and religion of Nepal and Tibet. 1874.
 Jennings, Hargrave :- The Indian religions, or, Results of the mysterious Buddhism, concerning that also which is to be understood in the divinity of fire. 1890.
 Keith, A. Berrisdale :- Indian. 1917. (mythology of all races, v. 6)
 Kellogg, S. H. :- A grammar of the Hindi language, in which are treated the High Hindi, Braj, and the eastern Hindi of the Panayan of Tulsi Das. 3 ed. 1938.
 Kobe, Willi :- Mahatma Gandhi's welt-und Lebens-Anschauung. 1927. (studien zur gegenwartigen Lage in Indien. heft. 2)
 Lawrence, Walter Koper :- The India we served. 1928.
 Lewis, Frederick :- Sixty-four years in Ceylon: reminiscences of life and adventure. 1926.
 MacDonnell, A. A. :- India's past: a survey of her literatures, religions, languages and antiquities. 1927.
 Madras. University :- Tamil lexicon. vol. 1-2. 1924-27. 5v.
 Mayhew, Arthur :- Christianity and the government of India. 1929. ———. :- The education of India: a study of British educational policy in India, 1835-1920, and of its bearing on national life

and problems in India today. 1926.
 Monier-Williams, Sir Monier :- A Sanskrit-English dictionary: etymologically and philologically arranged; with special reference to cognate Indo-European languages; new ed. greatly enlarged and improved. 1899.
 Mukerji, Dhan Gopal :- A son of mother India answers. 1928.
 Oak, V. V. :- England's educational policy in India. 1927.
 Oloott, Mason :- Village schools in India: an investigation with suggestions. 2 ed. 1926.
 Pennell, Theodore :- Doorways of the East: an Indian novel. 1931.
 Rai, Laipat :- The problem of national education in India. 1920.
 Ram, Narain Lal :- The student's practical dictionary, containing sanskrit words with English and Hindi meanings. 1911.
 Rieley, J. A. :- Progress of education in India. 1917-1922. 1924.
 Rogers, Stanley :- The Indian ocean. 1922.
 Sharif, Jafar :- Islam in India; or, The Qanun-i-Islam, the customs of the Musalmans of India; tr. by G. A. Herklotz. 1921.
 Singha, Shoran S. & Shepherd, Arthur P. :- More yarns on India. 1926.
 Stauffer, Milton ed. :- An Indian approach to India. 1928.
 Student's practical dictionary of idioms, phrases and terms, with explanation in English and Romanurdu. 1904.
 Thoburn, J. M. :- India and Malaysia. 1892.
 Titus, Murray T. :- Indian Islam: a religious history of Islam in India. 1930.
 Woodward, F. L. :- The Buddha's path of virtue: a translation of the Dhammapada. 1921.
 小松 清 :- 印度の音楽 昭和15 (アジヤ問題講座第10巻ノ内)
 野口米次郎 :- 現代印度文學 昭和15 (アジヤ問題講座第11巻ノ内)
 吉田 實 :- 印度ビカル教育植民政策 昭和17
 後藤 勇 :- 印度の宗教對立 昭和17
 山川亮作 :- 印度の回教徒 昭和18
 岡崎文規 :- 印度の民族と生活 昭和17

【印度 終】

昭和十八年九月二十八日印刷
昭和十八年九月三十日發行

臺北市文武町一番地
編輯兼發行者 臺灣總督府外事部

臺北市榮町三丁目十五番地
印刷人 臺灣出版印刷株式會社
代表者 專務取締役 青木秀巳

不許複製

臺北市京町一丁目四十三番地
印刷所 臺灣出版印刷株式會社 第一工場

Forster, E. M. :- A passage to India. 1936.
 Foucher, A. :- L'Art greco-bouddhique du Gandhara: etude sur les origines de l'influence classique dans l'art bouddhique de l'Inde et le l'extreme-orient. t. 1-2. 1905, 1918. 2v.
 Ghosh, J. :- Higher education in Bengal under British rule. 1926.
 Gt. Brit. India office. East India (Education) :- Progress of education in India: quinquennial review, 9 (1929/37). 1939. 2v.
 —. Indian statutory commission :- Interim report. 1929.
 Giles, H. A. fr. :- The travels of Fa-hsien (399-414 A. D.); or, Record of the Buddhistic kingdoms. 1923.
 Grierson, Sir George A. :- Index of language-names. 1920.
 —. :- Linguistic survey of India. vol. 1-11. 1903-28. 19v.
 Henry, Victor :- Elements de sanscrit classique. 1902.
 —. :- Precis de grammaire Palie. 1904.
 Hodgson, B. H. :- Essays on the languages, literature, and religion of Nepal and Tibet. 1874.
 Jennings, Hargrave :- The Indian religions or, Results of the mysterious Buddhism, concerning that also which is to be understood in the divinity of fire. 1890.
 Keith, A. Berriedale :- Indian. 1917. (mythology of all races, v. 6)
 Kellogg, S. H. :- A grammar of the Hindi language, in which are treated the High Hindi, Braj, and the eastern Hindi of the Banayan of Tulsî Das; 3 ed. 1938.
 Kobe, Willi :- Malatma Gandhi's welt-und Lebens-Anschauung. 1925. (studien zur gegenwartigen Lage in Indien. heft. 2)
 Lawrence, Walter Roper :- The India we served. 1923.
 Lewis, Frederick :- Sixty-four years in Ceylon: reminiscences of life and adventure. 1926.
 MacDonnell, A. A. :- India's past: a survey of her literatures, religions, languages and antiquities. 1927.
 Madras. University :- Tamil lexicon. vol. 1-2. 1924-27. 5v.
 Mayhew, Arthur :- Christianity and the government of India. 1929.
 —. :- The education of India: a study of British educational policy in India, 1835-1920, and of its bearing on national life

and problems in India today. 1926.
 Monier-Williams, Sir Monier :- A Sanskrit-English dictionary: etymologically and philologically arranged with special reference to cognate Indo-European languages; new ed. greatly enlarged and improved. 1899.
 Mukerji, Dhan Gopal :- A son of mother India answers. 1923.
 Oak, V. V. :- England's educational policy in India. 1925.
 Olcott, Alison :- Village schools in India: an investigation with suggestions. 2 ed. 1926.
 Pennell, Theodore :- Doorways of the East: an Indian novel. 1921.
 Rai, Lajpat :- The problem of national education in India. 1920.
 Ram. Narain Lal :- The student's practical dictionary, containing sanskrit words with English and Hindi meanings. 1911.
 Rieley, J. A. :- Progress of education in India, 1917-1922. 1924.
 Rogers, Stanley :- The Indian ocean. 1922.
 Sharif, Jafar :- Islam in India; or, The Qaum-i-Islam, the customs of the Muslims of India; tr. by G. A. Herklots. 1921.
 Sinha, Shoran S. & Shepherd, Arthur P. :- More yarns on India. 1926.
 Stauffer, Milton ed. :- An Indian approach to India. 1928.
 Student's practical dictionary of idioms, phrases and terms, with explanation in English and Romanurdu. 1904.
 Thoburn, J. M. :- India and Malaysia. 1892.
 Titus, Murray T. :- Indian Islam: a religious history of Islam in India. 1920.
 Woodward, F. L. :- The Buddha's path of virtue: a translation of the Dhammapada. 1921.
 小松 清 :- 印度の音楽 昭和15 (アジヤ問題講座第10巻ノ内)
 野口米次郎 :- 現代印度文學 昭和15 (アジヤ問題講座第11巻ノ内)
 吉田 實 :- 印度ビルマ教育植民政策 昭和17
 後藤 勇 :- 印度の宗教對立 昭和17
 山川亮作 :- 印度の回教徒 昭和18
 岡崎文規 :- 印度の民族と生活 昭和17

[出 處 録]

昭和十八年九月二十八日印刷
 昭和十八年九月三十日發行

製本控 同第 號

14.5	兩	996	號	年	月	日
書名 南洋年鑑 上						
著者						
受入年月日						
備考						

株式會社
 秀巳
 工場

14.5
998

終